

角田市地域防災計画

資料編

目次

第1章 総則に関する資料	1
資料1-2-1 角田市防災会議条例	1
資料1-2-2 角田市防災会議規程	3
資料1-2-3 角田市水防協議会条例 水防	4
資料1-2-4 角田市災害対策本部条例	6
資料1-2-5 角田市災害対策本部運営要綱 水防	7
資料1-2-7 主な水防用語の定義 水防	23
資料1-2-8 水防法に規定されている水防の責任及び義務 水防	26
第2章 災害予防に関する資料	29
資料2-1-1 市内の主な河川	29
資料2-1-2 国土交通省管理河川の重要水防箇所 水防	30
資料2-1-5 雨量観測所及び水位観測所 水防	39
資料2-1-6 水防倉庫の状況	40
資料2-1-8 土砂災害警戒区域等指定箇所	42
資料2-1-9 山地災害危険地区	54
資料2-1-11 除雪・融雪対象の主要道路	57
資料2-1-12 水防上重要な水こう門等 水防	57
資料2-7-1 自主防災組織結成状況	61
資料2-9-1 浸水想定区域内等要配慮者利用施設 水防	64
資料2-10-1 防災行政無線の設置状況	66
資料2-10-2 宮城県地域衛星通信ネットワーク全体イメージ	67
資料2-10-3 宮城県総合防災情報システム概要図	68
資料2-12-1 市の防災拠点	68
資料2-13-1 災害時における相互応援等協定一覧表	69
資料2-15-1 角田市緊急輸送道路	71
資料2-16-1 指定緊急避難場所及び指定避難所	73
資料2-18-1 食料・飲料水の備蓄状況	75
資料2-18-2 給水資機材の保有状況	75
資料2-21-1 非常用マンホールトイレの整備状況	76
資料2-22-1 市街地・準市街地	77
資料2-22-2 防火対象物の状況	78
資料2-22-3 消防力の状況	79
資料2-22-4 森林分布図	80
資料2-22-5 林野火災の消防体制	81
資料2-22-6 危険物施設等の状況	81
資料2-22-7 高圧ガス関係事業所数	82

第3章 応急対策に関する資料	83
資料3-1-1 洪水予報文例 水防	83
資料3-1-2 通知（洪水特別警報水位文例） 水防	86
資料3-1-3 水防警報文例（パターン文） 水防	88
資料3-2-1 角田市行政区（93）	91
資料3-2-2 消防団（非常警戒巡視）区分	92
資料3-2-3 市町村被害状況報告要領	93
資料3-3-1 無線通信局一覧及び民間無線局一覧	99
資料3-6-1 水防活動報告書 水防	100
資料3-8-1 救助の種類	102
資料3-9-1 自衛隊自主派遣の判断基準	108
資料3-9-2 自衛隊災害派遣要請書及び撤収要請書	110
資料3-9-3 災害派遣時に実施する救援活動及び災害派遣時の権限	112
資料3-9-4 自衛隊車両の駐車場	113
資料3-9-5 ヘリポートの設置	114
資料3-10-1 緊急救助活動の連絡先	114
資料3-11-1 救護所の設置予定場所	115
資料3-11-2 市内の医療機関一覧	116
資料3-12-1 緊急通行車両の標章	117
資料3-12-2 緊急通行車両確認証明書	118
資料3-12-3 市所有車両等	119
資料3-12-4 旅客自動車運送業者	123
資料3-12-5 貨物自動車運送業者	123
資料3-12-6 ヘリコプター発着場所	123
資料3-13-1 防災ヘリコプター緊急運航要請書	124
資料3-14-1 避難指示等の実施者及び根拠法令	125
資料3-19-1 米穀の調達先	126
資料3-19-2 その他副食品等の調達先	126
資料3-19-3 調達物資の集積場所	126
資料3-19-4 炊き出しの実施予定場所	127
資料3-19-5 炊き出しの協力団体	127
資料3-19-6 目標とする給水量	127
資料3-19-7 防災備蓄品	128
資料3-21-1 死体捜索の実施要領	129
資料3-21-2 遺体の一時保存予定地	130
資料3-21-3 火葬、埋葬の実施要領	131
資料3-24-1 学校施設の代替予定施設	132
資料3-33-1 市内の主な建設業者	133

第4章 災害復旧・復興対策に関する資料	134
資料4-2-1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給要件	134
資料4-2-2 角田市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予の取扱基準.....	135
資料4-7-1 激甚災害及び局地激甚災害の指定基準	137

第1章 総則に関する資料

資料1—2—1 角田市防災会議条例

角田市防災会議条例

制定	昭和38年4月1日	条例第14号
改正	昭和38年9月10日	条例第26号
	昭和38年12月24日	条例第36号
	昭和52年6月24日	条例第15号
	平成8年3月26日	条例第4号
	平成12年3月31日	条例第3号
	平成24年9月25日	条例第16号
	令和4年6月24日	条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき、角田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 角田市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 宮城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 宮城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市議会議員のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (6) 市の教育委員会の教育長
 - (7) 市の消防団長
 - (8) 仙南地域広域行政事務組合の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 指定公共機関及び公共的団体の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指命する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年9月10日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年12月24日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年6月2日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月26日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年6月24日条例第19号)

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

角田市防災会議規程

制定 昭和 39 年 4 月 1 日 庁訓第 2 号

第 1 条 この規程は、角田市防災会議条例（昭和 38 年角田市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき条例に定めるもののほか角田市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 防災会議の招集は、会長が会議開催の 5 日前までに、開催日時、開催場所及び議事事項を示して委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 委員は病気その他の理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

第 3 条 防災会議に関する次の事項は、会議録に記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 説明等のため出席した者の氏名
- (4) 諸報告の概要
- (5) 議事の概要
- (6) その他会議において必要と認める事項

第 4 条 防災会議に置く部会の数、名称及び構成については、会長が防災会議にはかつて定める。

2 部会の招集は、部会長が会長の承認を得て第 2 条第 1 項の例に準じて当該部会に属する委員に通知して行うものとする。

3 第 2 条第 2 項の規定は、病気その他の理由により部会に出席することができない委員について準用する。

第 5 条 部会の運営については、前条に定めるもののほか、防災会議の例に準ずるものとする。

2 会長は、部会において調査審議すべき事項と決定したものについては、すみやかに関係部会に付議するものとする。

3 関係部会は、前項の規定により付議された事項の調査審議を終ったときは、すみやかに報告書に議事録を添え会長に提出するものとする。

4 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

第 6 条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

角田市水防協議会条例

平成 8 年 3 月 26 日条例第 6 号

改正 平成 17 年 9 月 27 日条例第 28 号

平成 24 年 3 月 15 日条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 34 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、角田市水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 角田市水防計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 水防に関する重要事項の調査審議に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び 25 人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 宮城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 宮城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市議会議員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
- (6) 教育委員会教育長
- (7) 消防団長
- (8) 仙南地域広域行政事務組合の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 指定公共機関及び公共的団体の職員のうちから市長が委嘱する者

(任期)

第 4 条 前条第 9 号の委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(役員)

第 5 条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 協議会に、副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 9月27日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3月15日条例第 8号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1—2—4 角田市災害対策本部条例

角田市災害対策本部条例

制定 昭和 38 年 4 月 1 日 条例第 15 号

改正 平成 8 年 3 月 26 日 条例第 5 号

平成 24 年 9 月 25 日 条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき、角田市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 26 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

角田市災害対策本部運営要綱

制定 昭和 53年10月 31日

改正 昭和 54年 3月 31日

昭和 59年 4月 1日

平成 8年 3月 26日 告示第 17号

平成 8年 4月 1日 告示第 30号

平成 9年 3月 31日 告示第 27号

平成 10年 4月 14日 告示第 36号

平成 14年 4月 1日 告示第 44号

平成 17年 3月 31日 告示第 33号

平成 17年 8月 3日 告示第 70号

平成 18年 1月 24日 告示第 6号

平成 18年 3月 31日 告示第 50号

平成 19年 3月 30日 告示第 39号

平成 20年 6月 2日 告示第 56号

平成 22年 3月 31日 告示第 35号

平成 23年 4月 28日 告示第 66号

平成 23年 12月 9日 告示第 127号

平成 24年 3月 30日 告示第 65号

平成 25年 3月 29日 告示第 55号

平成 26年 3月 31日 告示第 47号

平成 26年 12月 8日 告示第 112号

平成 27年 3月 31日 告示第 54号

平成 29年 3月 31日 告示第 61号

平成 30年 3月 30日 告示第 64号

平成 31年 3月 29日 告示第 68号

令和 2年 3月 31日 告示第 72号

令和 3年 3月 31日 告示第 63号

令和 4年 3月 11日 告示第 22号

令和 4年 3月 31日 告示第 41号

令和 5年 3月 31日 告示第 30号

令和 6年 3月 29日 告示第 54号

令和 7年 3月 28日 告示第 51号

令和 7年 3月 31日 告示第 72号

角田市災害対策本部運営要綱

角田市災害対策本部運営要綱（昭和38年 4月 1日）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、角田市災害対策本部条例（昭和38年角田市条例第15号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、角田市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の位置)

第2条 本部は、角田市役所内に置く。

(対策本部の設置及び廃止)

第3条 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は、角田市地域防災計画の定めるところにより、対策本部を設置することができる。

2 災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市長は、対策本部を廃止する。

(本部員会議)

第4条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部員会議により災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施を推進する。

2 本部員会議は、本部長が招集する。

3 本部員は、災害応急対策に関し本部員会議に付議する必要があると認める場合は、その資料を提示し、本部長に本部員会議の開催を求めることができる。

4 本部員が本部員会議に出席する場合は、それぞれの所管事項に関する次の災害対策資料を提出しなければならない。

- (1) 災害及び被害の状況
- (2) 応急活動及び措置内容
- (3) 住民及び関係機関等に対する指導又は連絡調整事項
- (4) 今後の応急対策及び復旧対策（以下別表第2において「応急復旧」という。）
- (5) その他本部長の指示事項

5 本部長は、災害応急対策の協議に当たって各関係機関を会議に出席させることができる。

(本部連絡会議)

第4条の2 本部員会議に、部会として本部連絡会議を置く。

2 本部連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 災害対策本部運営及び各部の総合調整に関すること。
- (2) 本部長又は副本部長の指示等の伝達に関すること。
- (3) 関係機関及び協力機関に対する連絡調整並びに協力要請に関すること。
- (4) 被害及び災害対策活動の情報に係る資料の収集・報告に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認める事項

3 本部連絡会議は、危機管理監、副危機管理監及び連絡員で構成する。

4 本部連絡会議は、危機管理監が主宰する。ただし、危機管理監が不在のときは、副危機管理監の職にある者がその職務を代理し、危機管理監及び副危機管理監がともに不在のときは、危機管理監があらかじめ指名する連絡員がその職務を代理する。

- 5 連絡員は、総務班、まちづくり推進班、保健福祉班、建設班、上下水道部、教育総務班及び生涯学習班の班員の中から、当該班の所管部長が指名した者（課長補佐に相当する職にある者に限る。）をもって充て、危機管理監の命を受け各部相互の連絡調整及び各種情報の収集に従事する。
- 6 危機管理監は、必要があると認めるときは、連絡員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 7 本部連絡会議の庶務は、防災安全課において処理する。

（本部員会議等への付議）

第4条の3 危機管理監は、必要に応じ、本部連絡会議における審議の結果を本部員会議に付議し、又は報告するものとする。

- 2 災害対策に関する重要事項で急施を要するものその他特別の事情があるものについて、危機管理監が必要と認めるとき又は他の本部員が危機管理監と協議のうえ必要と認めるときは、当該事項を本部連絡会議に付議することができる。

（部の設置）

第5条 条例第3条に規定する部は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 部に部長及び副部長を置き、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（班の設置）

第6条 部に別表第1に掲げる班を置く。

- 2 班に班長及び班員を置き、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 班長は、上司の命を受け、班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 班員は、上司の命を受け、班の業務に従事する。

（部及び班の分掌業務）

第7条 部及び班は、別表第2に定める災害対策業務を分掌し、これを実施する。

（職員の配備）

第8条 本部長は、第3条第1項の規定により対策本部を設置した場合は、別表第3に定める非常配備基準により職員の配備を指令する。

- 2 前項の規定による非常配備体制の解除は、本部長が指令する。
- 3 部長は、非常配備基準によりあらかじめ各班ごとの配備編成計画を毎年4月1日現在をもって作成し、所属職員に徹底するとともに、4月末日までに本部長に提出しなければならない。
- 4 配備編成計画は、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

(1) 配備区分ごとの職員名

(2) 週休日、休日及び勤務時間外の配備措置並びに招集の連絡方法

（自衛隊の派遣要請）

第9条 部長は、自衛隊の派遣を要請する必要があると認める場合は、直ちに本部長に連絡しなければならない。

- 2 本部長が、自衛隊の派遣要請を決定したときは、危機管理監は直ちに宮城県知事に対し、派遣要請の手続きをしなければならない。

（協力機関の協力要請）

第10条 部長は、隣接市町その他の協力機関の応援協力を必要と認める場合は、直ちに本部長に連絡しなければならない。

2 本部長が協力機関の協力要請を決定したときは、危機管理監は、直ちに協力機関に対し、協力要請の手続きをしなければならない。

(被害状況等報告の取扱い)

第 11 条 部長は、災害の被害状況及び応急対策措置について随時被害状況報告書(様式)により危機管理監に通報しなければならない。

2 危機管理監は、前項の通報を取りまとめ本部長に報告しなければならない。

3 本部長は、被害状況等を宮城県災害対策本部大河原支部長に報告し、必要に応じ住民等に公表する。

(記録)

第 12 条 部長は、災害に関する各種情報、指示事項及び報告等の受理及び伝達に当たっては、軽易な事項を除き、すべて記録し、これを保存しなければならない。

(標識)

第 13 条 本部長、副本部長、本部員、班長及び班員は、被災現場において災害対策活動に従事するときは別に法令等の定めがある場合を除き、別図第 1 の規格による腕章を帯用しなければならない。

2 災害対策活動に使用する本部の自動車は別に法令等の定めがある場合を除き、別図第 2 の規格による標旗をつけなければならない。

(警戒本部又は特別警戒本部の設置等)

第 14 条 対策本部の設置を要しない規模の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は、警戒本部又は特別警戒本部を設置することができる。

2 市長は、前項の規定により警戒本部又は特別警戒本部を設置した場合は、別表第 3 に定める非常配備基準により職員の配備を指令する。

3 災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市長は、警戒本部又は特別警戒本部を廃止し、前項の規定による非常配備体制の解除を指令する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の活動に関する細部の事項については、本部長が必要に応じ指示する。

附 則

1 この要綱は、昭和 53 年 11 月 1 日から施行する。

2 角田市災害対策本部活動要領(昭和 38 年 4 月 1 日)は、廃止する。

附 則(昭和 54 年 3 月 31 日)

この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 4 月 1 日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 26 日告示第 17 号)

この告示は、平成 8 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日告示第 30 号)

この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日告示第 27 号)

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 4 月 14 日告示第 36 号)

この告示は、平成 10 年 4 月 14 日から施行する。ただし、改正後の角田市災害対策本部運営要綱の規程は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 14 年 4 月 1 日告示第 44 号)

この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日告示第 33 号)

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 8 月 3 日告示第 70 号)

この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 1 月 24 日告示第 6 号)

この告示は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日告示第 50 号)

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日告示第 39 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 6 月 2 日告示第 56 号)

この告示は、平成 20 年 6 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日告示第 35 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 4 月 28 日告示第 66 号)

この告示は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 12 月 9 日告示第 127 号)

この告示は、平成 23 年 12 月 12 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日告示第 65 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日角田市告示第 55 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日告示第 47 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 12 月 8 日告示第 112 号)

この告示は、平成 26 年 12 月 8 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日告示第 54 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日告示第 61 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日告示第 64 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日告示第 68 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第72号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第63号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日告示第22号）

この告示は、令和4年3月11日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第41号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第30号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第54号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第51号）

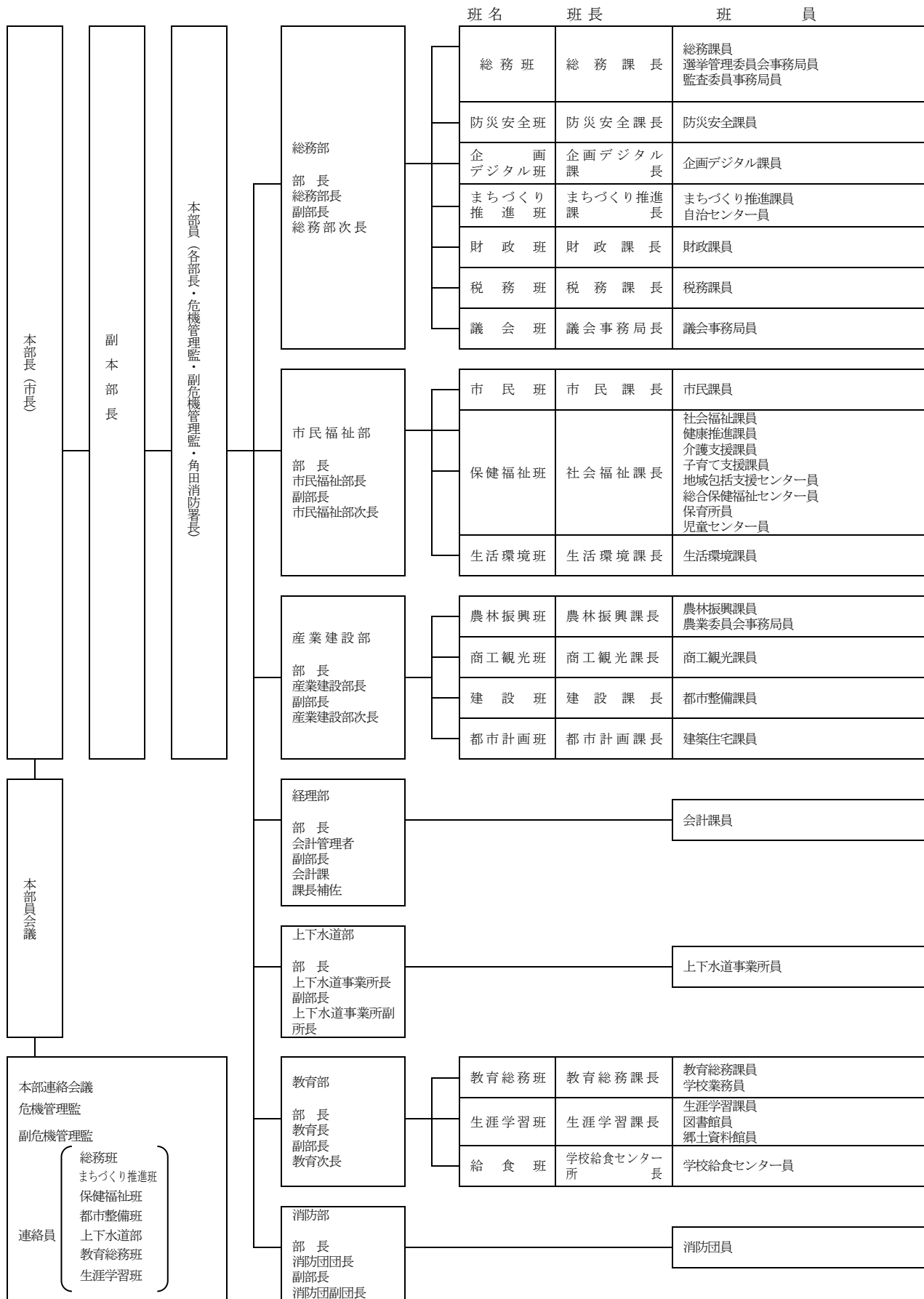
この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第72号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条、第6条関係)

角 田 市 災 害 対 策 本 部 編 成 図



別表第2（7条関係）

災害対策業務

部名	班名	分掌事務
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有車両の配車に関する事。 2 業務継続計画に基づく職員の配備及び部間の職員応援に関する事。 3 災害応急対策に従事する職員の健康管理及び福利厚生対策に関する事。 4 職員の安否確認に関する事。 5 災害派遣職員の受入れに関する事。 6 報道機関との連絡調整に関する事。 7 災害広報に関する事。 8 災害対策活動並びに被害記録の作成及び提供に関する事。 9 市庁舎の被害調査及び応急復旧に関する事。 10 市有財産の被害状況把握に関する事。 11 燃料の確保及び補給可能事業所の把握に関する事。 12 部内の総括及び連絡調整に関する事。 13 各部及び各班に属さない事項に関する事。 14 防災安全班の応援に関する事。 15 保健福祉班の応援に関する事（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。
	防災安全班	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の運営に関する事。 2 被害、気象情報等の受理及び収集並びに伝達に関する事。 3 自衛隊の派遣要請及び関係機関への応援協力要請に関する事。 4 避難所の開設命令、避難指示等に関する事。 5 国、県その他関係機関との連絡調整に関する事。 6 被害調査の総括に関する事。 7 行政防災無線の統制に関する事。 8 交通規制等応急対策の連絡調整に関する事。 9 自主防災組織との連絡調整に関する事。 10 各部の総合調整に関する事。
	企画 デジタル班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国、県等に対する陳情及び請願に関する事。 2 災害統計に関する事。 3 防災安全班の応援に関する事。 4 保健福祉班の応援に関する事（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。
	まちづくり 推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所（自治センターに限る。）の提供及び設営補助に関する事。 2 各地区の被害情報の収集及び地域住民への情報提供に関する事。 3 公共交通機関の情報収集、対策等に関する事。 4 防災安全班及び保健福祉班の応援に関する事。

部名	班名	分掌事務
総務部	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 財政措置に関すること。 2 防災安全班の応援に関すること。 3 保健福祉班の応援に関すること（救助事務の総括並びに避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。
	税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 税の措置に関すること。 2 住家等の被害調査に関すること。 3 罹災証明及び被災証明（物的被害）に関すること。 4 保健福祉班の応援に関すること（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。
	議会班	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関すること。 2 総務班及び防災安全班の応援に関すること。 3 保健福祉班の応援に関すること（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。
市民福祉部	市民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 死体捜索及び死体収容埋葬の連絡調整に関すること。 2 安否情報の提供に関すること。 3 被災者台帳の作成に関すること。 4 被災証明（人的被害）に関すること。 5 避難者の実態把握に関すること。 6 保健福祉班の応援に関すること（避難所の管理運営及び避難者の収容に関することに限る。）。 7 生活環境班の応援に関すること。
	保健福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療対策に関すること。 2 救護所の開設及び運営並びに医師等で構成する救護班の編成に関すること。 3 医療機関との連絡調整に関すること。 4 妊産婦及び乳児等要配慮者の救護に関すること。 5 被災者の精神保健に関すること。 6 社会福祉関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく救助事務の総括に関すること。 8 高齢者、身体障害者等災害時要配慮者の救護に関すること。 9 避難所の管理運営及び避難者の収容に関すること。 10 防疫対策（家屋内外の消毒等防疫活動を除く。）に関すること。 11 ボランティアの受入れに関すること。 12 角田市社会福祉協議会等との連絡調整に関すること。 13 部内の総括及び連絡調整に関すること。

部名	班名	分掌事務
市民福祉部	生活環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物及びし尿処理対策に関すること。 2 防疫対策（家屋内外の消毒等防疫活動に限る。）に関すること。 3 被災者の相談に関すること。 4 愛玩動物に関すること。 5 その他衛生対策に関すること。 6 保健福祉班の応援に関すること（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。
産業建設部	農林振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 農林関係機関等への情報伝達及び情報収集に関すること。 3 所管施設の被害調査及び応急復旧並びに利用者の保護に関すること。
	商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急復旧並びに利用者の保護に関すること。 2 被災商工業者等の相談に関すること。 3 義援物資の受入れ、保管、配送等に関すること。 4 食料、生活必需品等の調達、供給及び配分に関すること。 5 物資販売店情報の収集に関すること。 6 帰宅困難者対策に関すること。
	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通規制による現場作業及び障害物除去箇所の把握に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急復旧並びに利用者の保護に関すること。 3 被災宅地危険度判定に関すること。 4 急傾斜地、がけ崩れ及び堤防の状況調査並びに応急対策に関すること。 5 緊急輸送道路等の確保に関すること。 6 部内の総括及び連絡調整に関すること。
	都市計画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 3 市内各種建築物の復旧指導及び相談に関すること。 4 応急仮設住宅の供与及び運営に関すること。 5 被災住宅の応急修理等に関すること。 6 税務班及び生活環境班の応援に関すること（住家等の被害調査及び被災者の相談等に限る。）。

部名	班名	分掌事務
経理部		<ol style="list-style-type: none"> 1 経理に関すること。 2 義援金に関すること。 3 防災安全班の応援に関すること。 4 保健福祉班の応援に関すること（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。
上下水道部		<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 給水及び応急給水に関すること。 3 被害状況及び非常用給水の広報に関すること。 4 公認業者への協力依頼及び仮復旧工事に関すること。 5 汚水排水対策に関すること。 6 仮設トイレの設置及び管理に関すること。
教育部	教育総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 児童生徒の被害状況把握、教材等の確保及び被災児童生徒の教育対策に関すること。 3 避難所（学校施設に限る。）の提供及び設営補助に関すること。 4 保健福祉班の応援に関すること（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。 5 部内の総括及び連絡調整に関すること。
	生涯学習班	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の保護対策に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急復旧並びに利用者の保護に関すること。 3 避難所（市民センター、スポーツ交流館及び総合体育館に限る。）の提供及び設営補助に関すること。 4 保健福祉班の応援に関すること（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。
	給食班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者への配食に関すること。 2 教育総務班の応援に関すること。
消防部		<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の避難誘導及び被災者の救出に関すること。 2 消防、水防その他防災活動に関すること。 3 河川その他危険区域における応急措置に関すること。 4 倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関すること。 5 初期災害情報の収集及び伝達に関すること。 6 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。

別表第3（第8条、第14条関係）

対策本部における非常配備に関する基準（風水害等）

種別	配備	配備時期	配備内容	配備該当者
警戒配備	0号配備	1 大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	特に関係のある部の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い得る態勢とする。	危機管理監、副危機管理監、総務部長、市民福祉部長、産業建設部長、会計管理者、上下水道事業所長、総務部防災安全班及び各部長があらかじめ指定した職員
警戒本部	1号配備	1 大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表された場合で、災害が発生するおそれがあるとき又は軽微な災害が発生したとき。 2 笠松観測所の水位が水防団待機水位（13.00m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	関係する部の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡並びに応急対策を実施し、状況により特別警戒本部に移行できる態勢とする。	危機管理監、副危機管理監、総務部長、市民福祉部長、産業建設部長、会計管理者、上下水道事業所長及び各部の所属部員で必要人員
特別警戒本部	2号配備	1 大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表された場合で、広範囲な災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき。 2 笠松観測所の水位がはん濫注意水位（14.50m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	関係する部の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡並びに応急対策を実施し、状況により災害対策本部へ移行できる態勢とする。	危機管理監、副危機管理監、総務部長、市民福祉部長、産業建設部長、会計管理者、上下水道事業所長及び各部の所属部員で必要人員
災害対策本部	3号配備	1 大雨、洪水等の特別警報が発表されたとき。 2 大規模な災害が発生し、又は全域に災害の発生のおそれがあるとき。 3 笠松観測所の水位が避難判断水位（16.60m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 4 その他市長が必要と認めたとき。	所要人員の全員をもって当たるもので、直ちに活動できる完全な態勢とする。	各部の所属部員全員

備考 週休日、休日及び勤務時間外の配備は次のとおりである。

- 1 大雨、洪水等の注意報が発表されたときは、0号配備の配備該当者は、気象情報等の収集に努めるものとする。
- 2 0号配備に示す情報が発表されたとき、及び1号配備に示す状況が予想されたときは、1号配備及び2号配備の配備該当者は、それぞれ自宅待機とする。
- 3 2号配備又は3号配備に示す状況が予測されたときは、配備該当者は、市長の指令を待たずにそれぞれの部署につき各災害業務に従事するものとする。

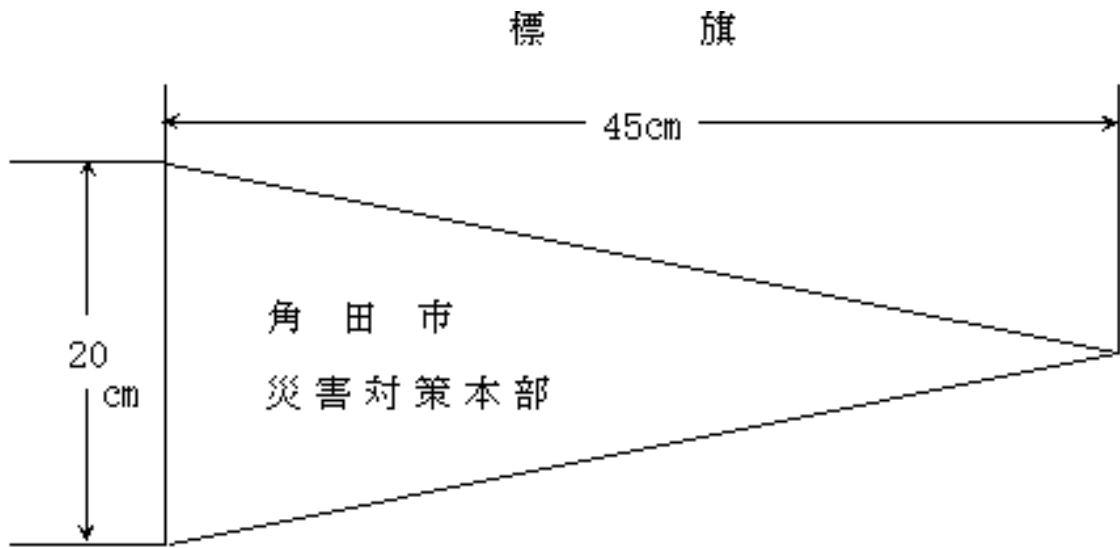
対策本部における非常配備に関する基準（震災）

種別	配備	配備時期	配備内容	配備該当者
警戒本部	1号配備	1 市内で震度4の地震を観測したとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	関係する部の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡並びに応急対策を実施し、状況により特別警戒本部に移行できる態勢とする。	危機管理監、副危機管理監、総務部長、市民福祉部長、産業建設部長、会計管理者、上下水道事業所長及び各部の所属部員で必要な人員
特別警戒本部	2号配備	1 市内で震度5弱又は5強の地震を観測したとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	関係する部の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡並びに応急対策を実施し、状況により災害対策本部へ移行できる態勢とする。	危機管理監、副危機管理監、各部長及び各部の所属部員で必要な人員
災害対策本部	3号配備	1 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき。 2 災害救助法適用の甚大な被害を受けたとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	所要人員の全員をもって当たるもので、直ちに活動できる完全な態勢とする。	各部の所属部員全員

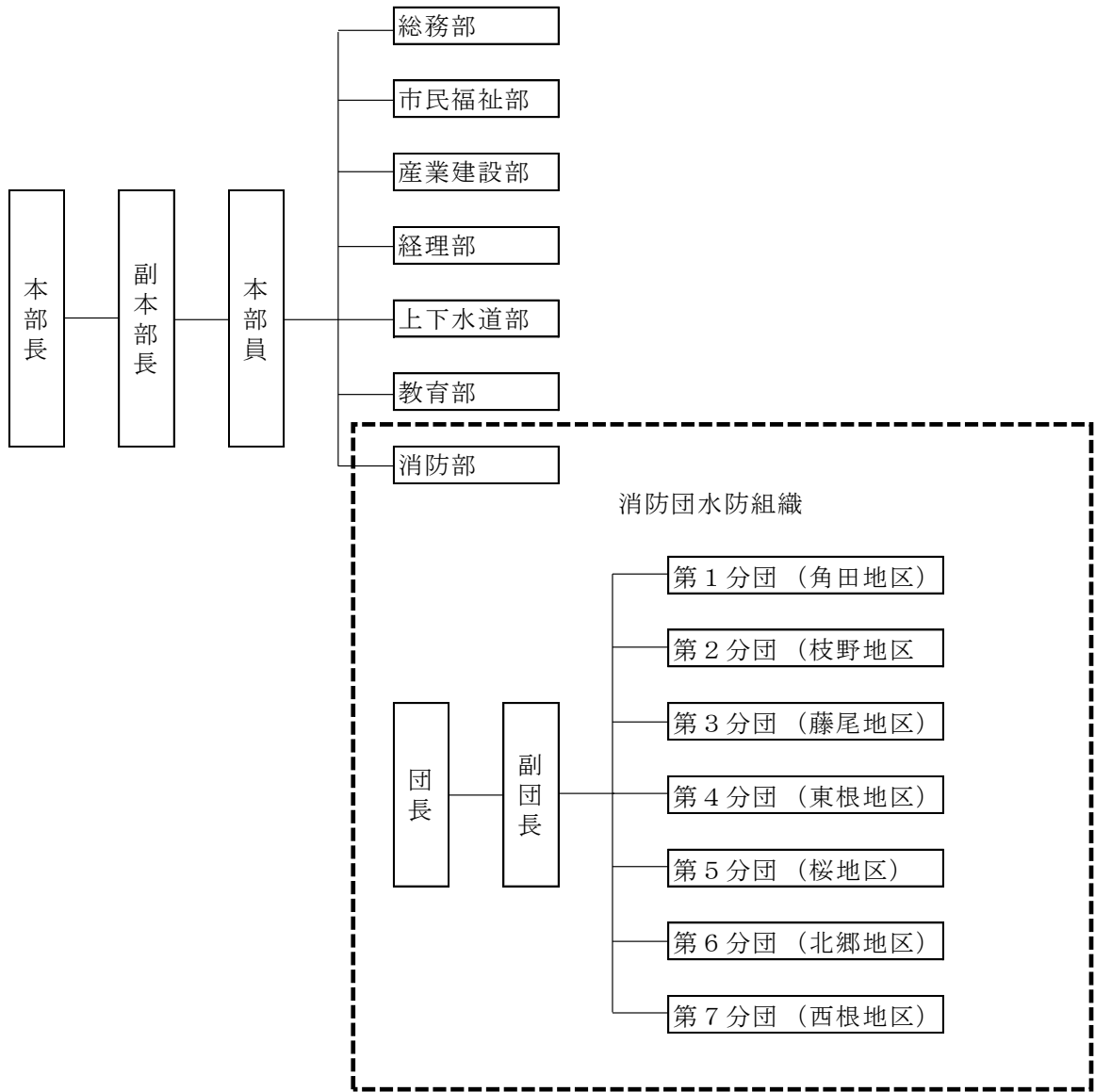
備考 週休日、休日及び時間外の配備は次のとおりである。

- 1 市内で震度4の地震発生が発表されたときは、1号配備の配備該当者は、被害情報等の収集に努めるものとする。
- 2 1号配備に示す震度が発表されたときは、1号配備の配備該当者は、被害情報等の収集及び被害状況に応じた応急災害対策に従事するものとする。
- 3 2号配備及び3号配備に示す震度が発表されたときは、配備該当者は、市長の指令を待たずにそれぞれの部署につき各災害業務に従事するものとする。

別図第2 (第13条関係)



(注) 台地を赤色とし、文字を白色とする。



資料1-2-7 主な水防用語の定義

水防

番号	水防用語	用語の定義
1	水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。
2	指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
3	水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
4	消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう（法第2条第4項）。
5	消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
6	水防団（角田市消防団）	法第6条に規定する水防団をいう。
7	量水標管理者	量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
8	水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
9	洪水予報河川	国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
10	水防警報	国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、第16条）。
11	水位周知河川	国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

番号	水防用語	用語の定義
12	水位到達情報	水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
13	水防団待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。
14	氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
15	避難判断水位	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位をいう。
16	氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
17	洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
18	洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。
19	内水浸水想定区域	内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。
20	ホットライン	河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の水位見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みをいう。また、仙台管区気象台から、必要に応じ気象状況の見通し等を市町村長へ直接電話等で伝える仕組みをいう。

番号	水防用語	用語の定義
21	タイムライン	災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に注目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。
22	浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その利用状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第15条の6）。

1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。
具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域の指定、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条及び第14条の2及び第14条の3）
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等の指定及び公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (13) 水防信号の指定（法第20条）
- (14) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

2 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- (6) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表、避難確保計画や訓練に関する助言・勧告（法第15条の3）
- (10) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、第15条の7、第15条の8）

- (11) 予想される水災の危険の周知等（法第15条の11）
- (12) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (13) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (14) 警戒区域の設定（法第21条）
- (15) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (16) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (17) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条及び法第26条）
- (18) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (19) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (20) （指定水防管理団体）水防訓練の実施（法第32条の2）（指定水防管理団体以外の水防管理団体は、努力義務）
- (21) （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (22) （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- (23) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (24) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (25) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (26) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (27) 消防事務との調整（法第50条）

3 国土交通省の責任

- (1) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (6) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (8) 重要河川における知事等に対する指示（法第31条）
- (9) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 河川管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

5 気象庁の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- (3) 流域雨量指数の予測値及び危険度分布の提供（気象業務法第11条）

6 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

7 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- (5) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第2章 災害予防に関する資料

資料2-1-1 市内の主な河川

(平成31年4月現在)

水系	河川名	流路延長 (m)	流路総延長 (m)	管理者
阿武隈川	阿武隈川	22,905	22,905	国土交通大臣
	尾袋川	9,554	49,264	宮城県知事
	高倉川	10,045		
	雑魚橋川	2,181		
	半田川	2,399		
	小田川	12,481		
	桜井川	5,000		
	新桜井川	4,104		
	内町堀川	1,200		
	大谷川	2,300		
	合計			

1 重要水防箇所評定基準（東北地方整備局）

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	計画水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあたっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあたっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等の意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤体の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤体の機能支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等の意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	
基 礎 地 盤 漏 水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に使用が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等の意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる競う地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に係る変状が集中している箇所。</p> <p>堤体の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等の意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水 衝 ・ 洗 掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしている箇所がその対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工 作 物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工 事 施 工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防・破堤跡 ・ 旧 川 跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。</p> <p>破堤又は旧川跡の箇所。</p>
陸 閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

2 重要水防箇所別区間

(令和7年4月1日現在)

様式-2-2

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和7年度評定				対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
阿武隈川下流	16.8	江尻	堤体漏水		258			月の輪工		江尻	角田市	角田出張所
	17.0 + 55	左岸	7		258							
	17.8 + 100	江尻	越水		50			警戒巡視	17.8左岸の河道掘削により水位が低下し、 余裕高不足区間が減少した	江尻	角田市	
	17.8 + 150	左岸	8		50			避難誘導				
	18.0 + 203	江尻	堤体漏水		457			月の輪工		江尻	角田市	
	18.6	左岸	9		457							
	18.2 + 155	江尻	工作物			1		釜段工	浸透路長不足 土瓜樋管S18設置	江尻	角田市	
		左岸	10					月の輪工				
	18.6 + 190	江尻	堤体漏水		1,877			月の輪工		江尻	角田市	
	20.8 + 90	左岸	11		727							
	18.8 + 50	江尻	越水		508			警戒巡視	19.4k~19.8kの樹木伐採により水位が低下し、 余裕高不足区間が減少した	江尻	角田市	
	19.8 + 50	左岸	12		508			避難誘導				
	20.8	江尻	工作物			1		釜段工	浸透路長不足 江尻第二排水機場S41設置	江尻	角田市	
		左岸	13					月の輪工				
	23.0 + 100	佐倉	越水		96			警戒巡視	22.2k~22.6k左岸の河道掘削により水位が低下し、 余裕高不足区間が減少した	笠松	角田市	
	23.2 + 50	左岸	14		96			避難誘導				
	22.8 + 90	佐倉	堤体漏水		706			月の輪工		笠松	角田市	
	23.8	左岸	15		268							
	24.4 + 74	梶賀	工作物			1		釜段工	【許可工作物】浸透路長不足 新桜揚水機場S54設置	笠松	角田市	
		左岸	16					月の輪工				
	24.6 + 50	梶賀	越水		50			警戒巡視	下流側の河道掘削により水位が低下し、 余裕高不足区間が減少した	笠松	角田市	
	24.6 + 100	左岸	17		50			避難誘導				
	25.0 + 155	梶賀・野田	堤体漏水		2,873			月の輪工		笠松	角田市	
	28.0 - 58	左岸	18		2,243							
28.0 + 90	野田	堤体漏水		955			月の輪工		笠松	角田市		
28.6 + 330	左岸	19		955								
29.0 + 94	野田	堤体漏水		168			月の輪工		丸森	角田市		
29.2 + 12	左岸	20		168								
29.2 + 72	野田・館矢間	堤体漏水		573			月の輪工		丸森	角田市		
29.6 + 110	左岸	21		573								
30.8	館矢間	堤体漏水		711			月の輪工		丸森	角田市		
31.2 + 130	左岸	22		711								
31.4 + 145	館矢間	基礎地盤漏水		407			釜段工	水防団等の意見反映による設定区間 (旧漏水範囲の対策済箇所)	丸森	角田市		
32.0 + 8	左岸	23		0			月の輪工					
31.4 + 145	館矢間	堤体漏水		870			月の輪工		丸森	角田市		
34.0 + 100	左岸	24		870								

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

様式-2-2

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和7年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
阿武隈川下流	15.8 + 30	鳩原	基礎地盤漏水		500			釜段工		江尻	角田市	角田出張所
	16.4 + 150	右岸	35		500			月の輪工				
	20.2	平貫	越水		100			警戒巡視		江尻	角田市	
	20.2 + 100	右岸	36		100			避難誘導				
	21.0 + 70	坂津田	堤体漏水		95			月の輪工		笠松	角田市	
	21.4 + 90	右岸	37		45							
	21.4 + 200	坂津田	堤体漏水		607			月の輪工		笠松	角田市	
	22.2 + 38	右岸	38		528							
	22.4	坂津田	越水		295			警戒巡視	22.0k上流左岸の河道掘削により水位が低下し、	笠松	角田市	
	22.6 + 50	右岸	39		295			避難誘導	余裕高不足区間が減少した			
	22.2 + 90	坂津田	堤体漏水		228			月の輪工		笠松	角田市	
	22.4 + 78	右岸	40		0							
	22.6 + 51	藤尾	堤体漏水		254			月の輪工		笠松	角田市	
	22.8 + 45	右岸	41		205							
	22.8 + 80	藤尾	堤体漏水		85			月の輪工		笠松	角田市	
	22.8 + 165	右岸	42		85							
	22.8 + 215	藤尾	堤体漏水		1,078			月の輪工		笠松	角田市	
	23.8 + 128	右岸	43		1,078							
24.0 + 45	藤尾	堤体漏水		771			月の輪工		笠松	角田市		
24.8 + 100	右岸	44		771								
24.8 + 215	青木・枝野	堤体漏水		207			月の輪工		笠松	角田市		
25.4	右岸	45		207								
25.4	青木・枝野	基礎地盤漏水		1,350			釜段工		笠松	角田市		
26.8 + 130	右岸	46		1,350			月の輪工					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

3 重要水防要注意区間

(令和7年4月1日現在)

様式-3

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和7年度評定				対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
				工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸閉(箇所)	堤体漏水基礎地盤漏水(m)						
	17.8 + 140	江尻左岸	破堤箇所要6		-			シート張工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	20.8 + 160	佐倉左岸	破堤箇所要7		-			シート張工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	24.2 + 130	梶賀左岸	旧川跡要8		160			釜段工 月の輪工			笠松	角田市	
	26.6 + 20	野田左岸	旧川跡要9		150			釜段工 月の輪工			笠松	角田市	
	26.6 + 170	野田左岸	破堤箇所要10		-			シート張工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	27.0 + 210	野田左岸	破堤箇所要10		-			シート張工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	27.2 + 80	野田左岸	旧川跡要11		300			釜段工 月の輪工			笠松	角田市	
	27.4 + 73	野田左岸	破堤箇所要11		300			釜段工 月の輪工			笠松	角田市	
	27.2 + 100	野田左岸	破堤箇所要12		-			シート張工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	27.2 + 135	野田左岸	堤体漏水要13				0	シート張工	R元台風19号変状等箇所		笠松	角田市	
	27.2 + 140	野田左岸	堤体漏水要14				0	シート張工	R元台風19号変状等箇所		笠松	角田市	
	28.0 + 80	野田左岸	旧川跡要15		150			釜段工 月の輪工			丸森	角田市	
	28.2 + 30	野田左岸	旧川跡要15		150			釜段工 月の輪工			丸森	角田市	
	29.2 + 200	野田左岸	旧川跡要16		180			釜段工 月の輪工			丸森	角田市	
	29.4 + 80	野田左岸	旧川跡要16		180			釜段工 月の輪工			丸森	角田市	

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

様式-3

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和7年度評定				対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
				工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	隘閉(箇所)	堤体漏水基礎地盤漏水(m)						
阿武隈川下流	14.4 + 70	鳩原右岸	破堤箇所要32		65			シート張り	S61.8		江尻	角田市	
	14.4 + 135				65								
	14.6 + 140	鳩原右岸	破堤箇所要33		-			シート張り	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	15.2 + 70				-								
	15.2 + 70	鳩原右岸	破堤箇所要34		-			シート張り	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	15.6				-								
	15.6	鳩原右岸	破堤箇所要35		-			シート張り	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	16.4 + 120				-								
	16.4 + 120	鳩原右岸	破堤箇所要36		-			シート張り	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	16.6 + 110				-								
	16.6 + 110	鳩原右岸	破堤箇所要37		-			シート張り	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	18.6 + 80				-								
	18.6 + 80	平貫右岸	破堤箇所要38		-			シート張り	S23.9 破堤延長不明		江尻	角田市	
	18.8 + 70				-								
	18.8 + 70	平貫右岸	破堤箇所要39		-			シート張り	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	20.4 - 10				-								
	20.4 - 10	坂津田右岸	破堤箇所要40		-			シート張り	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	20.4 + 180				-								
	20.4 + 180	坂津田右岸	破堤箇所要41		-			シート張り	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	20.6 + 100				-								
	20.6 + 100	坂津田右岸	破堤箇所要42		-			シート張り	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	21.4 + 150				-								
	21.4 + 150	坂津田右岸	破堤箇所要43		-			シート張り	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	21.6 + 140				-								
	21.6 + 140	坂津田右岸	破堤箇所要44		-			シート張り	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	21.8 + 190				-								
21.8 + 190	坂津田右岸	破堤箇所要45		-			シート張り	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市		
22.2 + 100				-									
22.2 + 100	坂津田右岸	破堤箇所要46		-			シート張り	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市		
22.8				-									
22.8	藤尾右岸	旧川跡要47		150			釜段工 月の輪工			笠松	角田市		
22.8 + 150				150									
22.8 + 10	藤尾右岸	基礎地盤漏水要48				0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		笠松	角田市		
27.8 - 140						90							
27.8 - 140	枝野右岸	基礎地盤漏水要49				90	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		笠松	角田市		
27.8 - 50						90							
28.2 + 170	枝野右岸	基礎地盤漏水要50				0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	角田市		
29.8						0							
29.8	枝野右岸	旧川跡要51		800			釜段工 月の輪工			丸森	角田市		
30.6 + 60				800									
30.6 + 60	枝野右岸	堤体漏水要52				0	シート張り	R元台風19号変状等箇所		丸森	角田市		
31.6 + 50						0							
31.6 + 50	枝野右岸	基礎地盤漏水要53				0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	角田市		
31.6 + 50						0							
31.6 + 50	枝野右岸	基礎地盤漏水要53				0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	角田市		
32.2 + 40						0							
32.2 + 40	枝野右岸	基礎地盤漏水要54				0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	角田市		
32.2 + 40						0							
32.4 + 65	小斎右岸	基礎地盤漏水要55				64	釜段工	R元台風19号変状等箇所		丸森	角田市		
32.4 + 129						64							

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡、3.堤体漏水、4.基礎地盤漏水

資料2-1-3 宮城県管理河川の重要水防箇所

水防

1 重要水防箇所評定基準（宮城県）

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。 既往洪水流量（2～3年に1回程度）の水位が現況の堤防高を越え、度々氾濫の実績がある箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 既往洪水流量（2～3年に1回程度）の水位が現況の堤防高に比して若干堤防余裕高はあるが、氾濫の実績もあり危険な箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面又は天端幅が、計画の堤防断面又は計画の天端幅の2分の1未満の箇所。 一連の堤防のうち、堤防断面あるいは天端幅が上下流に比して2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面又は天端幅が、計画の堤防断面又は計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。 一連の堤防のうち、堤防断面又は天端幅が上下流に比して2分の1以上確保されているが3分の2に満たない箇所。	
法崩れ・すべり・沈下	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ、すべり、沈下の実績はないが、堤体又は基礎地盤の土質、法勾配等からみて、法崩れ、すべり、沈下が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防等で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしている箇所がその対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の耕作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河底が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 ・ 破 堤 跡 ・ 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

2 重要水防箇所（宮城県）

（令和7年4月1日現在）

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定					予想される危険	対策水防工法名	関連工事	担当水防団	摘要	
						評定種別	堤防（m）		工作物							要注意区間
							A	B	A	B						
大10	阿武隈川	尾袋川	左	有堤	角田市江尻 字谷津	堤防高		100				越水	積み土のう		角田市 消防団 第6分団	

資料2-1-4 ため池

(令和7年4月現在)

重要防災農業用ため池及び農業用ため池 (10,000m³以上)

番号	名称	所在地	管理者	堤高	堤長	総貯水量	防災重点農業用ため池	備考
				(m)	(m)	(千m ³)		
1	是入溜池	角田市藤田字北是入14	角田市	3.0	39.0	1.0	○	
2	堤下溜池	角田市鳩原字堤下66-1	角田市	3.0	100.0	12.0		
3	猿田第1溜池	角田市平貫字猿田42	土地改良区	7.0	114.0	13.0		
4	松沢溜池	角田市豊室字松沢24	角田市	4.0	64.0	10.0		
5	山梨溜池 (上)	角田市笠島字山梨51-2	角田市	16.0	70.0	18.0		
6	山梨溜池 (下)	角田市笠島字山梨38	角田市	10.0	81.0	12.0		
7	市の亟溜池	角田市豊室字市之亟24	角田市	4.0	98.0	24.0		
8	手代木溜池	角田市高倉字手代木137、265	角田市	3.0	254.0	85.0		
9	沢尻溜池	角田市高倉字沢尻18-5	角田市	7.0	39.0	12.0		
10	岡沼溜池	角田市高倉字岡沼44-1	角田市	7.0	59.0	12.0		
11	菖蒲沢溜池	角田市君萱字菖蒲沢112、113	角田市	6.0	54.0	11.0		
12	山田溜池	角田市君萱字山田115	角田市	10.0	65.0	27.0		
13	鍛冶屋沢溜池	角田市神次郎字鍛冶屋沢47-1	角田市	5.0	48.0	4.0	○	
14	西の入溜池 (1)	角田市毛萱字西ノ入7	角田市	4.0	77.0	16.0		
15	小針溜池	角田市稲置字台ノ前18	角田市	5.0	51.0	2.0	○	
16	後田溜池	角田市稲置字後田28、29	角田市	7.0	80.0	13.0		
17	山上溜池	角田市藤田字山上18	角田市	7.0	145.0	15.0		
18	仙石下溜池	角田市藤田字仙石36	土地改良区	12.0	140.0	35.0		
19	鈴ヶ入上溜池	角田市尾山字一ノ矢20	土地改良区	4.0	30.0	10.0		
20	鈴ヶ入下溜池	角田市尾山字一ノ矢18	土地改良区	6.0	45.0	10.0		
21	内町上溜池	角田市尾山字山入97	土地改良区	8.0	158.0	79.0	○	
22	内町下溜池	角田市尾山字内町40	土地改良区	9.0	330.0	281.0	○	
23	沢田溜池	角田市小田字膳棚55-2、70	角田市	6.0	43.0	10.0		
24	池田溜池 (1)	角田市島田字池田27	土地改良区	8.0	104.0	24.0		
25	日向溜池	角田市島田字日向43	土地改良区	7.0	75.0	18.0		
26	諏訪部上溜池	角田市島田字諏訪部35	土地改良区	8.0	84.0	10.0		
27	諏訪部下溜池	角田市島田字諏訪部33	土地改良区	12.0	86.0	12.0		

出典：「みやぎの農業用ため池データベース」

資料2-1-5 雨量観測所及び水位観測所

水防

1 雨量観測所及び水位観測所

(令和3年4月1日現在)

観測局名 観測所名	観測 項目	水系名	河川名	所在地	管理者名	記録方法
角田	雨量	阿武隈川	阿武隈川	宮城県角田市梶賀 字高畑北322-3	国土交通省 仙台河川国道事務所	テレメータ 自記紙
金津	雨量	阿武隈川	半田川	宮城県角田市尾山 字荒町125-1	国土交通省 仙台河川国道事務所	自記紙
高倉	雨量	阿武隈川	高倉川	宮城県角田市高倉 字本町15	宮城県土木部 防災砂防課	テレメータ
笠松	水位	阿武隈川	阿武隈川	宮城県角田市枝野字寄井	国土交通省 仙台河川国道事務所	テレメータ
江尻	水位	阿武隈川	阿武隈川	宮城県角田市江尻字巻前	国土交通省 仙台河川国道事務所	テレメータ
小田	水位	阿武隈川	小田川	宮城県角田市角田字住社	宮城県土木部河川課	テレメータ
横倉	水位	阿武隈川	尾袋川	宮城県角田市横倉地内	宮城県土木部河川課	テレメータ

※ 記録方法が「テレメータ」の観測所は、宮城県河川流域情報システム(MIRAI)によりデータを観測できる。

2 危機管理型水位計(国土交通大臣管理分)

番号	河川名	観測所名	所在地	摘要
1	阿武隈川	阿武隈川 右岸 16.8k	角田市鳩原字川前地内	
2	阿武隈川	阿武隈川 右岸 19.2k	角田市平貫字糠塚地内	
3	阿武隈川	阿武隈川 左岸 19.4k	角田市江尻字巻向地内	
4	阿武隈川	阿武隈川 右岸 20.2k	角田市坂津田字中ノ内地内	
5	阿武隈川	阿武隈川 左岸 18.4k	角田市小坂字川前地内	
6	阿武隈川	阿武隈川 右岸 21.2k	角田市坂津田字中沖地内	
7	阿武隈川	阿武隈川 右岸 22.6k	角田市坂津田字筒目木	
8	阿武隈川	阿武隈川 右岸 23.2k	角田市佐倉字向谷地地内	
9	阿武隈川	阿武隈川 右岸 25.6k	角田市藤田字淵内地内	
10	阿武隈川	阿武隈川 右岸 25.8k	角田市藤田字新東中谷地地内	
11	阿武隈川	阿武隈川 左岸 29.2k	角田市角田字大島南地内	

※ 危険管理型水位計とは、河川が一定の水位を超過すると観測を開始する。観測された水位の情報は、危機管理型水位計運用協議会で運用するウェブサイト「川の水位情報」でリアルタイムに確認できる。

3 危機管理型水位計（知事管理分）

番号	河川名	観測所名	所在地	摘要
1	半田川	半田川（旧）青木水門	角田市枝野字大坊	
2	桜井川	桜井川三月殿橋	角田市島田字段子田	
3	新桜井川	新桜井川宝作橋	角田市島田字島田西	
4	高倉川	高倉川関場橋	角田市高倉字竹ノ内	
5	内町堀川	内町堀川金津橋	角田市尾山字上大門	

4 簡易型河川監視カメラ（知事管理分）

番号	河川名	所在地	摘要
1	半田川	角田市枝野字大坊	
2	桜井川	角田市島田字段子田	
3	新桜井川	角田市島田字島田西	
4	高倉川	角田市高倉字竹ノ内	
5	内町堀川	角田市尾山字上大門	
6	小田川	角田市角田字大沼	
7	尾袋川	角田市横倉字明地	

5 超高密度気象観測システム（POTEKA）設置箇所

番号	観測所名	所在地	摘要
1	山の内集会場	角田市小田字小森	
2	旧東根やすらぎの家	角田市平貫字賀入	
3	旧枝野小学校	角田市島田字三口	

資料2-1-6 水防倉庫の状況

（令和3年3月1日現在）

番号	倉庫名	河川名	位置（所在地）
1	角田水防倉庫	阿武隈川他	角田市角田字大坊 22
2	小田水防倉庫	小田川他	角田市小田字黒内 38

(令和7年7月1日現在)

保管場所	水防区		大河原	
	水防倉庫名		角田水防倉庫	小田水防倉庫
	所在地		角田字大坊	小田字黒内
水防資材	土のう	(枚)	12,400	600
	ビニールシート	(枚)	420	5
	木材6尺	(本)	150	9
	なわ	(玉)	3	
	鉄線	(kg)	45	130
工具類	スコップ	(丁)	49	59
	掛矢	(丁)	10	3
	片手ハンマー	(丁)		
	大ハンマー	(丁)		
	つるはし	(丁)		7
	おの	(丁)	1	3
	のこぎり	(丁)	2	3
	かま	(丁)		19
	なた	(丁)		
	カッター	(丁)		1
	ペンチ	(丁)		
	一輪車	(台)	11	2
	安全ロープ	(巻)		
	縄より機	(個)		
クリッパー	(丁)	1		
照明器具類	投光器	(台)	8	
	発電機	(台)	7	
	携帯用電灯	(個)		
その他	ボート	(台)	3	
	コンプレッサー	(台)	1	
	テント	(張)	5	
	救命胴衣	(着)	20	

資料2-1-8 土砂災害警戒区域等指定箇所

1 土石流

(令和2年12月22日現在)

番号	自然現象の種類	溪流番号	所在地	告示年月日	告示番号
1	土石流	1-12-001	鳩原字瀬ノ木橋、字鳩原下	平成29年10月6日	第903号
2	土石流	1-12-003	鳩原字瀬ノ木橋、字鳩原下	平成29年10月6日	第903号
3	土石流	1-12-004	鳩原字鳩原下、字瀬ノ木橋、字中島	平成29年10月6日	第903号
4	土石流	1-12-005-1	鳩原字中島、字鳩原下、字瀬ノ木橋	平成29年10月6日	第903号
5	土石流	1-12-005-2	鳩原字中島、字鳩原下、字瀬ノ木橋	平成29年10月6日	第903号
6	土石流	1-12-006-1	鳩原字中島、字鳩原中、字上土浮	平成29年10月6日	第903号
7	土石流	1-12-006-2	鳩原字中島、字鳩原中、字上土浮、字鳩原下	平成29年10月6日	第903号
8	土石流	1-12-007	鳩原字上土浮、字鳩原中、字堤下	平成29年10月6日	第904号
9	土石流	1-12-008	鳩原字堤下、字寺	平成29年10月6日	第903号
10	土石流	1-12-009	鳩原字堤下、字寺	平成29年10月6日	第903号
11	土石流	1-12-010	小坂字反田	平成29年10月6日	第904号
12	土石流	1-12-011	小坂字反田、字北	平成29年10月6日	第903号
13	土石流	1-12-012	小坂字石原、字北	平成29年10月6日	第903号
14	土石流	1-12-013	小坂字石原、字北	平成29年10月6日	第904号
15	土石流	1-12-014	小坂字石原	平成29年10月6日	第903号
16	土石流	1-12-015	小坂字石原	平成29年10月6日	第904号
17	土石流	1-12-016-1	小坂字岩下、字石原	平成29年10月6日	第903号
18	土石流	1-12-016-2	小坂字岩下、字石原	平成29年10月6日	第903号
19	土石流	1-12-017	小坂字岩下、字北	平成29年10月6日	第903号
20	土石流	1-12-018	小坂字滝沢、小坂字南	平成30年11月30日	第1048号
21	土石流	1-12-019	小坂字滝沢、小坂字南	平成30年11月30日	第1048号
22	土石流	1-12-020	小坂字滝沢	平成30年11月30日	第1048号
23	土石流	1-12-021	平貫字沢入、平貫字堂前	平成30年11月30日	第1048号
24	土石流	1-12-022	平貫字沢入、平貫字堂前	平成30年11月30日	第1048号
25	土石流	1-12-023	平貫字堂前	平成18年7月14日	第822号
26	土石流	1-12-024	平貫字宇賀入	平成18年7月14日	第822号
27	土石流	1-12-025	平貫字鴉南、字館内、字中	平成29年10月6日	第904号

番号	自然現象の種類	溪流番号	所在地	告示年月日	告示番号
28	土石流	1-12-026	平貫字鴉南、字館内	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
29	土石流	1-12-027	坂津田字宍戸、字吉ヶ入、字稲田	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
30	土石流	1-12-028-1	坂津田字池田	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
31	土石流	1-12-028-2	坂津田字池田	令和 2 年 3 月 17 日	第 204 号
32	土石流	1-12-029	坂津田字寒風沢	平成 29 年 10 月 6 日	第 904 号
33	土石流	1-12-030	坂津田字寒風沢	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
34	土石流	1-12-031	藤田字是入、字北是入	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
35	土石流	1-12-032	藤田字館、字是入、字北是入	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
36	土石流	1-12-033	藤田字庄司、字宮沢、字春日	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
37	土石流	1-12-034	藤田字峠、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
38	土石流	1-12-035	藤田字峠、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
39	土石流	1-12-036	藤田字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
40	土石流	1-12-037	藤田字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
41	土石流	1-12-038	藤田字鹿野、字仙石	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
42	土石流	1-12-039	藤田字鹿野、字仙石、字源内原	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
43	土石流	1-12-040	藤田字鹿野、字仙石、字源内原	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
44	土石流	1-12-041	藤田字仙石、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 273 号
45	土石流	1-12-042	藤田字仙石、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 273 号
46	土石流	1-12-043	藤田字仙石、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
47	土石流	1-12-044-1	藤田字仙石、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 273 号
48	土石流	1-12-044-2	藤田字仙石、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
49	土石流	1-12-045	藤田字仙石、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 273 号
50	土石流	1-12-046	尾山字一ノ矢、字吉田	令和 2 年 3 月 17 日	第 204 号
51	土石流	1-12-047	尾山字日向、字上日向	令和 2 年 3 月 17 日	第 204 号
52	土石流	1-12-048	尾山字上日向、字日向、字大櫛	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
53	土石流	1-12-049	尾山字引田、尾山字大櫛、尾山字大橋	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号
54	土石流	1-12-050	尾山字引田、字大橋、字大櫛	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
55	土石流	1-12-051	尾山字引田、尾山字山下	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号

番号	自然現象の種類	溪流番号	所在地	告示年月日	告示番号
56	土石流	1-12-052	尾山字山下、尾山字引田	平成30年11月30日	第1048号
57	土石流	1-12-053	角田字鱸沼、字元鱸沼	令和2年3月17日	第204号
58	土石流	1-12-054	小田字荒井	令和2年3月17日	第203号
59	土石流	1-12-055	小田字柳沢、字長瀬、字台、字日向	令和2年3月17日	第203号
60	土石流	1-12-056	小田字坊ヶ入、字台、字竹ノ内、字戸ノ内	平成29年10月6日	第903号
61	土石流	1-12-057	小田字栃倉、字赤生	令和2年3月17日	第204号
62	土石流	1-12-058	小田字栃倉	令和2年3月17日	第203号
63	土石流	1-12-059	小田字大山	令和2年3月17日	第203号
64	土石流	1-12-060	小田字大山	令和2年3月17日	第203号
65	土石流	1-12-061	小田字大山	令和2年3月17日	第203号
66	土石流	1-12-062	小田字赤生	令和2年3月17日	第203号
67	土石流	1-12-063	小田字荻窪	令和2年3月17日	第203号
68	土石流	1-12-064	小田字釜ノ入、字芋坊	令和2年3月17日	第203号
69	土石流	1-12-065	小田字芋坊	令和2年3月17日	第204号
70	土石流	1-12-066	小田字藤倉	令和2年3月17日	第203号
71	土石流	1-12-067	小田字斗蔵、字中島	令和2年3月17日	第203号
72	土石流	1-12-068	小田字宮内、斗蔵、黒内、戸ノ内	平成26年12月26日	第1053号
73	土石流	1-12-069	小田字宮内、斗蔵、黒内、戸ノ内、中島	平成26年12月26日	第1053号
74	土石流	1-12-070	小田字宮内、斗蔵、黒内、戸ノ内、中島	平成26年12月26日	第1053号
75	土石流	1-12-071	小田字宮内、黒内、戸ノ内、福田	平成26年12月26日	第1053号
76	土石流	1-12-072	小田字暮坪	平成26年12月26日	第1053号
77	土石流	1-12-073	小田字北沢、豊室字上平	平成26年12月26日	第1053号
78	土石流	1-12-074	小田字北沢	平成26年12月26日	第1053号
79	土石流	1-12-075	豊室字上平、川南、小田字北沢	平成26年12月26日	第1053号
80	土石流	1-12-076	豊室字上平、川南	平成26年12月26日	第1053号
81	土石流	1-12-077-1	豊室字上平、豊室字中平、豊室字川南	平成30年11月30日	第1048号
82	土石流	1-12-077-2	豊室字上平、豊室字中平、豊室字川南	平成30年11月30日	第1048号
83	土石流	1-12-078	豊室字中平、豊室字川南	平成30年11月30日	第1048号

番号	自然現象の種類	溪流番号	所在地	告示年月日	告示番号
84	土石流	1-12-079	豊室字中平	平成30年11月30日	第1048号
85	土石流	1-12-080	豊室字熊野前、豊室字小豊室	平成30年11月30日	第1049号
86	土石流	1-12-081	豊室字熊野前、豊室字小豊室	平成30年11月30日	第1048号
87	土石流	1-12-082	笠島字岩ノ花、笠島字百々貫	平成30年11月30日	第1049号
88	土石流	1-12-083	笠島字畑中	平成26年12月26日	第1053号
89	土石流	1-12-084	笠島字林、笠島字山口、笠島字才ノ前、笠島字石生	平成30年11月30日	第1048号
90	土石流	1-12-085	笠島字林、笠島字才ノ前、笠島字山口	平成30年11月30日	第1048号
91	土石流	1-12-086	笠島字林	平成30年11月30日	第1048号
92	土石流	1-12-087	笠島字林	平成30年11月30日	第1048号
93	土石流	1-12-088	笠島字林、笠島字才ノ前、笠島字山口	平成30年11月30日	第1048号
94	土石流	1-12-089	笠島字石生、笠島字才ノ前	平成30年11月30日	第1048号
95	土石流	1-12-090	笠島字平場、笠島字大関	平成30年11月30日	第1048号
96	土石流	1-12-091	笠島字平場、笠島字黒荷田、笠島字大関	平成30年11月30日	第1049号
97	土石流	1-12-092	笠島字戸持沢、笠島字平場、笠島字出戸	平成30年11月30日	第1048号
98	土石流	1-12-093	笠島字出戸、笠島字戸持沢、笠島字平場	平成30年11月30日	第1048号
99	土石流	1-12-094	笠島字才ノ前、笠島字石生、笠島字平場	平成30年11月30日	第1048号
100	土石流	1-12-095	笠島字山口	平成29年10月6日	第903号
101	土石流	1-12-096	笠島字山口	平成29年10月6日	第903号
102	土石流	1-12-097	高倉字北幕居、高倉字柳沢、高倉字南幕居	平成30年11月30日	第1049号
103	土石流	1-12-098	笠島字蛇石、笠島字滝	平成30年11月30日	第1048号
104	土石流	1-12-099	笠島字八神、笠島字坂下	平成30年11月30日	第1048号
105	土石流	1-12-100	高倉字熊野田	令和2年3月17日	第203号
106	土石流	1-12-101	高倉字熊野田	令和2年3月17日	第204号
107	土石流	1-12-102	高倉字釜前、字新耕、字新田、字駄詰	令和2年3月17日	第203号
108	土石流	1-12-103	高倉字妻、字釜前、字五月田	令和2年3月17日	第204号
109	土石流	1-12-104	高倉字湯沢、高倉字杉内、高倉字八神坂、高倉字椿坂、高倉字上の松	平成30年11月30日	第1048号
110	土石流	1-12-105	高倉字内田、字大冠、字幸、字上の松	令和2年3月17日	第203号
111	土石流	1-12-106	高倉字鳥屋場	平成29年3月28日	第306号

番号	自然現象の種類	溪流番号	所在地	告示年月日	告示番号
112	土石流	1-12-107	高倉字呉服屋	平成 29 年 3 月 28 日	第 306 号
113	土石流	1-12-109	高倉字寺前	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号
114	土石流	1-12-110	高倉字牛沢	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
115	土石流	1-12-111	高倉字牛沢	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
116	土石流	1-12-112	高倉字牛沢	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
117	土石流	1-12-113	稲置字竹ノ内、字又次郎内、字堤下、字中ノ内前	平成 26 年 12 月 26 日	第 1054 号
118	土石流	1-12-114	稲置字又次郎内	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
119	土石流	1-12-115	高倉字新山	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
120	土石流	1-12-116	毛萱字羽黒	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
121	土石流	1-12-117-1	毛萱字西ノ腰、字梅ヶ窪、字松沢	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
122	土石流	1-12-117-2	毛萱字西ノ腰、字梅ヶ窪、字松沢	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
123	土石流	1-12-118	毛萱字松沢	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
124	土石流	1-12-119	毛萱字龍ヶ沢、字栃窪	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
125	土石流	1-12-120	毛萱字龍ヶ沢、字栃窪	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
126	土石流	1-12-121	君萱字神鳴、字神新田	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
127	土石流	1-12-122	君萱字山田	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
128	土石流	1-12-123	君萱字山田	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
129	土石流	1-12-124	君萱字山田	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
130	土石流	1-12-125	君萱字岩井田、字山田	令和 2 年 3 月 17 日	第 204 号
131	土石流	1-12-126	君萱字田中、字岩井田	平成 29 年 10 月 6 日	第 904 号
132	土石流	1-12-127	君萱字田中、字後田	平成 29 年 10 月 6 日	第 904 号
133	土石流	1-12-128	君萱字小金沢	平成 29 年 10 月 6 日	第 904 号
134	土石流	1-12-129	神次郎字西高野、字東高野	令和 2 年 3 月 17 日	第 204 号
135	土石流	1-12-130	神次郎字上ノ沢、字中田	令和 2 年 3 月 17 日	第 204 号
136	土石流	1-12-131	神次郎字上ノ沢	令和 2 年 3 月 17 日	第 204 号
137	土石流	1-12-132	神次郎字久城寺、字音ノ入	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
138	土石流	1-12-133	神次郎字石道	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
139	土石流	1-12-134	神次郎字石道、字中田	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号

番号	自然現象の種類	溪流番号	所在地	告示年月日	告示番号
140	土石流	1-12-135	神次郎字東ノ入、字神町	令和2年3月17日	第203号
141	土石流	1-12-136	江尻字細谷、字江東	令和2年3月17日	第203号
142	土石流	1-12-137	江尻字細谷、字江東	令和2年3月17日	第203号
143	土石流	1-12-138	江尻字細谷、字江東	令和2年3月17日	第204号
144	土石流	1-12-139	江尻字江東、字堤	令和2年3月17日	第204号
145	土石流	1-12-140	江尻字寺前、字江東	令和2年3月17日	第204号
146	土石流	1-12-141	江尻字岩崎	令和2年3月17日	第204号

2 急傾斜地の崩壊

番号	自然現象の種類	溪流番号 又は 箇所番号	所在地	告示年月日	告示番号
1	急傾斜地の崩壊	1-自-0030	坂津田字中ノ町	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
2	急傾斜地の崩壊	1-自-0031	小坂字滝沢	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
3	急傾斜地の崩壊	1-自-0032	平貫字石名畑、字谷地	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
4	急傾斜地の崩壊	1-自-0033	岡字新田	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
5	急傾斜地の崩壊	1-自-0034	横倉字山崎	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
6	急傾斜地の崩壊	1-自-0035	横倉字水深	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
7	急傾斜地の崩壊	1-自-0036	君萱字田中	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
8	急傾斜地の崩壊	1-自-0038	高倉打越、字新町	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
9	急傾斜地の崩壊	1-自-0040	高倉字手代木	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
10	急傾斜地の崩壊	1-自-0041	高倉字関場	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
11	急傾斜地の崩壊	1-自-0042	高倉字新町、字関場、字本町浦、字松浦	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
12	急傾斜地の崩壊	1-自-0043	高倉字杉内	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
13	急傾斜地の崩壊	1-自-0044	笠島字迎ノ坊、字滝、字愛宕前、字川北	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
14	急傾斜地の崩壊	1-自-0045	笠島字山口、字滝	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
15	急傾斜地の崩壊	1-自-0046	笠島字山口、字畑中、字迎ノ坊、字愛宕前、字滝	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
16	急傾斜地の崩壊	1-自-0047	稲置字内牧	平成 29 年 3 月 28 日	第 306 号
17	急傾斜地の崩壊	1-自-0048	鳩原字堤下	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
18	急傾斜地の崩壊	1-自-0049	江尻字巻向、字木所	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
19	急傾斜地の崩壊	1-自-0050	岡字阿弥陀入	平成 29 年 3 月 28 日	第 306 号
20	急傾斜地の崩壊	1-自-0051	岡字天ヶ迫	平成 29 年 3 月 28 日	第 306 号
21	急傾斜地の崩壊	1-自-0052	高倉字梅ヶ崎	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
22	急傾斜地の崩壊	1-自-0054	豊室字江合、字深町、字沼頭	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
23	急傾斜地の崩壊	1-自-0055	豊室字深町、字冬住、字大畔、字豊里	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
24	急傾斜地の崩壊	1-自-0058	角田字牛館、字田袋	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
25	急傾斜地の崩壊	1-自-0059	角田字牛館、字館下	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
26	急傾斜地の崩壊	1-自-0060	小田字戸ノ内、坊ヶ入	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
27	急傾斜地の崩壊	1-自-0061	角田字野田	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号

番号	自然現象の種類	溪流番号 又は 箇所番号	所在地	告示年月日	告示番号
28	急傾斜地の崩壊	1-自-0062	藤田字梶内	平成29年3月28日	第306号
29	急傾斜地の崩壊	1-自-1296	横倉字新田、字平	平成29年10月6日	第903号
30	急傾斜地の崩壊	1-自-1297	横倉字新田、字平	平成29年10月6日	第903号
31	急傾斜地の崩壊	1-自-1298	神次郎字遠見	平成29年10月6日	第903号
32	急傾斜地の崩壊	1-人-0002	横倉字山崎、字馬場内、字水上、字今谷	平成29年10月6日	第903号
33	急傾斜地の崩壊	1-人-0414	君萱字小金沢	平成29年10月6日	第903号
34	急傾斜地の崩壊	1-人-0715	君萱字小金沢	平成29年10月6日	第903号
35	急傾斜地の崩壊	1-人-0716	君萱字小金沢	平成29年10月6日	第903号
36	急傾斜地の崩壊	2-自-0057	鳩原字瀬ノ木橋	平成29年10月6日	第903号
37	急傾斜地の崩壊	2-自-0058	坂津田字金剛沢、字立花	令和2年3月17日	第203号
38	急傾斜地の崩壊	2-自-0059	坂津田字池田	令和2年3月17日	第203号
39	急傾斜地の崩壊	2-自-0060	坂津田字池田	令和2年3月17日	第203号
40	急傾斜地の崩壊	2-自-0061	坂津田字池田	令和2年3月17日	第203号
41	急傾斜地の崩壊	2-自-0062	坂津田字大久保、字稲場前	令和2年3月17日	第203号
42	急傾斜地の崩壊	2-自-0063	坂津田字寒風沢	平成29年10月6日	第903号
43	急傾斜地の崩壊	2-自-0064	坂津田字寒風沢	平成29年10月6日	第903号
44	急傾斜地の崩壊	2-自-0065	藤田字館	令和2年3月17日	第203号
45	急傾斜地の崩壊	2-自-0066	藤田字庄司	令和2年3月17日	第203号
46	急傾斜地の崩壊	2-自-0067	藤田字庄司	令和2年3月17日	第203号
47	急傾斜地の崩壊	2-自-0068	藤田字風呂	令和2年3月17日	第203号
48	急傾斜地の崩壊	2-自-0069	藤田字風呂	令和2年3月17日	第203号
49	急傾斜地の崩壊	2-自-0070	藤田字風呂、字合ノ窪	令和2年3月17日	第203号
50	急傾斜地の崩壊	2-自-0071	藤田字馬場	令和2年3月17日	第203号
51	急傾斜地の崩壊	2-自-0072	藤田字馬場	令和2年3月17日	第203号
52	急傾斜地の崩壊	2-自-0073	藤田字北根	令和2年3月17日	第203号
53	急傾斜地の崩壊	2-自-0074	尾山字山根	令和2年3月17日	第203号
54	急傾斜地の崩壊	2-自-0075	尾山字山根	令和2年3月17日	第203号
55	急傾斜地の崩壊	2-自-0076	尾山字上日向、字大谷、字日向	令和2年3月17日	第203号

番号	自然現象の種類	溪流番号 又は 箇所番号	所在地	告示年月日	告示番号
56	急傾斜地の崩壊	2-自-0077	尾山字上日向、字日向	令和2年3月17日	第203号
57	急傾斜地の崩壊	2-自-0078	尾山字上日向、字日向	令和2年3月17日	第203号
58	急傾斜地の崩壊	2-自-0079	尾山字引田	令和2年3月17日	第203号
59	急傾斜地の崩壊	2-自-0080	島田字日高下	令和2年3月17日	第203号
60	急傾斜地の崩壊	2-自-0081	島田字池田	令和2年3月17日	第203号
61	急傾斜地の崩壊	2-自-0082	小坂字沼ノ入、字中里	令和2年3月17日	第203号
62	急傾斜地の崩壊	2-自-0083	小坂字熊ノ前、字沼ノ入	令和2年3月17日	第203号
63	急傾斜地の崩壊	2-自-0084	小坂字土浮、字上小坂	令和2年3月17日	第203号
64	急傾斜地の崩壊	2-自-0085	小坂字土瓜	令和2年3月17日	第203号
65	急傾斜地の崩壊	2-自-0086	江尻字岩崎	令和2年3月17日	第203号
66	急傾斜地の崩壊	2-自-0087	江尻字細谷	令和2年3月17日	第203号
67	急傾斜地の崩壊	2-自-0088	江尻字細谷、字江東	令和2年3月17日	第203号
68	急傾斜地の崩壊	2-自-0089	江尻字寺前	令和2年3月17日	第203号
69	急傾斜地の崩壊	2-自-0090	君萱字薬師堂	令和2年3月17日	第203号
70	急傾斜地の崩壊	2-自-0091	君萱字駒場	令和2年3月17日	第203号
71	急傾斜地の崩壊	2-自-0092	君萱字馬場前	令和2年3月17日	第203号
72	急傾斜地の崩壊	2-自-0093	君萱字別当内	平成30年11月30日	第1048号
73	急傾斜地の崩壊	2-自-0094	君萱字菖蒲沢、字別当内	平成30年11月30日	第1048号
74	急傾斜地の崩壊	2-自-0095	君萱字菖蒲沢	令和2年3月17日	第203号
75	急傾斜地の崩壊	2-自-0096	君萱字神鳴	令和2年3月17日	第203号
76	急傾斜地の崩壊	2-自-0097	君萱字谷地、字東新田、字新田西	令和2年3月17日	第203号
77	急傾斜地の崩壊	2-自-0098	毛萱字箕輪	令和2年3月17日	第203号
78	急傾斜地の崩壊	2-自-0099	毛萱字箕輪	令和2年3月17日	第203号
79	急傾斜地の崩壊	2-自-0100	毛萱字箕輪	令和2年3月17日	第203号
80	急傾斜地の崩壊	2-自-0101	毛萱字箱下	令和2年3月17日	第203号
81	急傾斜地の崩壊	2-自-0102	毛萱字箱下	令和2年3月17日	第203号
82	急傾斜地の崩壊	2-自-0103	毛萱字万平	令和2年3月17日	第203号
83	急傾斜地の崩壊	2-自-0104	毛萱字堀内	令和2年3月17日	第203号

番号	自然現象の種類	溪流番号 又は 箇所番号	所在地	告示年月日	告示番号
84	急傾斜地の崩壊	2-自-0106	毛萱字中ノ内	令和2年3月17日	第203号
85	急傾斜地の崩壊	2-自-0107	毛萱字大森	令和2年3月17日	第203号
86	急傾斜地の崩壊	2-自-0109	岡字東谷、字松本、字館前	平成30年11月30日	第1048号
87	急傾斜地の崩壊	2-自-0110	稲置字遠山崎	令和2年3月17日	第203号
88	急傾斜地の崩壊	2-自-0111	横倉字大在家	令和2年3月17日	第203号
89	急傾斜地の崩壊	2-自-0114	横倉字馬場内、字水上	平成29年10月6日	第903号
90	急傾斜地の崩壊	2-自-0115	横倉字舛沢、字平	平成29年10月6日	第903号
91	急傾斜地の崩壊	2-自-0116	横倉字平	平成29年10月6日	第903号
92	急傾斜地の崩壊	2-自-0117	笠島字岩ノ花	令和2年3月17日	第203号
93	急傾斜地の崩壊	2-自-0118	横倉字呑内窪	令和2年3月17日	第203号
94	急傾斜地の崩壊	2-自-0119	横倉字呑内窪	令和2年3月17日	第203号
95	急傾斜地の崩壊	2-自-0120	豊室字沼頭	令和2年3月17日	第203号
96	急傾斜地の崩壊	2-自-0121	豊室字沼下	令和2年3月17日	第203号
97	急傾斜地の崩壊	2-自-0122	豊室字冬住、字沼頭	平成29年10月6日	第903号
98	急傾斜地の崩壊	2-自-0124	角田字老ヶ崎	令和2年3月17日	第203号
99	急傾斜地の崩壊	2-自-0125	角田字松ノ内、字老ヶ崎	令和2年3月17日	第203号
100	急傾斜地の崩壊	2-自-0126	角田字松ノ内	令和2年3月17日	第203号
101	急傾斜地の崩壊	2-自-0127	小田字大原	令和2年3月17日	第203号
102	急傾斜地の崩壊	2-自-0128	小田字大原、字船沼	令和2年3月17日	第203号
103	急傾斜地の崩壊	2-自-0129	小田字船沼、字原戸	令和2年3月17日	第203号
104	急傾斜地の崩壊	2-自-0130	小田字香取、字西屋敷	令和2年3月17日	第203号
105	急傾斜地の崩壊	2-自-0131	小田字香取	令和2年3月17日	第203号
106	急傾斜地の崩壊	2-自-0132	小田字坂下、字西屋敷	令和2年3月17日	第203号
107	急傾斜地の崩壊	2-自-0133	小田字坂下	令和2年3月17日	第203号
108	急傾斜地の崩壊	2-自-0134	小田字膳棚、字荒井	令和2年3月17日	第203号
109	急傾斜地の崩壊	2-自-0135	小田字野田	令和2年3月17日	第203号
110	急傾斜地の崩壊	2-自-0136	高倉字関場、字梅ヶ崎、字竹ノ内、字梅ヶ崎前、字松浦	平成29年10月6日	第903号
111	急傾斜地の崩壊	2-自-0137	高倉字打越	平成29年3月28日	第306号

番号	自然現象の種類	溪流番号 又は 箇所番号	所在地	告示年月日	告示番号
112	急傾斜地の崩壊	2-自-0138	高倉字山田	令和2年3月17日	第203号
113	急傾斜地の崩壊	2-自-0139	高倉字小塚	令和2年3月17日	第203号
114	急傾斜地の崩壊	2-自-0140	高倉字小塚	令和2年3月17日	第203号
115	急傾斜地の崩壊	2-自-0141	高倉字釜前	令和2年3月17日	第203号
116	急傾斜地の崩壊	2-自-0142	君萱字山田	平成30年11月30日	第1048号
117	急傾斜地の崩壊	2-自-0143	君萱字岩井田、字山田	平成30年11月30日	第1048号
118	急傾斜地の崩壊	2-自-0144	神次郎字東中田	令和2年3月17日	第203号
119	急傾斜地の崩壊	2-自-0145	小坂字土浮	令和2年3月17日	第203号
120	急傾斜地の崩壊	2-自-0146	小坂字日影、字上小坂	令和2年3月17日	第203号
121	急傾斜地の崩壊	2-自-0147	小坂字日影、字上小坂	令和2年3月17日	第203号
122	急傾斜地の崩壊	2-自-0148	神次郎字柏崎、字久城寺、字石道	令和2年3月17日	第203号
123	急傾斜地の崩壊	2-自-0149	江尻字岩崎	令和2年3月17日	第203号
124	急傾斜地の崩壊	2-自-0150	江尻字岩崎、字巻向	令和2年3月17日	第203号
125	急傾斜地の崩壊	2-自-0151	平貫字宇賀入、字前河、字堂前、字塚田	平成29年10月6日	第903号
126	急傾斜地の崩壊	2-自-0152	君萱字谷地、字新田東	令和2年3月17日	第203号
127	急傾斜地の崩壊	2-自-0153	君萱字谷地前	令和2年3月17日	第203号
128	急傾斜地の崩壊	2-自-0154	君萱字谷地前	令和2年3月17日	第203号
129	急傾斜地の崩壊	2-自-0156	岡字松本、字内川	平成30年11月30日	第1048号
130	急傾斜地の崩壊	2-自-0157	江尻字堤	令和2年3月17日	第203号
131	急傾斜地の崩壊	2-自-0158	江尻字夫内、字中谷津	令和2年3月17日	第203号
132	急傾斜地の崩壊	2-自-0159	江尻字谷津、字巻向	令和2年3月17日	第203号
133	急傾斜地の崩壊	2-自-0160	江尻字猫田	令和2年3月17日	第203号
134	急傾斜地の崩壊	2-自-0161	江尻字峰岸、字江西	令和2年3月17日	第203号
135	急傾斜地の崩壊	2-自-0162	江尻字峰岸	令和2年3月17日	第203号
136	急傾斜地の崩壊	2-自-0163	江尻字木所	平成29年10月6日	第903号
137	急傾斜地の崩壊	2-自-0164	平貫字館内、字清台	平成30年11月30日	第1048号
138	急傾斜地の崩壊	2-自-0165	平貫字清台、字江合、字上	平成30年11月30日	第1048号
139	急傾斜地の崩壊	2-自-0166	平貫字清台	平成30年11月30日	第1048号

番号	自然現象の種類	溪流番号 又は 箇所番号	所在地	告示年月日	告示番号
140	急傾斜地の崩壊	2-自-0167	平貫字迫	平成30年11月30日	第1048号
141	急傾斜地の崩壊	2-自-0168	平貫字中丸	平成30年11月30日	第1048号
142	急傾斜地の崩壊	2-自-0169	坂津田字三河尻	令和2年3月17日	第203号
143	急傾斜地の崩壊	2-自-0170	坂津田字大久保	令和2年3月17日	第203号
144	急傾斜地の崩壊	2-自-0171	坂津田字脇谷	令和2年3月17日	第203号
145	急傾斜地の崩壊	2-自-0172	坂津田字平口	令和2年3月17日	第203号
146	急傾斜地の崩壊	2-自-0173	坂津田字宮前	令和2年3月17日	第203号
147	急傾斜地の崩壊	2-自-0174	坂津田字銀杏、字銀杏下	令和2年3月17日	第203号
148	急傾斜地の崩壊	2-自-0175	坂津田字小中田一	令和2年3月17日	第203号
149	急傾斜地の崩壊	2-自-0176	横倉字新田	令和2年3月17日	第203号
150	急傾斜地の崩壊	2-自-0177	角田字松ノ内	令和2年3月17日	第203号
151	急傾斜地の崩壊	2-自-0178	小田字原戸	令和2年3月17日	第203号
152	急傾斜地の崩壊	2-自-0179	角田字鱸沼	令和2年3月17日	第203号
153	急傾斜地の崩壊	2-自-0180	角田字野田	令和2年3月17日	第203号
154	急傾斜地の崩壊	2-自-0181	小田字大山	令和2年3月17日	第203号
155	急傾斜地の崩壊	2-自-0182	江尻字木所	平成29年10月6日	第903号
156	急傾斜地の崩壊	2-自-0334	角田字野田	平成31年3月19日	第229号
157	急傾斜地の崩壊	2-自-0002	君萱字小金沢下、字小金沢	平成29年10月6日	第903号
158	急傾斜地の崩壊	2-自-0003	君萱字羽黒	令和2年3月17日	第203号
159	急傾斜地の崩壊	2-自-0004	君萱字羽黒、字小金沢下、字沼下	令和2年3月17日	第203号
160	急傾斜地の崩壊	3-自-0016	神次郎字遠見、字中田、字東中田	令和2年3月17日	第203号
161	急傾斜地の崩壊	3-自-0018	君萱字長井戸、字馬場前	令和2年3月17日	第203号
162	急傾斜地の崩壊	3-自-0019	横倉字一ツ谷、字後田	令和2年3月17日	第203号
163	急傾斜地の崩壊	3-自-0020	角田字松ノ内、字物見壇	令和2年3月17日	第203号

3 地すべり

番号	自然現象の種類	溪流番号 又は 箇所番号	所在地	告示年月日	告示番号
1	地すべり	003	笠島字畑中	平成26年12月26日	第1054号
2	地すべり	004	稲置字大石、高倉字新町	平成29年3月28日	第307号
3	地すべり	農水-16	坂津田字金堀沢、字池田	令和2年12月22日	第964号
4	地すべり	農水-17	鳩原字中島、字上土浮	令和2年12月22日	第964号

資料2-1-9 山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区

(令和5年12月1日現在)

危険地区番号	市町村	大字	字	人家数 (戸)	道路	進捗状況 治山事業	
208	1	角田市	平貫	石名畑	34	県道	無
208	3	角田市	毛萱	南戸ノ内	15		無
208	4	角田市	高倉	関場	55	国道	無
208	5	角田市	高倉	沢田	19		無
208	6	角田市	笠島	山口	30		一部概成
208	7	角田市	笠島	出戸	2		無
208	8	角田市	毛萱	大森	14		無
208	9	角田市	坂津田	小中田	2		概成
208	10	角田市	藤田	館	1		無
208	11	角田市	小田	権原	5	県道	一部概成
208	12	角田市	高倉	寺前	11		無
208	13	角田市	高倉	寺前	8		無

2 地すべり危険地区

(令和5年12月1日現在)

危険地区番号	市町村	大字	字	人家数 (戸)	道路	進捗状況 治山事業	
208	1	角田市	坂津田	金彫沢 外	17		無
208	2	角田市	鳩原	中島外	105	県道	概成

3 崩壊土砂流出危険地区

(令和5年12月1日現在)

危険地区番号		市町村	大字	字	人家数 (戸)	道路	進捗状況 治山事業
208	1	角田市	藤田	是入	78	県道	無
208	2	角田市	藤田	宮沢	131	県道	一部概成
208	3	角田市	藤田	鹿野	131	県道	無
208	4	角田市	尾山	山入	45		無
208	5	角田市	小田	膳棚	84	県道	一部概成
208	6	角田市	小田	大山	4	県道	無
208	7	角田市	小田	荻窪	33		無
208	8	角田市	鳩原	瀬ノ木橋	39	県道	無
208	9	角田市	鳩原	堤下	51	県道	一部概成
208	10	角田市	鳩原	寺	8	県道	無
208	11	角田市	平貫	沢入	73	県道	一部概成
208	12	角田市	坂津田	金鳳沢	21		無
208	13	角田市	坂津田	北向	32		一部概成
208	14	角田市	藤田	舘	87	県道	一部概成
208	15	角田市	藤田	宮沢	86	県道	一部概成
208	16	角田市	藤田	山上	48	県道	無
208	17	角田市	藤田	源内原	57	県道	無
208	18	角田市	尾山	石堂	270	県道	一部概成
208	19	角田市	尾山	上日向	60		無
208	20	角田市	尾山	引田	101		無
208	21	角田市	島田	諏訪部	30	県道	一部概成
208	22	角田市	島田	池田	83	県道	一部概成
208	23	角田市	坂津田	寒風沢	89	県道	無
208	24	角田市	小坂	滝沢	89	国道	無
208	25	角田市	鳩原	上土浮	26	県道	一部概成
208	26	角田市	鳩原	瀬ノ木橋	10	県道	一部概成
208	27	角田市	坂津田	池田	35		一部概成
208	28	角田市	尾山	引田	88		無
208	29	角田市	島田		51	県道	無

資料 2-1-10 土砂災害警戒区域等の防災パトロール関係機関

関係機関名	担当部署名	電話番号	防災無線電話番号
大河原地方振興事務所	総務班	0224-53-3133	6-221-403
大河原土木事務所	河川砂防第二班	0224-53-3916	6-221-534
角田警察署	警備課	0224-63-2211	-
角田市消防団	防災安全課	0224-63-2123	-
仙南地域広域行政事務組合角田消防署	警防係	0224-63-1011	-

資料 2-1-11 除雪・融雪対象の主要道路

(令和3年4月1日現在)

番号	路線名	延長 (km)	番号	路線名	延長 (km)
1	駅前花島線	2.1	15	君萱小田線	11.8
2	二枚橋北岡線	2.9	16	風呂坂津田線	3.0
3	北岡毛萱線	4.8	17	石川口高瀬峠線	0.7
4	大森小原田線	5.3	18	岡駅前線	0.5
5	赤生栃倉線	1.5	19	東町大沼線	0.9
6	横倉高倉線	7.5	20	梶賀中島下線	1.4
7	寺前笠島線	4.1	21	駅前大通線	1.3
8	江尻梶賀線	4.0	22	駅前大沼線	2.0
9	小山東宿西線	0.7	23	天神町中島下線	1.1
10	南大坊泉田線	4.6	24	大町一本柳線	1.6
11	金津石川口線	2.3	25	新丁南町線	0.3
12	大坊金津農協前線	1.2	26	町尻梶賀線	1.0
13	角田橋半田線	3.1	27	半田明通峠線	2.1
14	東町寄井線	1.8			

資料 2-1-12 水防上重要な水こう門等

水防

1 県管理の水こう門

番号	河川名	名称	設置場所	管理者	操作基準		備考
					解放	閉鎖	
1	高倉川	調整水門 送水樋門	角田市	大河原土木 事務所長	高倉川調整水門 及び高倉川送水 樋門操作規則に よる運用	高倉川調整水門 及び高倉川送水 樋門操作規則に よる運用	操作委託先： あぶくま川水系 角田土地改良区

2 国土交通省管理の水こう門

番号	河川名	名称	設置場所	管理者
1	半田川	青木水門	角田市	国土交通省仙台河川国道事務所
2	新桜井川	大坊水門	角田市	〃
3	小田川	小田川水門	角田市	〃

3 水防管理団体の管理する水防上重要な水こう門等

番号	河川名	名称	設置場所	管理者	備考
1	阿武隈川	江尻排水機場	角田市	江尻 角田市市長	細部については、排水施設参照

4 排水施設

番号	名称	ポンプの種類	設置状況	担当課
1	左関ポンプ場	400mm 1台・200mm 2台	常設	建設課
2	左関住宅跡地（調整池）	8インチポンプ 1台	仮設	
3	二枚橋高倉線 （高倉梅ヶ崎地区）	8インチポンプ 1台 非常時（8インチポンプ 1台追加）	常設	
4	千海田川（坂津田沖地区）	8インチポンプ 1台・6インチポンプ 1台	仮設	
5	丸山専福寺線（長瀬地内）	250mm 2台	仮設	
6	舩沢ポンプ場 今谷平線 （今谷地区）	8インチポンプ 2台	常設	農林振興課
7	江尻排水機場	1号ポンプ(2,600mm)・2号ポンプ (2,600mm)・3号ポンプ(2,600mm)・4号 ポンプ(2,600mm)	常設	
8	江尻第3排水機場	1号ポンプ(1,600mm)・2号ポンプ (1,600mm)	常設	
9	平貫排水機場	1号機(500mm)・2号機(600mm)	常設	
10	北谷地排水機場	1号機(600mm)・2号機(500mm)	常設	
11	諏訪橋下排水機場	200mm 1台	常設	
12	中谷地排水機場	1号機(1,500mm)・2号機(1,500mm)・ 3号機(1,000mm)	常設	
13	沼尻排水機場	1号機(1,100mm)・2号機(1,100mm)	常設	
14	堀切排水機場	1号ポンプ(500mm)・2号ポンプ(500mm)	常設	
15	野田沼南地区	8インチポンプ 2台	仮設	
16	裏町排水機場	350mm 2台・300mm 2台・250mm 1台	常設	
17	裏町ポンプ	8インチポンプ 1台	常設	
18	裏町ポンプ	350mm 2台	常設	
19	野田ポンプ場	800mm 2台	常設	
20	岡地区 雑魚橋川	8インチポンプ 1台	仮設	

資料 2-3-1 角田市指定文化財一覧

(令和 6 年 11 月 1 日現在)

区分	名称	所在地	指定日	
国指定	建造物	高蔵寺阿弥陀堂	高倉・高蔵寺	昭和 25 年 8 月 29 日
		旧佐藤家住宅	高倉・高蔵寺	昭和 46 年 8 月 13 日
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	高倉・高蔵寺	昭和 25 年 8 月 29 日
	史跡	梁瀬浦遺跡	岡字梁瀬浦	昭和 52 年 2 月 17 日
	民俗	福應寺毘沙門堂奉納養蚕信仰絵馬	鳩原・福應寺	平成 24 年 3 月 8 日
県指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	島田・称念寺	昭和 39 年 8 月 7 日
		木造薬師如来坐像	稲置・薬師堂	昭和 50 年 4 月 30 日
	工芸	銅造千手観音像懸仏	小田・斗蔵寺	昭和 39 年 8 月 7 日
	民俗	金津の七夕行事	尾山	平成 25 年 3 月 12 日
	天然記念物	カヤの群生林	高倉・高蔵寺	平成 17 年 5 月 10 日
高蔵寺の大杉		高倉・高蔵寺	平成 17 年 5 月 10 日	
市指定	建造物	臥牛門	角田・長泉寺	昭和 43 年 10 月 1 日
		諏訪神社社殿	佐倉・諏訪神社	昭和 56 年 10 月 20 日
		諏訪神社石鳥居	佐倉・諏訪神社	昭和 56 年 10 月 20 日
		八幡神社楼門	角田・八幡神社	昭和 56 年 10 月 20 日
		斗蔵寺観音堂	小田・斗蔵寺	昭和 56 年 10 月 20 日
		旧氏丈邸	角田市郷土資料館	平成 3 年 5 月 28 日
	彫刻	木造毘沙門天三尊像	鳩原・福應寺	昭和 44 年 10 月 1 日
		木造十一面千手観音坐像	佐倉・自照院	昭和 49 年 2 月 1 日
		木造阿弥陀如来坐像 (旧像)	高倉・高蔵寺	昭和 57 年 3 月 26 日
		木造阿弥陀如来坐像	平貫・定迎寺	平成 3 年 5 月 28 日
		木造千手観音立像	小田・斗蔵寺	平成 3 年 5 月 28 日
	工芸	鉄鉢	小田・斗蔵寺	昭和 43 年 10 月 1 日
		鰐口	神次郎・妙立寺	昭和 56 年 10 月 20 日
		敵国降伏の扁額	角田・八幡神社	昭和 56 年 10 月 20 日
		高蔵寺の寺号額	高倉・高蔵寺	昭和 57 年 3 月 26 日
		妙立寺の長持	神次郎・妙立寺	平成 3 年 5 月 28 日
		紺糸最上胴具足	角田市郷土資料館	平成 10 年 1 月 6 日
		長泉寺の梵鐘	角田・長泉寺	平成 16 年 7 月 22 日
		称名寺の梵鐘	尾山・称名寺	平成 19 年 12 月 27 日
	石川昭光木像・七殉死者木像	角田・長泉寺	平成 26 年 7 月 5 日	

区分		名称	所在地	指定日
市指定	古碑	文永12年銘供養碑	藤田・藤田寺	昭和43年10月1日
		正徳2年銘恕軒大町先生碑	藤田・喜松院	昭和56年10月20日
		伝佐藤継信・忠信供養碑	岡字天ヶ迫	平成3年5月28日
		弘安元年銘碑	角田・専福寺	平成19年12月27日
	経典	大般若経600巻	角田・長泉寺	昭和56年10月20日
	天然記念物	妙立寺の大藤	神次郎・妙立寺	平成3年5月28日
		毘沙門堂の榎	鳩原・福應寺	平成3年5月28日
		八幡神社の大杉	角田・八幡神社	平成3年5月28日
	絵画	東東洋『松図』	角田市郷土資料館	平成10年1月6日
		中村不折『山水図』	角田市郷土資料館	平成10年1月6日
		秋月『達磨大師』	角田市郷土資料館	平成10年1月6日
	史跡	妙安寺の井戸	角田字牛館	昭和58年3月29日
		吉ノ内古墳	横倉古墳群	昭和61年8月28日
		石川家廟所	角田・長泉寺	昭和63年1月28日
		大久保古墳群	尾山字大久保	平成5年6月29日
		土浮貝塚	小坂字土浮	平成5年6月29日
	考古資料	西屋敷1号墳出土品	教育委員会	平成3年5月28日
		吉ノ内1号墳出土品	教育委員会	平成3年5月28日
	民俗	角田祭ばやし	角田	昭和54年6月27日
		福應寺毘沙門堂絵馬	鳩原・福應寺	平成10年9月28日

資料 2-7-1 自主防災組織結成状況

(令和4年4月1日現在)

番号	名 称	行政区	設立年月日
1	西田町行政区自主防災会	西田町	平成16年4月4日
2	高畑南区自主防災組織会	高畑南	平成18年3月22日
3	中島下行政区	中島下	平成18年4月22日
4	小田地区自主防災組織	櫛崎、地蔵堂、山の内、戸の内、長瀬	平成19年6月17日
5	西南町区会防災組織	西南町	平成24年4月1日
6	北岡行政区自主防災組織	北岡	平成20年7月15日
7	君萱行政区自主防災組織	君萱	平成21年2月22日
8	谷地町自主防災組織	谷地町	平成21年5月31日
9	桜7区自主防災組織	桜7区	平成22年4月1日
10	横田町自主防災会	横田町	平成22年4月20日
11	南江尻行政区自主防災組織	南江尻	平成23年2月27日
12	花島行政区自主防災組織	花島	平成23年4月1日
13	梁瀬行政区自主防災組織	梁瀬	平成23年4月1日
14	岡行政区自主防災組織	岡	平成23年4月1日
15	南岡行政区自主防災組織	南岡	平成23年4月1日
16	神次郎行政区自主防災組織	神次郎	平成23年4月1日
17	野田区自主防災会	野田	平成23年3月6日
18	寺前行政区自主防災会	寺前	平成23年4月17日
19	西根2区行政区自主防災組織	西根2区	平成24年3月4日
20	西根13区自主防災委員会	西根13区	平成22年9月1日
21	藤尾5区自主防災組織	藤尾5区	平成23年2月6日
22	桜五区自主防災組織	桜5区	平成24年3月1日
23	藤尾7区自主防災組織	藤尾7区	平成23年2月27日
24	桜4区自主防災会	桜4区	平成24年7月16日
25	桜2区自主防災組織	桜2区	平成24年4月1日
26	藤尾4区自主防災組織	藤尾4区	平成24年2月1日
27	前沖第2行政区自主防災会	前沖2区	平成24年10月7日
28	桜1区自主防災会	桜1区	平成24年4月1日
29	桜第8区自主防災組織	桜8区	平成24年8月1日
30	桜3区自主防災会	桜3区	平成24年4月1日
31	藤尾1区自主防災組織	藤尾1区	平成24年8月13日
32	桜6区自主防災会	桜6区	平成24年4月1日
33	宮沢自主防災会(藤尾10区)	藤尾10区	平成24年8月12日
34	西根八区行政区自主防災組織	西根8区	平成25年4月1日
35	西根5区防災委員会	西根5区	平成25年4月1日
36	坂津田上自主防災組織	坂津田上	平成25年4月1日

番号	名 称	行政区	設立年月日
37	坂津田中自主防災組織	坂津田中	平成 25 年 4 月 1 日
38	坂津田下自主防災組織	坂津田下	平成 25 年 4 月 1 日
39	平貫上自主防災組織	平貫上	平成 25 年 4 月 1 日
40	平貫下自主防災組織	平貫下	平成 25 年 4 月 1 日
41	東小坂自主防災組織	東小坂	平成 25 年 4 月 1 日
42	西小坂自主防災会	西小坂	平成 25 年 4 月 1 日
43	鳩原自主防災会	鳩原	平成 25 年 4 月 1 日
44	北江尻行政区自主防災会	北江尻	平成 25 年 4 月 2 日
45	西根 10 区行政区自主防災委員会	西根 10 区	平成 25 年 5 月 29 日
46	東田町行政区自主防災組織	東田町	平成 23 年 3 月 13 日
47	藤尾 2 区自主防災会	藤尾 2 区	平成 25 年 5 月 10 日
48	新田行政区自主防災会	新田	平成 25 年 4 月 1 日
49	藤尾 3 区自主防災組織	藤尾 3 区	平成 25 年 2 月 3 日
50	立町区防災部会	立町	平成 25 年 10 月 1 日
51	新中島北区防災部会	新中島北	平成 26 年 1 月 1 日
52	枝野四区自主防災会	枝野 4 区	平成 26 年 1 月 22 日
53	枝野 1 区自主防災組織	枝野 1 区	平成 26 年 3 月 1 日
54	枝野 2 区自主防災会	枝野 2 区	平成 26 年 4 月 1 日
55	枝野三区自主防災組織	枝野 3 区	平成 26 年 5 月 1 日
56	枝野 6 区自主防災組織	枝野 6 区	平成 26 年 4 月 1 日
57	枝野七区自主防災組織	枝野 7 区	平成 26 年 3 月 23 日
58	枝野 8 区自主防災会	枝野 8 区	平成 26 年 3 月 16 日
59	新丁西自主防災会	新丁西	平成 26 年 3 月 23 日
60	新丁東自主防災会	新丁東	平成 26 年 4 月 25 日
61	枝野 5 区自主防災会	枝野 5 区	平成 26 年 4 月 1 日
62	藤尾 9 区自主防災組織	藤尾 9 区	平成 26 年 4 月 1 日
63	藤尾 6 区自主防災組織	藤尾 6 区	平成 25 年 4 月 1 日
64	中島地区自主防災会	中島	平成 26 年 10 月 15 日
65	藤尾 8 区自主防災組織	藤尾 8 区	平成 26 年 11 月 17 日
66	西根 6 区自主防災委員会	西根 6 区	平成 26 年 12 月 24 日
67	北町自主防災組織	北町	平成 27 年 4 月 1 日
68	東南町自主防災会	東南町	平成 27 年 4 月 12 日
69	西根 3 区行政区自主防災会	西根 3 区	平成 27 年 6 月 28 日
70	西根 7 区自治会自主防災会	西根 7 区	平成 27 年 6 月 15 日
71	西根 11 区自主防災会	西根 11 区	平成 27 年 9 月 1 日
72	左関行政区自主防災会	左関	平成 27 年 9 月 30 日
73	西根 12 区自主防災会	西根 12 区	平成 27 年 11 月 1 日
74	前沖第三行政区自主防災会	前沖第 3	平成 27 年 11 月 30 日

番号	名 称	行政区	設立年月日
75	西根9区行政区自主防災委員会	西根9区	平成27年12月6日
76	西根4区行政区自主防災委員会	西根4区	平成28年3月6日
77	西根1区自主防災会	西根1区	平成25年3月3日
78	新丁区自主防災組織	新丁	平成30年3月17日
79	後沖自主防災会	後沖	平成30年4月30日
80	東町行政区自主防災組織	東町	令和4年4月1日

資料 2-9-1 浸水想定区域内等要配慮者利用施設

水防

(令和7年10月31日現在)

No.	施設名	住所	電話番号	分類	地域防災計画の位置づけ
1	ニチイケアセンター角田	角田字扇町11-5	61-1336	社会福祉施設	浸水
2	あぶくまデイサービスセンターはなはな	角田字豊町7-1	62-0133	社会福祉施設	浸水
3	ツクイ角田北郷	岡字内川232	67-1511	社会福祉施設	浸水
4	デイサービスセンターにこトピア角田	角田字牛館53-2	61-2225	社会福祉施設	浸水
5	デイサービスひかり苑	枝野字畑中143-3	61-1235	社会福祉施設	浸水
6	デイサービスけやきの杜	角田字中島上183	51-8808	社会福祉施設	浸水
7	らぼーる・はなはな	角田字柳町41-13	51-8751	社会福祉施設	浸水
8	訪問介護けやきの杜	角田字中島上183	62-4866	社会福祉施設	浸水
9	デイサービス日なた	角田字裏町6-9	66-5829	社会福祉施設	浸水
10	看護小規模多機能型居宅介護金上	角田字中島上183	61-2231	社会福祉施設	浸水
11	小規模多機能型居宅介護施設さんさの里	佐倉字小山東183-4	86-5906	社会福祉施設	浸水
12	グループホーム花水木	角田字中島上170-21	61-2777	社会福祉施設	浸水
13	グループホームむくげ	梶賀字高畑南64-1	61-2366	社会福祉施設	浸水
14	ウインズの森角田グループホーム	角田字緑町10-1	87-7930	社会福祉施設	浸水
15	もも太郎さん(梶賀)	梶賀字西126-1	51-9871	社会福祉施設	浸水
16	ゆうゆうホーム	角田字田町114-9	62-4866	社会福祉施設	浸水
17	はくあいホーム	角田字牛館16	63-5111	社会福祉施設	浸水
18	聖母の家	横倉字丸山1	62-1731	社会福祉施設	浸水
19	みどり荘	佐倉字上土浮2-2	62-1093	社会福祉施設	浸水
20	寛ぎの郷	岡字駅前北1-1	51-8211	社会福祉施設	浸水
21	和らぎの郷	岡字駅前北1-1	51-8211	社会福祉施設	浸水
22	シルバーランドドンクマサーかくだ	梶賀字東40-1	87-6294	社会福祉施設	浸水
23	宮城緑風園	佐倉字小山46-1	63-0234	社会福祉施設	浸水
24	暖暖の里角田	横倉字卯ノ崎94-17	63-4072	社会福祉施設	浸水
25	マーブルの杜角田スイートホーム	角田字町70-3	87-7880	社会福祉施設	浸水
26	住宅型有料老人ホームタンポポ	角田字中島上183	61-2231	社会福祉施設	浸水
27	なのはな	角田字柳町36-26	66-3524	社会福祉施設	浸水
28	放課後等デイサービスピノキオ	角田字柳町36-26	66-3524	社会福祉施設	浸水
29	虹の園	佐倉字町裏一番63	63-1481	社会福祉施設	浸水
30	第二虹の園	佐倉字町裏一番63	63-1481	社会福祉施設	浸水

No.	施設名	住所	電話番号	分類	地域防災計画の 位置づけ
31	第三虹の園	角田字中島上213	63-3662	社会福祉施設	浸水
32	グループホームレインボー西田町	角田字田町54-1	63-1481	社会福祉施設	浸水
33	グループホームレインボー緑町	角田字緑町1-16	63-1481	社会福祉施設	浸水
34	manaby Campus角田	佐倉字上土浮69-1	51-9892	社会福祉施設	浸水
35	リッキーガーデン角田	横倉字卯ノ崎94-17	63-4055	社会福祉施設	浸水
36	のぎく	角田字柳町35-2	63-5565	社会福祉施設	浸水
37	角田児童センター	角田字牛館17-3	62-4360	社会福祉施設	浸水
38	角田児童クラブ	角田字牛館17-3	62-4360	社会福祉施設	浸水
39	桜児童クラブ	佐倉字小山78-1	080-1848-7799	社会福祉施設	浸水
40	角田第2児童クラブ	角田字牛館41	62-4360	社会福祉施設	浸水
41	桜第2児童クラブ	佐倉字小山78-1	080-1848-7799	社会福祉施設	浸水
42	北郷児童クラブ	岡字阿弥陀入11-2	080-9258-2253	社会福祉施設	浸水・土砂災害
43	なかよしこどもえん	角田字牛館59-1	87-6681	社会福祉施設	浸水
44	中島保育所	角田字中島上57-4	63-2135	社会福祉施設	浸水
45	角田光の子保育園	角田字柳町35-3	87-7513	社会福祉施設	浸水
46	角田なかよし保育園	小田字大原2-7	62-0647	社会福祉施設	浸水
47	さくら保育園	梶賀字東南61-1	62-4781	社会福祉施設	浸水
48	あすなろの木保育園	角田字牛館19-3	62-2007	社会福祉施設	浸水
49	ニコニコ保育園	角田字田町117-4	63-1032	社会福祉施設	浸水
50	ヤクルト角田センター保育室	角田字大町14-3	62-4041	社会福祉施設	浸水
51	NPO法人角田保育ママの会	角田字町100	080-6001-3420	社会福祉施設	浸水
52	角田カトリック幼稚園	角田字町1	63-1431	学校	浸水
53	角田小学校	角田字牛館41	63-1144	学校	浸水
54	桜小学校	佐倉字小山78-1	63-1150	学校	浸水
55	北郷小学校	岡字阿弥陀入11-2	68-2345	学校	浸水・土砂災害
56	北角田中学校	江尻字前原50	68-2323	学校	浸水
57	宮城県角田高等学校	角田字牛館1	63-3001	学校	土砂災害
58	キッズフィールド角田旭町園	角田字旭町30-1	86-5236	社会福祉施設	浸水

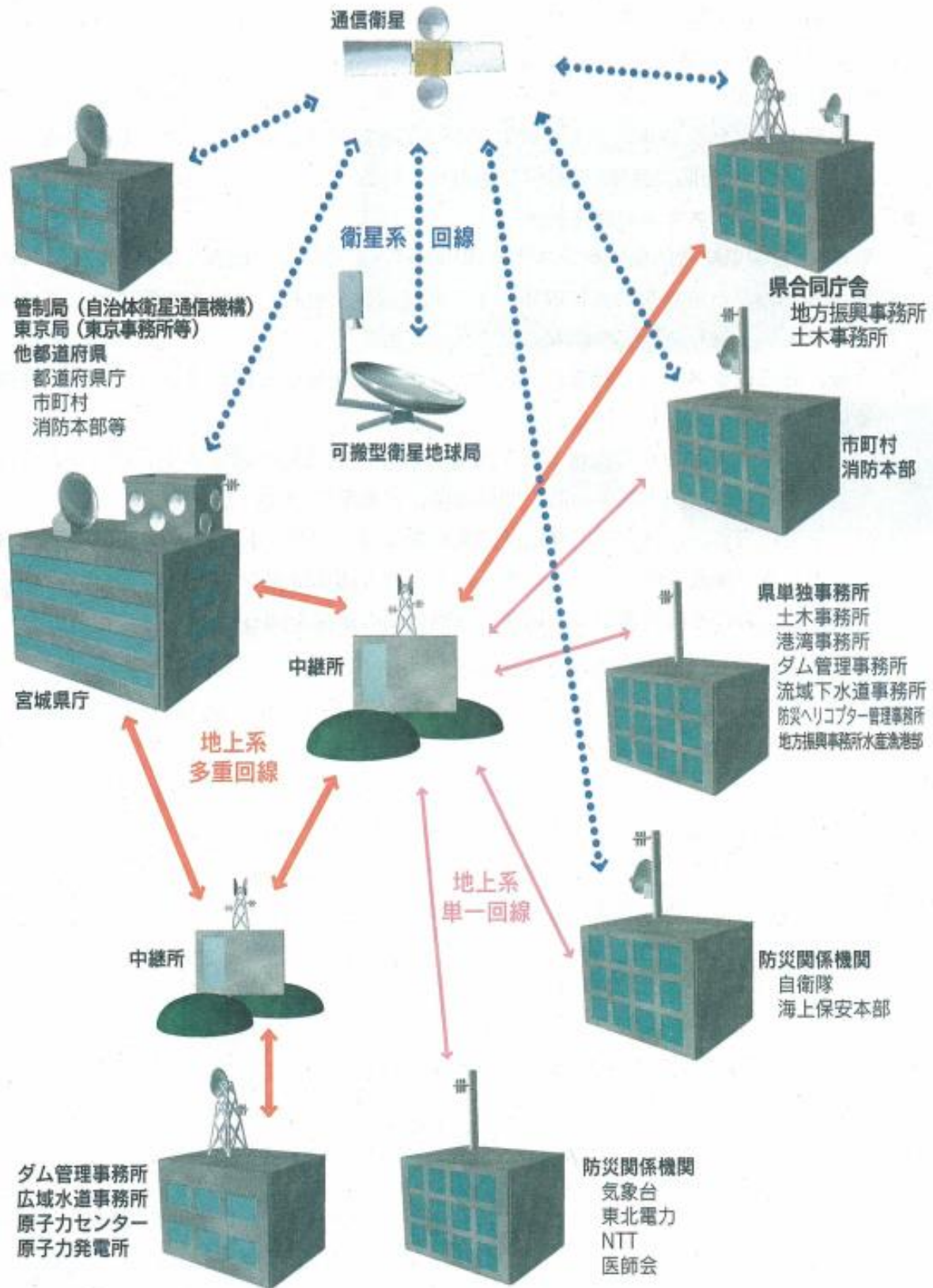
資料 2-10-1 防災行政無線の設置状況

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

番号	呼出名称	電話番号 (内線)	種別	設置/管理場所	グループ種別					
					1 全端末	2 全端末 (消防団除く)	3 正職員のみ	4 消防団	5 現場	6 避難所
	防災角田	-	主統制台	防災安全課						
	防災角田水道	-	副統制台2	上下水道事業所						
	防災角田土木	-	副統制台3	都市整備課						
1	防災角田 1	8001	携帯型	市長	○	○	○	○	○	○
2	防災角田 2	8002	携帯型	副市長	○	○	○	○	○	○
3	防災角田 3	8003	携帯型	総務部長	○	○	○	○	○	○
4	防災角田 4	8004	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
5	防災角田 5	8005	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
6	防災角田 7	8007	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
7	防災角田 8	8008	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
8	防災角田 9	8009	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
9	防災角田 10	8010	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
10	防災角田 11	8011	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
11	防災角田 12	8012	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
12	防災角田 13	8013	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
13	防災角田 14	8014	携帯型	上下水道事業所	○	○	○	○	○	○
14	防災角田 15	8015	携帯型	角田市総合保健福祉センター	○	○	○			○
15	防災角田 16	8016	携帯型	角田市市民センター	○	○	○			○
16	防災角田 17	8017	携帯型	都市整備課(車載代用)	○	○	○		○	
17	防災角田 18	8018	携帯型	農林振興課	○	○	○		○	
18	防災角田 19	8019	携帯型	都市整備課	○	○	○		○	
19	防災角田 20	8020	携帯型	都市整備課	○	○	○		○	
20	防災角田 21	8021	携帯型	上下水道事業所	○	○	○		○	
21	防災角田 22	8022	携帯型	上下水道事業所	○	○	○		○	
22	防災角田 23	8023	携帯型	角田自治センター	○	○				○
23	防災角田 24	8024	携帯型	横倉自治センター	○	○				○
24	防災角田 25	8025	携帯型	小田自治センター	○	○				○
25	防災角田 26	8026	携帯型	枝野自治センター	○	○				○
26	防災角田 27	8027	携帯型	藤尾自治センター	○	○				○
27	防災角田 28	8028	携帯型	東根自治センター	○	○				○
28	防災角田 29	8029	携帯型	桜自治センター	○	○				○
29	防災角田 30	8030	携帯型	北郷自治センター	○	○				○
30	防災角田 31	8031	携帯型	西根自治センター	○	○				○
31	防災角田 32	8032	携帯型	消防団 団長	○			○		
32	防災角田 33	8033	携帯型	消防団 副団長	○			○		
33	防災角田 34	8034	携帯型	消防団 副団長	○			○		
34	防災角田 35	8035	携帯型	消防団 第1分団長	○			○		
35	防災角田 36	8036	携帯型	消防団 第1副分団長	○			○		
36	防災角田 37	8037	携帯型	消防団 第2分団長	○			○		
37	防災角田 38	8038	携帯型	消防団 第2副分団長	○			○		
38	防災角田 39	8039	携帯型	消防団 第3分団長	○			○		
39	防災角田 40	8040	携帯型	消防団 第3副分団長	○			○		
40	防災角田 41	8041	携帯型	消防団 第4分団長	○			○		
41	防災角田 42	8042	携帯型	消防団 第4副分団長	○			○		
42	防災角田 43	8043	携帯型	消防団 第5分団長	○			○		
43	防災角田 44	8044	携帯型	消防団 第5副分団長	○			○		
44	防災角田 45	8045	携帯型	消防団 第6分団長	○			○		
45	防災角田 46	8046	携帯型	消防団 第6副分団長	○			○		
46	防災角田 47	8047	携帯型	消防団 第7分団長	○			○		
47	防災角田 48	8048	携帯型	消防団 第7副分団長	○			○		
48	防災角田 101	8101	車載型	防災安全課(保管)	○	○	○		○	
49	防災角田 102	8102	車載型	防災安全課(保管)	○	○				
50	防災角田 103	8103	車載型	エブリイ 車番:1-46	○	○	○		○	
51	防災角田 104	8104	車載型	イグニス 車番:94-68	○	○	○		○	
52	防災角田 105	8105	車載型	エスクード 車番:97-02	○	○	○		○	
53	防災角田 106	8106	車載型	防災安全課(保管)	○	○	○		○	
54	防災角田 107	8107	車載型	サクシード 車番:2-79	○	○	○		○	
55	防災角田 108	8108	車載型	防災安全課(保管)	○	○			○	
56	防災角田 109	8109	車載型	軽トラ 車番:30-81	○	○	○		○	
57	防災角田 110	8110	車載型	ADバン 車番:1-93	○	○	○		○	
58	防災角田 111	8111	車載型	エブリイ 車番:55-96	○	○	○		○	
59	防災角田 112	8112	車載型	ジムニー 車番:76-79	○	○	○		○	

資料 2-10-2 宮城県地域衛星通信ネットワーク全体イメージ

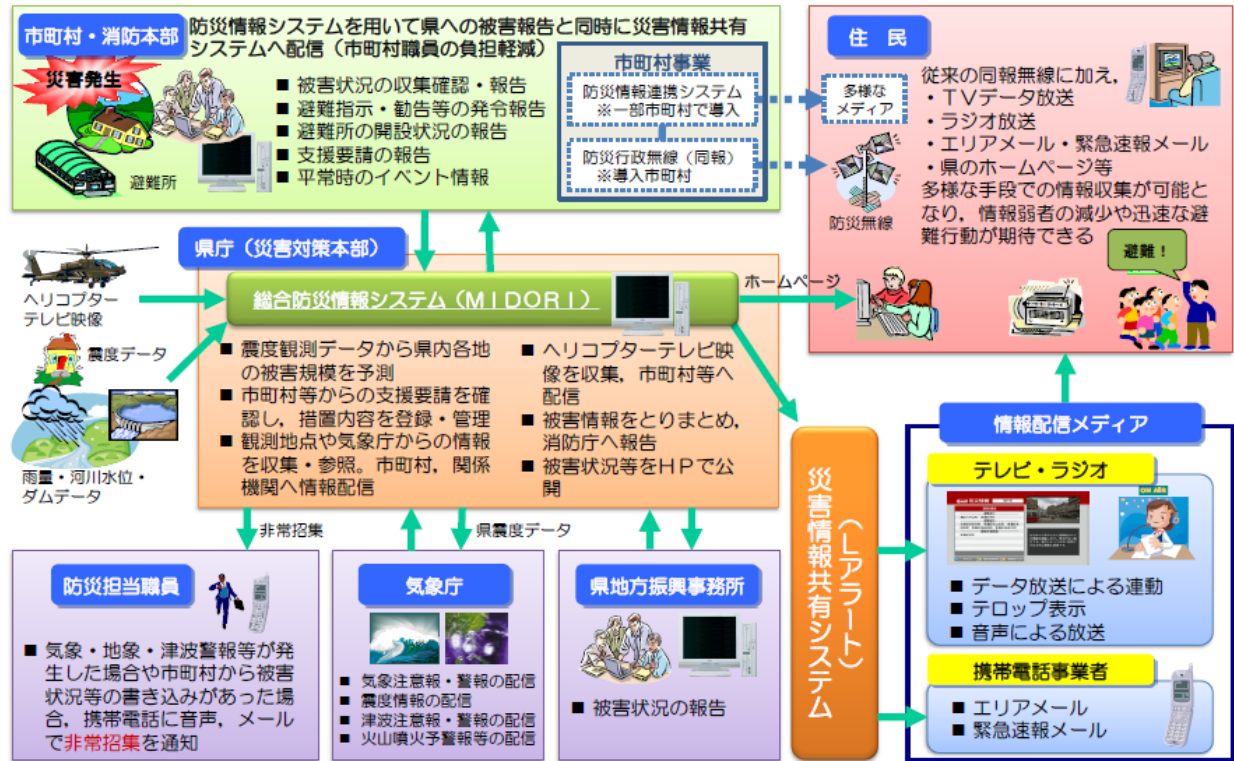
宮城県地域衛星通信（防災行政情報通信）ネットワーク全体のイメージ



資料 2-10-3 宮城県総合防災情報システム概要図

○宮城県総合防災情報システム (MIDORI) の業務概要

Miyagi Integrated Disaster prevention Online system for Rapid and accurate Information



資料 2-12-1 市の防災拠点

名称	所在地	電話番号
角田市役所	角田字大坊 41	0224-63-2111
角田市総合保健福祉センター	角田字柳町 35-1	0224-61-1185
角田市市民センター	角田字牛館 10	0224-63-2221
角田自治センター	角田字泉町 146	0224-63-2224
横倉自治センター	横倉字杉の堂 40	0224-62-2314
小田自治センター	小田字福田 80	0224-62-4292
枝野自治センター	島田字光畑 57-1	0224-63-2141
藤尾自治センター	尾山字五反田 198	0224-63-2131
東根自治センター	平貫字土浮 102	0224-69-2111
桜自治センター	佐倉字町裏一番 155	0224-63-2142
北郷自治センター	岡字阿弥陀入 65	0224-68-2111
西根自治センター	高倉字本町 15-1	0224-65-2111
道の駅かくだ	枝野字北島 81-1	0224-61-2850
台山公園	角田字牛館 100	0224-63-3156

資料2-13-1 災害時における相互応援等協定一覧表

1 自治体関係

番号	協 定 名	協定締結先	締結年月日
1	仙南2市6町消防相互応援協定	白石市、蔵王町、村田町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町	昭和43年12月18日
2	目黒区と角田市との相互援助協定	東京都目黒区	平成4年7月21日
3	災害時における宮城県市町村相互応援協定書	県内市町村	平成16年7月26日
4	朝来市、角田市及び山元町との大規模災害時における相互応援に関する協定	兵庫県朝来市、山元町	平成24年11月21日
5	大規模災害時における相互応援に関する協定	北海道夕張郡栗山町	平成25年8月22日
6	大規模災害時における相互応援に関する協定書	福島県石川町	平成25年11月22日
7	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	宮城県南、山形県南及び福島県北で構成した33市町村	平成25年12月1日
8	銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定書	秋田県能代市、岩手県大船渡市、神奈川県相模原市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町、北海道大樹町	平成28年4月1日
9	原子力災害等の発生時における住民の広域避難に関する協定	石巻市	平成29年12月1日
10	大規模氾濫時の隣接市町間における避難の連携に関する協定	丸森町、亘理町、山元町	平成30年3月29日
11	大規模災害発生時における南陽市・角田市相互応援協定に関する協定書	山形県南陽市	令和6年11月27日

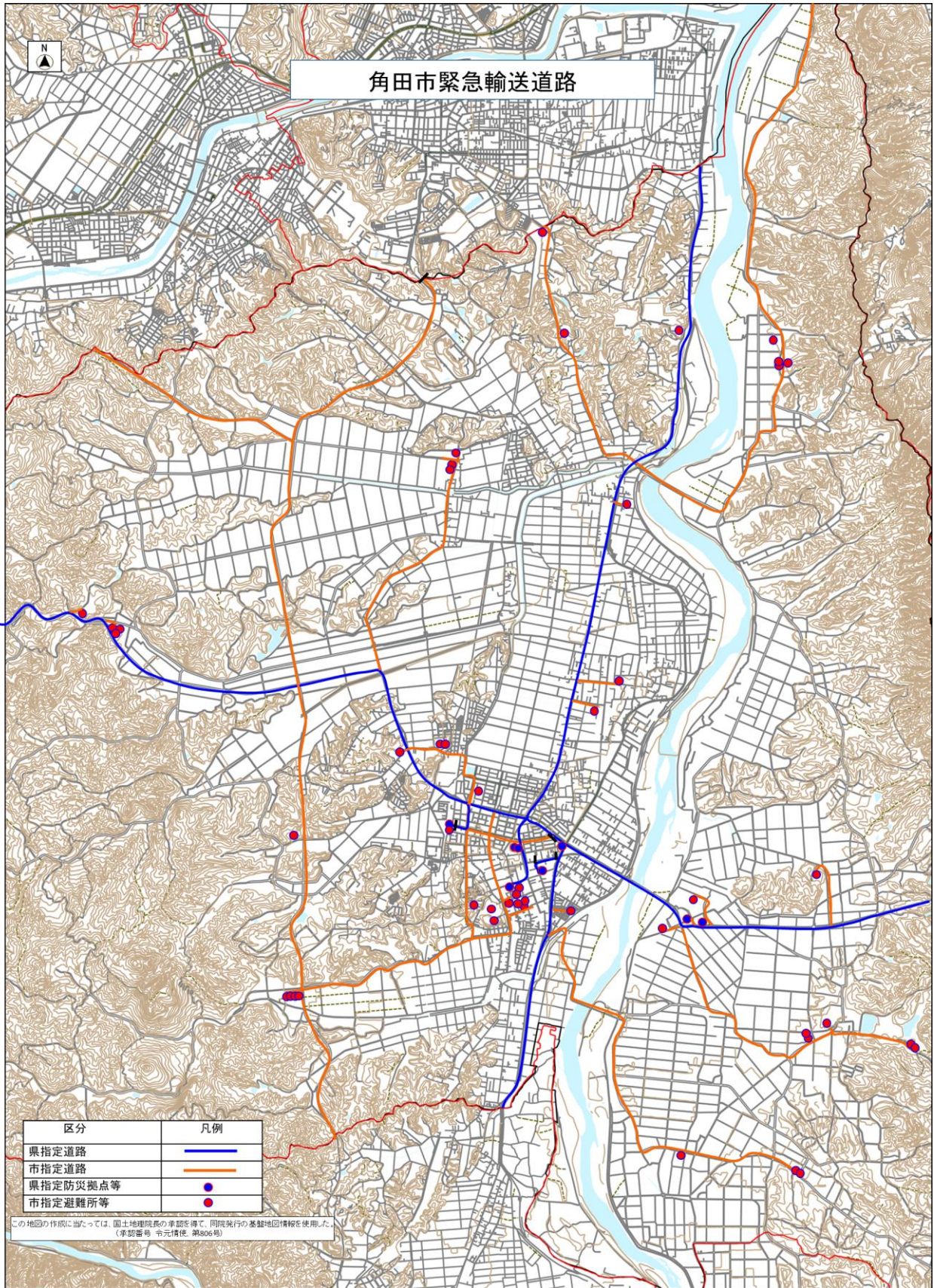
2 民間（関係機関）関係

番号	協 定 名	協定締結先	締結年月日
1	日本水道協会宮城支部「災害時相互応援計画」	日本水道協会宮城支部	平成11年6月30日
2	災害等における水道施設復旧応援に関する協定書	角田市管工会	平成13年8月1日
3	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成13年10月26日
4	大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書	宮城県・角田市社会福祉協議会	平成16年12月1日
5	災害時のボランティア活動に関する協定書	伊具建友会角田地域災害対策協議会	平成18年10月12日
6	災害時におけるレンタル機材の提供協力等に関する協定書	コマツカスタマーサポート株式会社（旧名称 株式会社BIGRENTAL）	平成20年3月25日
7	災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人角田市医師会	平成21年3月26日
8	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成21年10月19日
9	災害時における清涼飲料水提供に関する協定書	仙台コカ・コーラボトリング株式会社	平成23年9月11日
10	災害時における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会宮城県隊友会角田支部	平成24年5月22日

番号	協 定 名	協定締結先	締結年月日
11	特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社宮城支店	平成25年11月15日
12	連携協定に関する覚書	東北福祉大学	平成26年3月18日
13	災害時における宮城県角田高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書	宮城県角田高等学校	平成27年1月6日
14	緊急物資の輸送に関する協定	公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部	平成27年12月1日
15	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	市内2医療法人、3社会福祉法人5法人	平成28年3月28日
16	災害時における指定緊急避難場所の設置運営に関する協定	アイリスオーヤマ株式会社	平成28年11月28日
17	角田市と角田市内郵便局との包括連携協定	角田市内郵便局	平成29年3月13日
18	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書	仙南第一LPガス協議会、一般社団法人宮城県LPガス協会	平成29年3月30日
19	災害時における指定緊急避難場所の設置運営に関する協定	ウォルブロー株式会社	平成29年7月27日
20	角田市と東北財務局との地域活性化に関する包括連携協定	財務省東北財務局	平成29年8月28日
21	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	仙南地域広域行政事務組合、宮城県南生コンクリート協同組合	令和元年5月16日
22	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和元年12月24日
23	リコージャパン株式会社と角田市・角田市教育委員会との地方創生に係る包括連携に関する協定書	リコージャパン株式会社宮城支社	令和2年3月30日
24	災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定書	宮城三菱自動車販売株式会社	令和2年7月20日
25	災害時の協力に関する協定書	東北電力ネットワーク株式会社 白石電力センター	令和2年8月3日
26	災害時等における空間情報利用による支援に関する協定	株式会社パスコ仙台支店	令和2年9月23日
27	災害時の施設利用等の協力に関する協定書	角田市商工会	令和2年9月25日
28	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社南東北支店	令和3年9月24日
29	大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書	宮城県解体工事業協同組合	令和4年2月14日
30	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人角田市社会福祉協議会	令和4年3月1日
31	角田市とアイリスオーヤマ株式会社との包括連携協定	アイリスオーヤマ株式会社	令和5年6月5日
32	角田市と株式会社仙台にしむらとの連携協定書	株式会社仙台にしむら	令和5年12月11日
33	災害時における指定緊急避難場所の利用に関する協定	ホーチキ株式会社宮城事業所	令和6年6月4日
34	地震災害時の応急対策活動協力に関する協定	宮城県建築士会 角田・伊具支部	令和7年3月25日

資料2-15-1 角田市緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名称	区 間	距離	道路種別距離
国道		国道113号線	白石市境～丸森町境	13,800 m	20,300 m
		国道349号	御江戸金森線～柴田町境	6,500 m	
県道		亘理大河原川崎線	県道角田柴田線～土浮堂前線	3,200 m	25,600 m
		丸森柴田線	住吉坂下線～柴田町境	4,800 m	
			県道角田山元線～校前上大門線	600 m	
		角田山下線	県道角田山元線～山元町境	4,100 m	
		角田山元線	県道角田山下線～県道丸森柴田線	4,100 m	
			県道角田大内線～枝野小学校	400 m	
		角田大内線	東町寄井線～県道角田山元線	3,300 m	
		越河角田線	駅前大通線～東町大沼線	1,200 m	
			南町斗蔵線～小田自治センター	300 m	
		大河原高倉線	国道113号線～旧西根中学校	400 m	
	角田柴田線	県道亘理大河原川崎線～神次郎運動広場	3,000 m		
	佐倉北郷線	国道113号～二枚橋北岡線	200 m		
市道	218	住吉坂下線	土浮堂前線～県道丸森柴田線	400 m	33,650 m
	4053	土浮堂前線	全線	950 m	
	113	角田橋半田線	藤尾松橋梶内線～梶内竹ノ内線	200 m	
	3035	梶内竹ノ内線	全線	200 m	
	225	藤尾松橋梶内線	北田半田線～角田橋半田線	300 m	
	3048	北田半田線	県道角田山下線～藤尾松橋梶内線	300 m	
	111	金津石川口線	県道丸森柴田線～旧金津中学校	100 m	
	3056	校前上大門線	全線	250 m	
	227	立町内町線	校前上大門線～内町荘	800 m	
	2001	枝野青木1号線	枝野青木2号線～農村環境改善センター	100 m	
	2076	枝野青木2号線	全線	150 m	
	226	青木福田線	県道角田山下線～枝野青木2号線	200 m	
	114	東町寄井線	全線	1,850 m	
	1097	中島上6号線	全線	200 m	
	122	駅前大通線	全線	1,300 m	
	123	駅前大沼線	全線	1,950 m	
	119	東町大沼線	県道越河角田線～南町斗蔵線	450 m	
	1051	角小北線	全線	100 m	
	1052	立町横田町線	県道越河角田線～大町一本柳線	400 m	
	1055	横田町角小前線	角田小学校～仙南病院	150 m	
	214	南町斗蔵線	全線	2,250 m	
	128	町尻梶賀線	駅前花島線～駅前大沼線	100 m	
	101	駅前花島線	町尻梶賀線～戸地掛梶賀線	250 m	
	240	戸地掛梶賀線	駅前花島線～横倉児童館	800 m	
	5041	小山佐倉町線	国道349号線～桜小学校	200 m	
	109	小山東宿西線	国道349号線～桜自治センター	500 m	
	6108	前原2号線	国道349号線～北角田中学校	100 m	
	115	君萱小田線	全線	3,550 m	
	7087	君萱小田線	全線	7,800 m	
	102	二枚橋北岡線	全線	2,900 m	
	103	北岡毛萱線	君萱小田線～君萱毛萱線	100 m	
	7033	小牛沢新山線	国道113号線～旧西根小学校	300 m	
	203	君萱毛萱線	全線	1,450 m	
	7104	君萱毛萱線	全線	1,150 m	
	2002	北台寄井線	温水プール～県道角田山元線	300 m	
	126	大町一本柳線	国道349号線～仲町線	800 m	
	1279	仲町線	大町一本柳線～角田郵便局	250 m	
	125	天神町中島下線	国道113号線～横田町線	280 m	
	1053	横田町線	天神町中島下線～金上病院	220 m	
	緊急輸送道路総延長				



区分	凡例
県指定道路	— (Blue line)
市指定道路	— (Orange line)
県指定防災拠点等	● (Blue dot)
市指定避難所等	● (Red dot)

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。
(承認番号 令元情使 第806号)

資料2-16-1 指定緊急避難場所及び指定避難所

No.	名称 (全国共通避難所・避難場所ID)	電話番号	住所	屋内面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数(人)		避難場所				避難所
						避難所	避難場所	火災	洪水	土砂災害	地震	
1	角田市市民センター (E0420800008201)	63-2221	角田字牛館10番地	6,305	9,216	1,801	7,760	○	2階以上	○	○	①
2	旧角田自治センター (E0420800013111)	-	角田字牛館19番地5	826	213	235	519	○	2階以上	○		②
3	角田小学校 (E0420800016111)	63-1144	角田字牛館41番地	8,919	5,025	2,548	6,971	○	2階以上	○	○	③
4	角田中学校 (E0420800010111)	63-1141	角田字牛館1番地2	6,882	21,091	1,966	13,986	○	○	○	○	④
5	宮城県角田高等学校 (E0420800007111)	63-3001	角田字牛館1番地	2,787	19,175	796	10,981	○	○		○	⑤
6	旧角田保育所跡地 (E0420800015201)	-	角田字牛館39番地	-	2,596	-	1,298	○		○		
7	角田児童センター (E0420800011111)	62-4360	角田字牛館17番地3	305	326	87	315	○		○	○	⑥
8	台山公園 (E0420800009201)	63-3156	角田字牛館100番地 外	283	62,338	-	31,310	○	高台のみ	○	○	
9	角田自治センター (E0420800017111)	63-2224	角田字泉町146番地	964	-	275	481	○	2階以上	○	○	⑦
10	角田市総合保健福祉センター (E0420800019111)	61-1185	角田字柳町35番地1	4,131	11,803	1,180	7,967	○	2階以上	○	○	⑧
11	中島保育所 (E0420800018111)	63-2135	角田字中島上57番地4	1,339	4,212	382	2,775	○		○	○	⑨
12	中央広場 (E0420800014201)	-	角田字牛館24番地	-	4,555	-	2,277	○		○	○	
13	角田市農村婦人の家 (E0420800047111)	-	豊室字沼頭12番地3	212	1,620	60	916	○	○	○		⑩
14	横倉小学校 (E0420800003111)	63-1146	横倉字杉の堂7番地	4,402	12,773	1,257	8,587	○	○	○	○	⑪
15	横倉自治センター (E0420800002111)	62-2314	横倉字杉の堂40番地	453	2,463	129	1,457	○	○	○	○	⑫
16	旧横倉児童館 (E0420800001201)	63-4152	横倉字今谷186番地2	375	2,528	-	1,451	○	○	○	○	
17	旧小田小学校 (E0420800032202)	-	小田字福田56番地1	-	10,736	-	5,367	○	○	○	○	
18	小田自治センター (E0420800033111)	62-4292	小田字福田80番地	393	3,178	112	1,785	○	○	○	○	⑬
19	小田自治センター体育館 (E0420800032111)	-	小田字福田56番地1	604	-	172	302	○	○	○	○	⑭
20	旧小田児童館 (E0420800034201)	-	小田字福田82番地	-	1,293	-	646	○	○	○		
21	旧枝野小学校 (E0420800038112)	-	島田字三口71番地	3,286	12,105	938	7,695	○	○	○	○	⑮
22	旧枝野幼稚園 (E0420800038201)	-	島田字三口71番地	-	377	-	188	○	○	○		
23	枝野自治センター (E0420800037111)	63-2141	島田字光畑57番地1	438	3,162	125	1,800	○		○	○	⑯
24	角田市総合体育館 (E0420800029111)	63-3771	枝野字青木155番地31	6,081	10,998	1,737	8,539	○		○	○	⑰
25	角田市屋内温水プール (E0420800030111)	61-1212	枝野字青木155番地75	2,778	9,572	793	6,175	○		○	○	⑱
26	角田市スポーツ交流館 (E0420800028111)	63-3440	枝野字青木155番地20	1,691	4,073	483	2,882	○			○	⑲
27	旧藤尾小学校 (E0420800039111)	-	藤田字梶内51番地2	2,687	21,641	767	12,163	○	○		○	⑳
28	金津小学校 (E0420800042111)	63-1143	尾山字荒町125番地1	4,576	6,637	1,307	5,606	○	○	○	○	㉑
29	藤尾自治センター (E0420800040111)	63-2131	尾山字五反田198番地	440	3,056	125	1,747	○		○	○	㉒
30	旧金津児童センター (E0420800041201)	-	尾山字五反田315番地	-	1,629	-	814	○		○	○	

No.	名称 (全国共通避難所・避難場所ID)	電話番号	住所	屋内面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数(人)		避難場所				避難所
						避難所	避難場所	火災	洪水	土砂災害	地震	
31	角田市老人福祉センター内町荘 (E0420800043112)	63-2143	尾山字山入91番地1	772	3,121	220	1,946	○	○	○	○	㉓
32	角田市婦人研修センター (E0420800043111)	62-4957	尾山字山入91番地1	420	1,910	120	1,165	○	○	○	○	㉔
33	旧東根小学校 (E0420800045111)	-	平貫字前河2番地1	2,431	9,024	694	5,727	○	2階以上	○	○	㉕
34	東根自治センター (E0420800046112)	69-2111	平貫字土浮102番地	563	1,736	160	1,149	○		○	○	㉖
35	旧東根児童センター (E0420800046201)	-	平貫字土浮102番地	-	2,248	-	1,124	○		○	○	
36	旧東根やすらぎの家跡地 (E0420800044201)	-	平貫字字賀入31番地	-	1,951	-	975	○	○	○	○	
37	アイリスオーヤマ角田工場 (E0420800031201)	68-3400	小坂字上小坂1番地	1,743	-	-	871	○	○	○	○	
38	桜小学校 (E0420800026111)	63-1150	佐倉字小山78番地1	4,085	12,216	1,167	8,150	○	2階以上	○	○	㉗
39	桜自治センター (E0420800027112)	63-2142	佐倉字町裏一番155番地	359	2,825	102	1,592	○		○	○	㉘
40	北郷小学校 (E0420800004111)	68-2345	岡字阿弥陀入11番地2	4,856	10,547	1,387	7,701	○	3階以上		○	㉙
41	北角田中学校 (E0420800020111)	68-2323	江尻字前原50番地	5,775	22,842	1,649	14,308	○	3階以上	○	○	㉚
42	旧北郷自治センター (E0420800005201)	-	岡字阿弥陀入33番地1	-	2,464	-	1,232	○		○	○	
43	北郷自治センター (E0420800006111)	68-2111	岡字阿弥陀入65番地	446	2,698	127	1,572	○		○	○	㉛
44	神次郎運動広場 (E0420800036201)	-	神次郎字西中田2番地2	-	13,517	-	6,758	○	○	○	○	
45	ウォルブロー宮城工場 (E0420800035201)	68-2511	神次郎字久城寺1番地	239	-	-	119	○	○		○	
46	旧西根小学校 (E0420800022111)	-	高倉字打越32番地3	4,104	18,095	1,172	11,099	○	○	○	○	㉜
47	西根自治センター (E0420800023111)	65-2111	高倉字本町15番地1	440	6,846	125	3,643	○	○	○	○	㉝
48	旧西根幼稚園 (E0420800025201)	-	高倉字本町48番地1	-	3,033	-	1,516	○	○	○		
49	西根自治センター武徳館 (E0420800021201)	-	高倉字呉服屋35番地1	389	-	-	194	○	○		○	
50	ホーチキ宮城事業所 (E0420800048201)	68-2411	江尻字前原141番地1	-	-	-	200台		○			
合計				87,781	363,462	24,198	225,601 【200台】	/	/	/	/	/

※ 決算資料及び資産台帳等から作成。建物のべ面積が屋内面積、土地面積－屋内面積＝屋外面積

※ 避難所収容人員（スフィア基準）については、屋内面積に3.5㎡当たり1名として計算。

※ 避難場所収容人数は都市防災構造化対策に関する調査報告書（建設省都市局都市再開発防災課都市防災対策室）より、屋内及び屋外面積に2㎡当たり1名として計算。

資料2-18-1 食料・飲料水の備蓄状況

(令和7年4月1日現在)

品名	数量	保管場所	保存年限
アルファ(化)米(50食:1,000、小分4,816)	5,816食	市役所、各避難所等	5年
レトルト食品	4,692食	〃	5年～8年
パン	1,074食	〃	5年～7年
飲料水(0.5L)	5,350本	〃	5年～12年
ビスケット等栄養補助食品	2,548食	〃	5年

資料2-18-2 給水資機材の保有状況

1 給水資機材の保有状況

(令和6年10月31日現在)

所有者等	給水タンク能力数量	給水缶能力数量	連絡先	備考
角田市		5,700Lポリ容器 (20L×285個)	角田市役所 0224-63-2123	
	3.0m ³ (1.5m ³ ×2個)		角田市上下水道事業所 0224-63-0135	車載式
	設置型組立式給水タンク 有効内容量1,000L		角田市上下水道事業所 0224-63-0135	
	設置型組立式給水タンク 有効内容量1,000L		角田市役所 0224-63-2123	

2 給水車等保有状況

(令和3年3月31日現在)

品名		仕様		
種類	台数	種類	容量(ℓ)	個数
トラック(2t)	1	可搬式給水タンク	1,500	2
		ポリタンク	20	100

資料 2-21-1 非常用マンホールトイレの整備状況

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

整備年度	設置場所	穴数	設備内容	保管場所
平成 18	角田市中央広場駐車場	5	洋式トイレ 5 トイレハウス 5 (うち車椅子用 1) H24 整備	角田市役所倉庫
平成 19	角田市総合保健福祉センター 北側駐車場	5	洋式トイレ 5 トイレハウス 5 H23 整備	角田市総合保健福祉センター
平成 20	横倉小学校体育館東側	3	洋式トイレ 3 トイレハウス 3 H24 整備	横倉小学校防災倉庫
平成 21	北角田中学校北側駐車場	3	洋式トイレ 3 トイレハウス 3 (うち車椅子用 1) H24 整備	北角田中学校防災倉庫
平成 22	金津小学校体育館南側	3	洋式トイレ 3 トイレハウス 3 (うち車椅子用 1) H24 整備	金津小学校防災倉庫
平成 23	旧西根小学校体育館南側	3	洋式トイレ 3 トイレハウス 3 H23 整備	旧西根小学校防災倉庫
平成 24	角田中学校体育館南側	5	洋式トイレ 5 トイレハウス 5 (うち車椅子用 1) H24 整備	角田中学校防災倉庫
平成 25	桜小学校体育館南側	3	洋式トイレ 3 トイレハウス 3 (うち車椅子用 1) H25 整備	桜小学校防災倉庫
平成 26	角田市市民センター	5	洋式トイレ 5 トイレハウス 5 (うち車椅子用 1) H26 整備	角田市市民センター倉庫
平成 28	旧枝野小学校プール南側	3	洋式トイレ 3 トイレハウス 3 (うち車椅子用 1) H28 整備	旧枝野小学校防災倉庫
平成 29	北郷小学校校舎東側	3	洋式トイレ 3 トイレハウス 3 (うち車椅子用 1) H29 整備	北郷小学校防災倉庫
平成 30	角田小学校体育館南側	3	洋式トイレ 3 トイレハウス 3 (うち車椅子用 1) H30 整備	角田小学校防災倉庫
令和元	旧藤尾小学校体育館南側	3	洋式トイレ 3 トイレハウス 3 (うち車椅子用 1) R1 整備	旧藤尾小学校防災倉庫

資料 2-22-1 市街地・準市街地

(令和 7 年 8 月 31 日現在)

図対象番号	危険区域			
	地名・場所	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)
準市街地-1	北岡	1.03	567	1,283
市街地-1	角田地区 (小田地区、豊室、古豊室除く。) ・花島・桜1区～桜8区・南江尻・北江尻	10.60	7,524	16,613

- ・準市街地とは、建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率がおおむね 10%以上の街区の連続した区域であって、その区域内の人口が 1,000 人以上 1 万人未満をいう。
- ・また、人口が 1 万人以上の地域は市街地という。(消防力の整備指針)



資料2-22-2 防火対象物の状況

(令和7年3月31日現在)

区分		防火対象物の用途等	防火対象物
1	イ	劇場・映画館等	3
	ロ	公会堂・集会場	5
2	イ	キャバレー・カフェー等	
	ロ	遊技場・ダンスホール	5
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗	
	ニ	カラオケボックス等	2
3	イ	待合・料理店等	1
	ロ	飲食店	18
4		百貨店・マーケット等	72
5	イ	旅館・ホテル棟	9
	ロ	下宿・共同住宅等	135
6	イ	(1) 特定病院【避難のために介助が必要】	
		(2) 特定診療所【避難のために介助が必要】	
		(3) 非特定医療機関（有床）【火災延焼抑制ができる体制】	3
		(4) 非特定医療機関（無床）【診療所・助産所】	8
	ロ	(1) 特別養護老人ホーム等	18
		(2) 救護施設	
		(3) 乳児院	
		(4) 障害児入所施設	
		(5) 障害者支援施設	5
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	6
		(2) 更生施設	
		(3) 助産施設、保育所等	8
		(4) 児童発達支援センター等	
		(5) 身体障害者福祉センター等	9
ニ	幼稚園又は特別支援学校	7	
7		小・中・高・各種学校等	26
8		図書館・博物館等	3
9	イ	蒸気・熱気浴場等	1
	ロ	イ以外の公衆浴場	1
10		車両の停車場等	
11		神社・寺院等	12
12	イ	工場・作業場	202
	ロ	映画スタジオ等	
13	イ	自動車車庫又は駐車場	5
	ロ	飛行機等の格納庫	
14		倉庫	106
15		前各号に該当しない事業場	208
16	イ	特定複合用途	30
	ロ	イ以外の複合用途	18
17		文化財	7
合計			933

出典：仙南地域広域行政事務組合消防本部「令和6年度版 消防年報」

資料2-22-3 消防力の状況

消防署

(令和6年4月1日現在)

機関名		消 自	防 動	ポン プ車	資 機 材 搬 送 車 (台)	救 急 自 動 車 (台)	消 防 指 揮 車 (台)	消 防 広 報 車 (台)	消 防 査 察 車 (台)	合 計 (台)
		普 通 (台)	救 助 資 機 材 付 (台)	水 槽 付 (台)						
角田消防署	本 署	1	1	1	1	1	1		1	7
	丸 森 出 張 所	2				1		1		4
	計	3	1	1	1	2	1	1	1	11

出典：「仙南地域広域行政事務組合消防本部（令和5年度版消防年報）」

消防

(令和6年4月1日現在)

機関名		ポ 小 ン プ 型 付 積 動 載 車 力 (台)	車 載 無 線 機 (台)	携 帯 無 線 機 (台)	受 令 機 (台)	防 火 水 槽 (基)	消 火 栓 (基)
消防分団名	第 1 分 団 (角 田 地 区)	14				44	336
	第 2 分 団 (枝 野 地 区)	8				21	51
	第 3 分 団 (藤 尾 地 区)	7				31	64
	第 4 分 団 (東 根 地 区)	8				15	47
	第 5 分 団 (桜 地 区)	6				26	94
	第 6 分 団 (北 郷 地 区)	9				29	101
	第 7 分 団 (西 根 地 区)	9				25	75
	計	61				191	768

資料 2-22-4 森林分布図



資料 2-22-5 林野火災の消防体制

機関名	責任者	電話番号
角田市	角田市長	0224-63-2111
角田市消防団	角田市消防団長	0224-63-2123
仙南地域広域行政事務組合 角田消防署	角田消防署長	0224-63-1011
角田警察署	角田警察署長	0224-63-2211
仙台森林管理署	仙台森林管理署長	022-273-1111
大河原地方振興事務所	大河原地方振興事務所長	0224-53-3133
仙南中央森林組合	仙南中央森林組合代表理事組合長	0224-51-9916
東根財産区管理会	東根財産区管理会長	0224-63-2111 (所管：総務課)

資料 2-22-6 危険物施設等の状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

計	貯蔵所							取扱所		
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
119	18	11	1	29	0	2	25	15	0	18

出典：「仙南地域広域行政事務組合消防本部（令和 6 年度版消防年報）」

資料 2-22-7 高圧ガス関係事業所数

(令和6年3月31日現在)

区 分		事業所数	
製造事業所	第一種	一般高圧ガス	4
		液化石油ガス	1
		一般高圧ガス及び液化石油ガス	0
		冷凍	2
		計	7
	第二種	一般高圧ガス	9
		一般高圧ガス及び液化石油ガス	0
		液化石油ガス	0
		冷凍	18
		計	27
コンビ則		0	
計		34	
販売事業所	高圧ガス保安法	一般高圧ガス	7
		液化石油ガス	4
		一般高圧ガス及び液化石油ガス	0
	液化石油ガス法	販売事業者数	4
		特定供給設備	0
貯蔵所	第一種	一般高圧ガス	0
		液化石油ガス	2
		一般高圧ガス及び液化石油ガス	0
		計	2
	第二種	一般高圧ガス	6
		液化石油ガス	2
		一般高圧ガス及び液化石油ガス	0
		計	8
計		10	
特定消費事業所	一般高圧ガス	1	
	液化石油ガス	3	
	一般高圧ガス及び液化石油ガス	0	
	計	4	
容器検査所		0	

出典：県地域防災計画資料編（復興・危機管理部消防課管理調整班）

第3章 応急対策に関する資料

資料3-1-1 洪水予報文例

水防

正規

〇〇川^{かわ}氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)

〇 〇 川 下 流 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇河川国道事務所・仙台管区气象台 共同発表

(見出し)

〇〇川^{かわ}では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{かわ}の〇〇基準観測所(〇〇町^{まち})では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川^{かわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル2相当】△△川^{がわ}の△△基準観測所(△△市^し)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】□□川^{がわ}の□□基準観測所(□□市^し)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)				
	新着・更新	更新	新着	新着
新着・更新	基準水位観測所名	〇〇	△△	□□
	対象河川	〇〇川	△△川	□□川
	警戒レベル()相当	4	2	2
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	2 (レベル2水位超過)	2 (レベル2水位超過)
	予測水位			
更新	〇〇市	4	2	-
更新	〇〇町	4	2	-
新着	△△市	-	2	2
新着	△△町	-	2	2
新着	□□町	-	2	2
新着	◇◇町	-	2	-
新着	□□市	-	2	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト: 早見表]

<https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

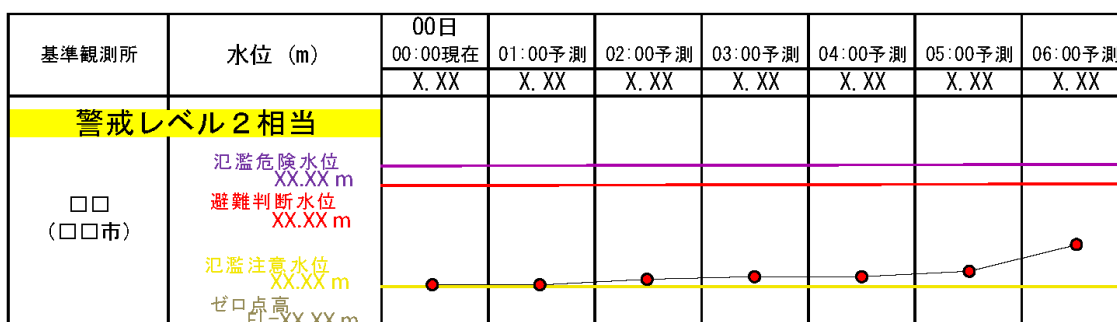
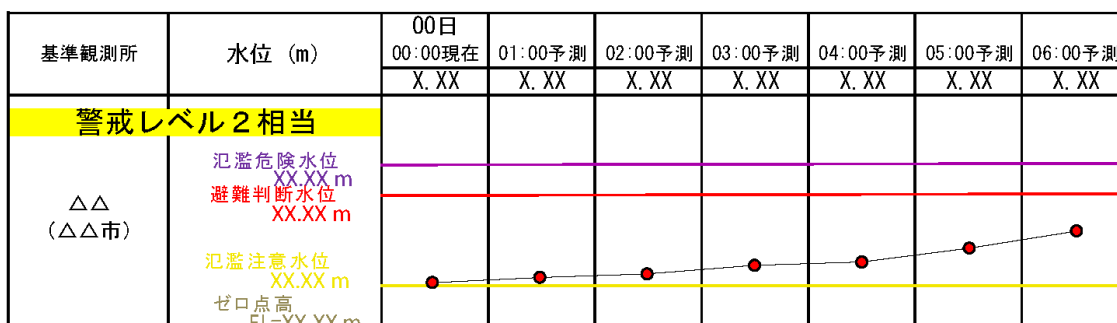
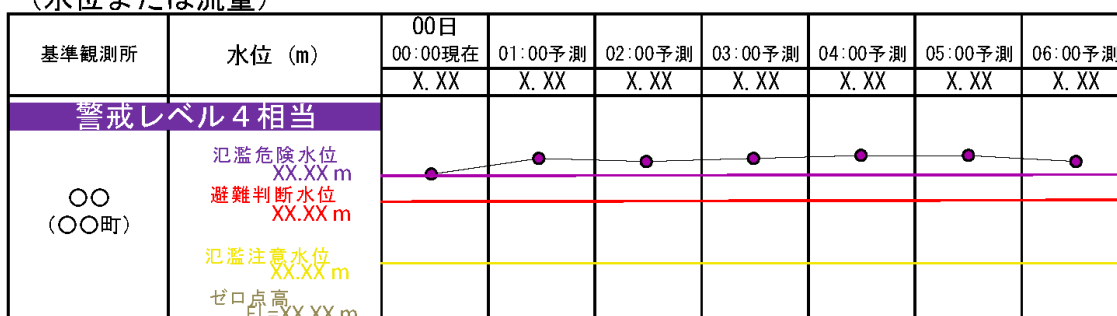
5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)



・ゼロ点高に関する解説

https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 基準観測所	△△ 基準観測所	□□ 基準観測所
	〇〇町	△△市	□□市
受け持ち区間	〇〇川	△△川	□□川
	左岸 〇〇町〇〇橋から△△市 △△橋	左岸 △△市△△橋から□□市 □□橋	左岸 □□市□□橋から海
	右岸 〇〇町〇〇橋から△△市 △△橋	右岸 △△市△△橋から□□市 □□橋	右岸 □□市□□橋から海

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:37.921666700/lon:140.761666700/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf
---------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rvtype=10&rwcd=8202000102
---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=82
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://sui boumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=140.761666700&y=37.921666700&z=13
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



今後の雨
(解析雨量・
降水短時間予報)



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川国道事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 仙台管区气象台 気象防災部予報課 電話：XXX-XXX-XXXX

〇〇川 氾濫危険情報

年号〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分発表

宮城県〇〇〇〇事務所

（第 〇 報）

【主文】

【警戒レベル〇相当】〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に避難指示の発令の目安となる〇〇〇〇水位（〇〇. 〇〇m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（参考）

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）

受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

（参考）「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム

<http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/>

（発信者

）（受信者

）（

時

分

受信）

〇〇〇川 氾濫危険情報

※氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下回った場合

年号〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分発表

宮城県〇〇〇〇〇事務所

（第 〇 報）

【主文】

【警戒レベル〇相当に引き下げ】〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に氾濫危険水位（〇〇. 〇〇m）を下回り、今後、水位は下降する見込みです。

（参考）

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）

受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム

<http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/>

（発信者

）（受信者

）（

時

分

受信）

1 国土交通大臣が指定した河川

正規

水防警報（出動）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 〇〇河川国道事務所発表

（第〇号）

（見出し）

〇〇がわ 〇〇
〇〇川の〇〇基準観測所 水防機関出動

（現況）

〇〇がわ 〇〇
〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）の水位は、〇〇日〇〇時〇〇分現在X.XXmです。

（発表）

水防機関は出動してください。

（水防警報発表状況）

〇〇河川国道事務所水防警報発表状況									
新着・更新	新着・更新	新着							
	基準観測所	〇〇	△△	■	▲	◆	▽	●	×
	対象河川	〇川	〇川	〇川	▲▲川	▲▲川	▲▲川	◇川	▲▲川
	水防警報発表状況	出動		解除					
新着	〇〇市	出動		解除	-	-	-	-	
新着	▲▲市	出動	-	解除	-	-	-	-	
	□□市	-	-	-					
	△△郡△△町	-	-	-					
	◇◇市	-	-	-					
	■	-	-	-					
	◆	-	-	-					

〇〇河川国道事務所水防警報発表状況	
新着・更新	
基準観測所	〇〇
対象河川	〇〇川
水防警報発表状況	
◇◇市	
◆◆郡◆◆町	

（参考）

〇〇橋 〇〇基準観測所（〇〇市）

（受け持ち区間は 〇〇川左岸：●●市〇〇から▲▲市△△、右岸：●●市〇〇から▲▲市△△）

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kwabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2103300004&fld=1
---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=82
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=140.8861111&y=38.2061111&z=13
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



川の防災情報 水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 ○○河川国道事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

2 宮城県知事が指定した河川

水 防 警 報

河 川 名	種 別	発表番号	発 表 日 時	発 表 事 務 所
			月 日 時 分	土木事務所
<p>本 文</p> <p>1 (待機・準備)</p> <p>① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し、 1時間④ cmの割合で上昇中。⑤ では水防準備が必要です。</p> <p>2 (出 動)</p> <p>① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し 1時間約④ cmの割合をもって上昇中で大きな洪水になりそうですから ⑤ では水防団の出動が必要です。</p> <p>3 (解 除)</p> <p>① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mとなり 引き続き減水する見込みです。④ における水防警報を解除します。</p>				

(発信者) (受信者) (時 分送受信)

参考：水防団待機水位（通報水位） _____m

氾濫注意水位（警戒水位） _____m

発令対象： _____市・町・村

資料3-2-1 角田市行政区 (93)

角田地区(37)	枝野地区(8)	桜地区(8)
野田	枝野1区	桜1区
西南町	枝野2区	桜2区
東南町	枝野3区	桜3区
立町	枝野4区	桜4区
中島	枝野5区	桜5区
東町	枝野6区	桜6区
新中島南	枝野7区	桜7区
新中島北	枝野8区	桜8区
本町		
東仲町		
西仲町		
天神町		
新丁		
新丁東		
新丁西		
西田町		
東田町		
中島下		
高畑南		
横田町		
北町		
谷地町		
寺前		
老ヶ崎		
豊室		
古豊室		
前沖第1		
前沖第2		
前沖第3		
新田		
後沖		
左関		
櫛崎		
地藏堂		
山の内		
戸ノ内		
長瀬		
	藤尾地区(10)	北郷地区(9)
	藤尾1区	花島
	藤尾2区	梁瀬
	藤尾3区	岡
	藤尾4区	南岡
	藤尾5区	北岡
	藤尾6区	南江尻
	藤尾7区	北江尻
	藤尾8区	神次郎
	藤尾9区	君萱
	藤尾10区	
	東根地区(8)	西根地区(13)
	坂津田上	西根1区
	坂津田中	西根2区
	坂津田下	西根3区
	平貫上	西根4区
	平貫下	西根5区
	東小坂	西根6区
	西小坂	西根7区
	鳩原	西根8区
		西根9区
		西根10区
		西根11区
		西根12区
		西根13区

資料3-2-2 消防団（非常警戒巡視）区分

地 区	分団名
角田地区	第1分団
枝野地区	第2分団
藤尾地区	第3分団
東根地区	第4分団
桜 地区	第5分団
北郷地区	第6分団
西根地区	第7分団

資料3-2-3 市町村被害状況報告要領

1 趣旨

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第2項（被害状況等の報告）及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条（消防庁長官に対する消防統計等の報告）の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 報告方法

- (1) 消防庁が定める「火災・災害等即報要領」、「災害報告取扱要領」及び「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」に基づき行うものとする。
- (2) 原則として、宮城県総合防災情報システム（以下、「MIDORI」という。）により県に報告するものとする。ただし、MIDORIに障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合は、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）及び県が定める別紙様式1に必要事項を記入し、原則メールで県に報告するものとする。

3 留意点

住家被害の内訳（全壊・半壊）が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。なお、浸水により住家に被害が発生し、被害の内訳（全壊・半壊）が判明しない場合は、「床上浸水」又は「床下浸水」として報告し、判明後に訂正するものとする。

4 その他

市町村行政機能の確保状況の把握について

市町村は、平成29年4月11日付け総行市第26号、消防災第51号に基づき、震度6弱以上を観測した場合に「市町村行政機能チェックリスト」に必用事項を記入し、原則メールで県に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>宮城県復興・危機管理部 防災推進課 危機対策班

市町村行政機能速報

(チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 _____)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	宮城県
市町村	角田市
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等からは派遣された者が記入する場合 (派遣元 _____)

- | | | | |
|----------------------------------------------------------------|--|--------------------------|--------------------------|
| 1. トップマネジメントが機能しているか | | はい | いいえ |
| ①市町村長の安否は確認できたか | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____) | | | |
| ②災害対策本部会議を定期的開催しているか | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③災害高級対策業務等(例:避難所運営、物資供給)(以下「業務等」とい
う)の役割分担を行い、責任者が明確になっているか | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④広報・報道対応を円滑に行えているか(プレスリリースの定例化等) | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤特記事項 | | | |

- | | | | |
|-----------------------------------------------------|--|--------------------------|--------------------------|
| 2. 業務実施体制(人的体制)は整っているか | | はい | いいえ |
| ①職員は業務等を担うために適正に参集しているか | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集)) | | | |
| ②職員(一般行政)の応援派遣要請は行ったか | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③特記事項 | | | |

- | | | | |
|--------------------------------------------------------------------|--|--------------------------|--------------------------|
| 3. 業務実施環境(物的環境)は整っているか | | はい | いいえ |
| ①災害対策本部が設置されている庁舎に災害対策本部業務を実施できない
ような損傷が生じているか | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損傷が生じているか | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか
(停電、端末・サーバの損傷、設置場所への立入不可など) | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④特記事項 | | | |

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く(原則として発災後12時間以内)、わかる範囲で記載し報告すること。

資料3-3-1 無線通信局一覧及び民間無線局一覧

1 無線通信局一覧

通信依頼先	住 所	電話番号
仙台海川国道事務所角田出張所	角田市梶賀字高畑北 322-3	0224-63-2315
角田警察署	〃 角田字扇町 5-7	0224-63-2211
角田消防署	〃 角田字大坊 41	0224-63-1011

2 民間無線局一覧

通信依頼先	住 所	連絡責任者	電話番号
(有)伊具タクシー	角田市角田字町 254	総務班長	0224-62-1513
(有)草間タクシー	〃 角田字町 271	〃	0224-62-2037
渡辺介護タクシー	〃 角田字裏町 122	〃	0224-63-5523

水防活動報告書

年号 年 月 日
作成責任者

出水の概要	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸 地先 m								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		人
水防作業の概況及び工法	箇所 工法								
水防の結果	効果被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
資器材使用	かます、俵					居住者			
	万年、土俵					出動状況			
	なわ					水防関係者の			
	丸太					死傷			
	その他					雨量水位の			
						状況			
水防活動に関する自己批判									
備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

〇〇年台風第〇号における水防活動
 (宮城県角田市消防団・〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日)

〇 概要		
活動時間	出動延べ人員	主な活動内容
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真
水防活動実施箇所 地 図		

資料3-8-1 救助の種類

令和7年度災害救助基準

(令和7年7月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基準額 1戸当たり7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる現材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の費用として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準ずる 2 基準額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに 借り上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間型賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、もしくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であった災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生資材等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費(工事費を含む。)として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、1世帯当たり53,900円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<p>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり</p> <p>①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内</p> <p>②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内</p>	<p>災害発生の日から3ヵ月以内</p> <p>（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヶ月以内）</p>	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用人を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校生徒	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内</p> <p>小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校生徒等 6,300円</p>	<p>災害発生の日から</p> <p>（教科書） 1ヵ月以内</p> <p>（文房具及び通学用品） 15日以内</p>	<p>1 備蓄物資は評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	<p>1体当たり</p> <p>大人（12歳以上） 232,200円以内</p> <p>小人（12歳未満） 185,700円以内</p>	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明者の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	<p>（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,700円以内</p> <p>一時保存： ○既存建物借上費：通常実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,900円以内</p> <p>検案、救護班以外は慣行料金</p>	災害発生の日から10日以内	<p>1 検案は原則として救護班</p> <p>2 輸送費、人件費は別途計上</p> <p>3 死体の一時保存にはドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</p>

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市長村内において障害物の除去を行った一世帯あたりの平均143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分 	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	<p>災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		ア 3千万円以下の部分の金額については100分の10 イ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ウ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 キ 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 3-9-1 自衛隊自主派遣の判断基準

防衛省防災業務計画抜粋（令和 7 年 3 月 24 日）

要請を待ついとまがない場合の災害派遣

地震のように災害が特段の予報なく発生した場合や、予想を超える大雨による土砂災害又は河川氾濫が発生した場合等において、その救援が特に急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に都道府県知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、都道府県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

指定部隊等の長^{*}が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認めること。

(例)

- ・ 災害に際し、航空機、地上部隊、艦艇等により、自隊又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合

- 2 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(例)

- ・ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が都道府県知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救護の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 災害に際し、通信の途絶等により都道府県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認める場合

- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(例)

- ・ 運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 海難事故の発生等を自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 部隊等が防衛省の施設外において、人命に関わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合

4 その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

※ 指定部隊等の長とは、駐屯地司令の職にある部隊等の長等

角 防 第 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

角 田 市 長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）
このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

記

1 災 害 の 種 類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派 遣 を 希 望 す る 期 間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派 遣 先 の 責 任 者 ・ 連 絡 先	
6 派 遣 先 へ の 最 適 経 路	
7 参 考 と な る べ き 事 項	

角 防 第 号
令和 年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

角 田 市 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

令和 年 月 日付け 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり 部隊の撤収を依頼します。

記

1 撤収要請事由

2 撤 収 期 日 令和 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

資料 3-9-3 災害派遣時に実施する救援活動及び災害派遣時の権限

防衛省防災業務計画抜粋（令和 7 年 3 月 24 日）

1 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとし、関係機関及び在日米軍と連携しつつ必要な協力を実施する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令させ、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。また、地方公共団体等から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。なお、避難者等については、原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、地方公共団体等と同職員の駐屯地等への配置、避難所等への早期移管等を調整する。

(3) 遭難者等の搜索活動

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索援助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開及び除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救護患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合においては航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 給食、給水及び入浴支援

被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 災害派遣時等の権限

災害派遣時等の自衛官の権限行使については、自衛隊法及び災害対策基本法（原子力災害対策特別措置法において読み替えて適用される災害対策基本法を含む。）並びにこれらに基づく政令、省令及び訓令の規定による。なお、災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項及び第65条第3項の通知については、原則として、遅くとも当該通知に係る措置をとった日の翌日中に行うものとする。

また、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条の掲示を行う場合及び同令第26条第1項の掲示を行う場合には、法令で規定する勤務官署に掲示するだけでなく、他の近傍の部隊等が所在する施設においても掲示するとともに、当該土地建物等及び工作物等の所在した市町村の長に当該掲示に係る事項を通知するものとする。

資料3-9-4 自衛隊車両の駐車場

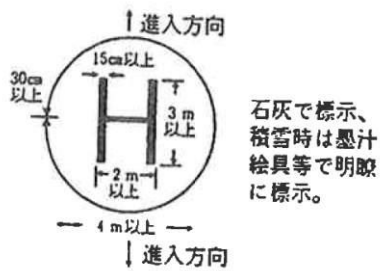
施設名	所在地	駐車可能台数	電話
角田小学校	角田字牛館41	150	0224-63-1144
横倉小学校	横倉字杉の堂7	150	0224-63-1146
旧枝野小学校	島田字三口71	200	—
旧藤尾小学校	藤田字梶内51-2	200	—
旧東根小学校	平貫字前河2	100	—
桜小学校	佐倉字小山78-1	150	0224-63-1150
北郷小学校	岡字阿弥陀入11-2	100	0224-68-2345
旧西根小学校	高倉字打越32-3	200	0224-65-2345
角田中学校	角田字牛館1-2	250	0224-63-1141
金津小学校	尾山字荒町125-1	130	0224-63-1143
北角田中学校	江尻字前原50	250	0224-68-2323

資料3-9-5 ヘリポートの設置

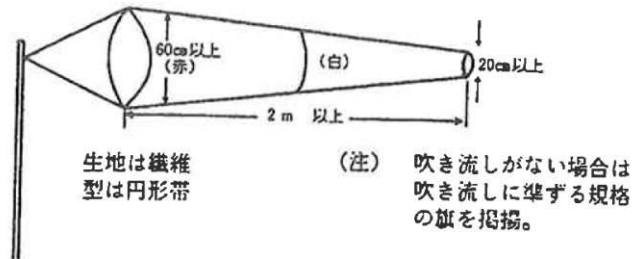
1 設置に関して配慮すべき事項

着陸地点には、下記基準のH記号を風向きと平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの地区に上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。

イ 記号の基準



ロ 吹き流しの基準



2 危険予防の処理

- ① 離着陸地点及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。
- ② 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

資料3-10-1 緊急救助活動の連絡先

機関名	担当課	所在地	電話番号
角田市役所	防災安全課	角田市角田字大坊 41	0224-63-2123
角田警察署	警備課	〃 角田字扇町 5-7	0224-63-2211
角田消防署	警防係	〃 角田字大坊 41	0224-63-1011

資料3-11-1 救護所の設置予定場所

施設名	所在地	施設状況	備考
角田市総合保健福祉センター	角田市角田字柳町 35-1	多目的ホール他	
角田市市民センター	〃 角田字牛館 10	和室 80 畳 他	
角田小学校	〃 角田字牛館 41	保健室ベット 3	
横倉小学校	〃 横倉字杉の堂 7	〃 2	
旧枝野小学校	〃 島田字三口 71	〃 2	
旧藤尾小学校	〃 藤田字梶内 51-2	〃 2	
旧東根小学校	〃 平貫字前河 2-1	〃 1	
桜小学校	〃 佐倉字小山 78-1	〃 2	
北郷小学校	〃 岡字阿弥陀入 11-2	〃 2	
旧西根小学校	〃 高倉字打越 32-3	〃 2	
角田中学校	〃 角田字牛館 1-2	〃 2	
金津小学校	〃 尾山字荒町 125-1	〃 2	
北角田中学校	〃 江尻字前原 50	〃 2	

※ 災害の種類、状況により、指定避難所の設置と併せて指定する。

資料3-11-2 市内の医療機関一覧

(令和6年10月1日現在)

区分	病院名(診療所名)	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目
病院	金上病院	981-1505	角田市角田字田町123	0224(63)1032	内科、外科、整形外科、皮膚科、 リハビリテーション科
	仙南病院	981-1505	角田市角田字牛館16	0224(63)2003	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、 外科、リハビリテーション科
	医療法人安達同済会 同済病院	981-1522	角田市佐倉字上土浮2	0224(63)0360	内科、小児科、外科、婦人科
診療所 (医科)	特別養護老人ホーム 聖母の家診療所	981-1512	角田市横倉字丸山1	0224(62)1731	内科
	阿部内科医院	981-1505	角田市角田字牛館89-3	0224(63)3335	内科、呼吸器科、胃腸科、循環器科
	油井眼科医院	981-1505	角田市角田字牛館58	0224(62)5711	眼科
	高山内科胃腸科医院	981-1505	角田市角田字町243	0224(63)2304	内科、胃腸科
	小川整形外科 クリニック	981-1505	角田市角田字田町68	0224(63)3311	整形外科、リハビリテーション科、 理学診療科
	大槻眼科医院	981-1505	角田市角田字田町90	0224(62)2222	眼科
	名取医院	981-1505	角田市角田字南61-1	0224(63)2347	内科、神経内科、外科、皮膚科
	緑風会診療所	981-1522	角田市佐倉字上土浮2-2	0224(62)1093	内科
	養護老人ホーム 宮城緑風園診療所	981-1522	角田市佐倉字小山46-1	0224(63)0234	内科
	角田ふれあい クリニック	981-1505	角田市角田字豊町1-3	0224(63)0062	内科、外科、整形外科、皮膚科、 泌尿器科、胃腸内科、肛門外科 消化器内科、リハビリテーション科
	特別養護老人ホーム 寛ぎの郷・和らぎの郷	981-1525	角田市角田字岡駅前北1-1	0224(63)0031	内科、精神科、外科
	まつもと整形外科 リハビリテーション クリニック	981-1505	角田市角田字町192	0224(86)5330	整形外科、リハビリテーション科
診療所 (歯科)	伊藤歯科クリニック	981-1512	角田市横倉今谷290-1	0224(63)2497	歯科
	かまた歯科医院	981-1505	角田市角田字幸町73	0224(63)4181	歯科、小児歯科
	さいとう歯科医院	981-1505	角田市角田字中島下419-1	0224(62)0112	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
	吉田歯科医院	981-1505	角田市角田字町25	0224(62)2130	歯科
	竹内歯科医院	981-1505	角田市角田字田町73-3	0224(62)0880	歯科
	せきね歯科クリニック	981-1505	角田市角田字大町1-10	0224(63)3531	歯科
	氏家歯科医院	981-1505	角田市角田字南118-5	0224(63)3525	歯科、矯正歯科、小児歯科、 歯科口腔外科
	大久保歯科医院	981-1505	角田市角田字南78	0224(62)4084	歯科
	太田歯科医院	981-1523	角田市梶賀字西128-2	0224(62)2453	歯科
	宍戸歯科医院	981-1523	角田市梶賀字西32-1	0224(63)1670	歯科

出典：「宮城県内の医療(病院・診療所)名簿」

資料3-12-1 緊急通行車両の標章

(様式第1号)



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料3-12-2 緊急通行車両確認証明書

別記様式第5 (第6条の2関係：災害対策基本法施行規則)

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
活 動 地 域			
車両の 使用者	住 所		
	氏 名 又 は 名 称		
有 効 期 限			
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

資料3-12-3 市所有車両等

(令和7年10月1日現在)

番号	所管	管理場所	車名	登録番号
1	総務課	角田市役所車庫	ホンダシビック	宮城301と5318
2	総務課	角田市役所車庫	スズキアルト	宮城581い52
3	総務課	角田市役所車庫	ニッサンコンドル	宮城11と7441
4	総務課	角田市役所車庫	トヨタアクア	宮城542り1212
5	総務課	角田市役所車庫	スズキエブリィ	宮城480た146
6	総務課	角田市役所車庫	ホンダN-BOX	宮城581き3108
7	総務課	角田市役所車庫	日産セレナ	宮城503ち2150
8	総務課	角田市役所車庫	ホンダN-WGN	宮城581き3109
9	総務課	角田市役所車庫	スズキスイフト	宮城503せ5426
10	総務課	角田市役所車庫	三菱ダンプ	宮城100さ6267
11	総務課	角田市役所車庫	日野リエッセⅡ(中型バス)	宮城200さ2720
12	総務課	角田市役所車庫	日野メルファ(大型バス)	宮城200は1046
13	総務課	角田市役所車庫	ホンダN-VAN	宮城480に9186
14	総務課	角田市役所車庫	トヨタエスクァイア	宮城503の1888
15	総務課	角田市役所車庫	トヨタレジアスエース	宮城400の154
16	総務課	角田市役所車庫	トヨタライトエース	宮城400の2371
17	総務課	角田市役所車庫	トヨタノア	宮城503ひ2623
18	総務課	角田市役所車庫	トヨタプロボックス	宮城400の3171
19	総務課	角田市役所車庫	トヨタダイナ	宮城400の6406
20	総務課	角田市役所車庫	トヨタプリウス	宮城302た3650
21	総務課	角田市役所車庫	トヨタアクア	宮城503む8482
22	総務課	角田市役所車庫	トヨタハリヤー	宮城302と7811
23	防災安全課	角田市役所車庫	スズキスイフト	宮城503せ6287
24	防災安全課	長沼ポンプ置場(2-4-2)	ホンダ(小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ2451
25	防災安全課	桜1区ポンプ置場(5-1-1)	ホンダ(小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ2659
26	防災安全課	大谷ポンプ置場(3-1-1)	ホンダ(小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ2660
27	防災安全課	南江尻ポンプ置場(6-5-1)	ホンダ(小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ2662
28	防災安全課	中ノ内ポンプ置場(4-2-1)	ダイハツ(小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ2834
29	防災安全課	加賀ポンプ置場(2-3-1)	ダイハツ(小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ2835
30	防災安全課	西小坂ポンプ置場(4-4-1)	ダイハツ(小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ3020
31	防災安全課	花東ポンプ置場(6-4-1)	ダイハツ(小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ3026
32	防災安全課	横町ポンプ置場(3-2-2)	ダイハツ(小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ3028
33	防災安全課	島田ポンプ置場(2-2-1)	ダイハツ(小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ3255
34	防災安全課	桜3区ポンプ置場(5-2-1)	ダイハツ(小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ3257
35	防災安全課	坂津田上ポンプ置場(4-1-1)	ダイハツ(小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ3489
36	防災安全課	一本木ポンプ置場(5-5-1)	ダイハツ(小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ3490
37	防災安全課	畑中ポンプ置場(2-3-2)	ダイハツ(小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ3491
38	防災安全課	梁瀬ポンプ置場(6-3-2)	ダイハツ(小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ3492

番号	所管	管理場所	車名	登録番号
39	防災安全課	池田ポンプ置場 (4-1-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ3733
40	防災安全課	左関ポンプ置場 (1-6-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ3734
41	防災安全課	半田ポンプ置場 (3-3-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ3735
42	防災安全課	新田ポンプ置場 (7-1-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城80あ3736
43	防災安全課	出戸ポンプ置場 (7-3-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ200
44	防災安全課	福田ポンプ置場 (1-5-2)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ202
45	防災安全課	六角ポンプ置場 (3-4-2)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ203
46	防災安全課	平貫字上ポンプ置場 (4-2-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ446
47	防災安全課	深町ポンプ置場 (6-3-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ447
48	防災安全課	桜6区ポンプ置場 (5-4-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ448
49	防災安全課	豊里ポンプ置場 (1-6-3)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ450
50	防災安全課	荒町ポンプ置場 (3-1-2)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ563
51	防災安全課	石川ロポンプ置場 (2-1-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ564
52	防災安全課	前河ポンプ置場 (4-3-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ565
53	防災安全課	新町ポンプ置場 (7-2-2)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ566
54	防災安全課	西田町ポンプ置場 (1-4-2)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ700
55	防災安全課	駅前北ポンプ置場 (6-1-2)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ701
56	防災安全課	大窪ポンプ置場 (7-5-2)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ702
57	防災安全課	柳茶屋ポンプ置場 (7-6-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ703
58	防災安全課	桜7区ポンプ置場 (5-4-2)	スズキ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ860
59	防災安全課	北町ポンプ置場 (1-2-2)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ2033
60	防災安全課	寄井ポンプ置場 (2-4-1)	スズキ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ862
61	防災安全課	名子内ポンプ置場 (6-2-1)	スズキ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ863
62	防災安全課	野田前ポンプ置場 (1-1-3)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ1009
63	防災安全課	裏町ポンプ置場 (1-1-2)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ1010
64	防災安全課	風呂ポンプ置場 (3-4-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ1011
65	防災安全課	寺前ポンプ置場 (1-3-1)	スズキ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ1262
66	防災安全課	大橋ポンプ置場 (7-3-2)	スズキ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ1263
67	防災安全課	南町ポンプ置場 (1-1-1)	スズキ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ1264
68	防災安全課	十五町ポンプ置場 (7-5-1)	スズキ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ1477
69	防災安全課	東田町ポンプ置場 (1-4-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ1854
70	防災安全課	光畑ポンプ置場 (2-2-2)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ1851
71	防災安全課	東小坂ポンプ置場 (4-3-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ1852
72	防災安全課	立町自動車ポンプ置場 (1-2-1)	スズキ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ861
73	防災安全課	桜5区ポンプ置場 (5-3-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ2034
74	防災安全課	世ヶ崎ポンプ置場 (1-5-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ2035
75	防災安全課	新丁ポンプ置場 (1-3-2)	ダイハツハイゼット (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ2213
76	防災安全課	荒町自動車ポンプ置場 (3-2-1)	ダイハツハイゼット (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ2215
77	防災安全課	内川ポンプ置場 (6-1-1)	ダイハツハイゼット (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ2214
78	防災安全課	高倉ポンプ置場 (7-2-1)	ダイハツハイゼット (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ2216

番号	所管	管理場所	車名	登録番号
79	防災安全課	鳩原ポンプ置場 (4-4-2)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ2372
80	防災安全課	今谷ポンプ置場 (1-6-2)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ2374
81	防災安全課	舘林ポンプ置場 (7-4-1)	ダイハツ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ2375
82	防災安全課	神次郎ポンプ置場 (6-6-1)	スズキ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ2526
83	防災安全課	三月殿ポンプ置場 (2-1-2)	スズキ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ2527
84	防災安全課	水溜内ポンプ置場 (6-3-3)	スズキ (小型動力消防ポンプ付積載車)	宮城880あ2528
85	まちづくり推進課	小田自治センター	スズキエブリィバン (小田)	宮城480て8987
86	まちづくり推進課	角田自治センター	スズキエブリィ (角田)	宮城480こ3497
87	まちづくり推進課	横倉自治センター	ホンダアクティバン (横倉)	宮城480つ5325
88	まちづくり推進課	藤尾自治センター	ホンダアクティバン (藤尾)	宮城480つ5326
89	まちづくり推進課	北郷自治センター	ホンダアクティバン (北郷)	宮城480つ5327
90	まちづくり推進課	枝野自治センター	スズキエブリィ (枝野)	宮城480と9628
91	まちづくり推進課	桜自治センター	スズキエブリィ (桜)	宮城480な9101
92	まちづくり推進課	西根自治センター	スズキエブリィ (西根)	宮城480な9100
93	まちづくり推進課	東根自治センター	スズキエブリィ (東根)	宮城480ぬ7075
94	税務課	角田市役所車庫	スズキKei	宮城580う3265
95	生活環境課	角田市役所車庫	ダイハツハイゼット	平泉480わ606
96	生活環境課	角田市役所車庫	スズキエブリィ	宮城480ぬ2670
97	介護支援課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城581い3354
98	介護支援課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城581き6583
99	介護支援課	角田市総合保健福祉センター	三菱ミニカ	宮城580さ234
100	介護支援課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城580せ258
101	介護支援課	角田市総合保健福祉センター	スズキKei	宮城51け8253
102	介護支援課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城580て9201
103	介護支援課	角田市総合保健福祉センター	ホンダライフ	宮城580は3865
104	介護支援課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城580ち8677
105	介護支援課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城581ち8655
106	介護支援課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城581な3120
107	介護支援課	角田市総合保健福祉センター	ホンダN-WGN	宮城582う8613
108	介護支援課	角田市総合保健福祉センター	ホンダN-WGN	宮城589く9613
109	社会福祉課	角田市総合保健福祉センター	ホンダN-WGN	宮城581や4462
110	社会福祉課	角田市総合保健福祉センター	ダイハツタント	宮城582あ686
111	社会福祉課	角田市総合保健福祉センター	三菱アウトランダーPHEV	宮城302な898
112	健康推進課	角田市総合保健福祉センター	三菱ミニキャブバン	宮城480く9768
113	健康推進課	角田市総合保健福祉センター	ホンダN-WGN	宮城582う8612
114	子育て支援課	角田市総合保健福祉センター	ホンダライフ	宮城580ゆ1563
115	子育て支援課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城501き6582
116	子育て支援課	角田市総合保健福祉センター	ホンダバモス	宮城580い1169
117	子育て支援課	角田市総合保健福祉センター	ホンダN-WGN	宮城581や4463
118	子育て支援課	角田市総合保健福祉センター	スズキワゴンR	宮城582き558

番号	所管	管理場所	車名	登録番号
119	子育て支援課	角田市総合保健福祉センター	ホンダN-WGN	宮城582く9615
120	農林振興課	角田市役所車庫	スズキエブリィ	宮城480せ7419
121	農林振興課	角田市役所車庫	スズキエブリィ	宮城480つ7488
122	農林振興課	角田市役所車庫	スズキイグニス	宮城503と9468
123	都市計画課	角田市役所車庫	スズキエブリィ	宮城480は2496
124	建設課	角田市役所車庫	スズキエスクード	宮城301ぬ9702
125	建設課	角田市役所車庫	スバルサンバートラック	宮城480さ4126
126	建設課	角田市役所車庫	スズキエブリィ	宮城480は2495
127	建設課	角田市役所車庫	三菱アウトランダーPHEV	宮城302な899
128	上下水道事業所	角田市役所車庫	トヨタサクシード	宮城400に279
129	上下水道事業所	角田市役所車庫	スズキエブリィ	宮城580ゆ3751
130	上下水道事業所	角田市役所車庫	三菱キャンター	宮城100そ9625
131	上下水道事業所	角田市役所車庫	スズキエブリィ	宮城480う5596
132	上下水道事業所	角田市役所車庫	スズキキャリィ	宮城480こ3081
133	上下水道事業所	角田市役所車庫	ニッサンADバン	宮城400ね193
134	上下水道事業所	角田市役所車庫	スズキジムニー	宮城582え7679
135	上下水道事業所	角田市役所車庫	トヨタプロボックス	宮城800そ6657
136	教育総務課	東日本観光	三菱ローザ（桜小）	宮城200さ2574
137	教育総務課	東北アクセス	三菱ローザ（角田中）	宮城200さ2575
138	教育総務課	東北アクセス	三菱ローザ（角田中）	宮城200さ3065
139	教育総務課	東北アクセス	三菱ローザ（角田中）	宮城200さ3066
140	教育総務課	東北アクセス	三菱ローザ（角田中）	宮城200さ3067
141	教育総務課	ミヤコーバス	三菱ローザ（北郷小）	宮城200さ3068
142	教育総務課	ミヤコーバス	三菱ローザ（北郷小）	宮城200さ3069
143	教育総務課	ココはうすかくだ	ニッサンADバン	宮城400の5206
144	教育総務課	桜小学校	ホンダアクティ（桜小）	宮城41つ3914
145	教育総務課	角田市役所車庫	ホンダN-WGN	宮城582く3455
146	教育総務課	角田小学校	ダイハツハイゼットトラック（角田小）	宮城480ひ5467
147	教育総務課	北郷小学校	ホンダアクティ（北郷小）	宮城41て2253
148	教育総務課	金津小学校	ホンダアクティ（金津小）	宮城41て2254
149	教育総務課	横倉小学校	スズキキャリー（横倉小）	宮城480と9389
150	教育総務課	角田中学校	ホンダアクティ（角田中）	宮城480つ5312
151	教育総務課	角田市役所車庫	ホンダアクティ	宮城41つ3916
152	教育総務課	北角田中学校	ホンダアクティ（北角田中）	宮城41つ6824
153	生涯学習課	角田市郷土資料館	スズキエブリィ（郷土資料館）	宮城480せ6289
154	生涯学習課	角田市市民センター	三菱ランサーカーゴ	宮城400ぬ6069
155	生涯学習課	角田市市民センター	スズキ アルト	宮城582い5423
156	教育委員会	角田市郷土資料館	ホンダアクティ（郷土資料館）	宮城41そ6063
157	図書館	角田市市民センター	三菱（移動図書館車）	宮城800せ5457
158	図書館	角田市市民センター	ダイハツハイゼットカーゴ	宮城480は806
159	給食センター	角田市給食センター	三菱ミニキャブバン	宮城480う9030

資料3-12-4 旅客自動車運送業者

主な旅客自動車運送業者

名称	所在地	電話番号
東北アクセス(株) 宮城営業所	梶賀字西 74	0224-63-3810
(有)伊具タクシー	角田字町 254	0224-62-1513
(有)草間タクシー	角田字町 271	0224-62-2037
渡辺介護タクシー	角田字裏町 122	0224-63-5523

資料3-12-5 貨物自動車運送業者

主な貨物自動車運送業者

名称	所在地	電話番号
(有)とくら貨物運送	角田字老ヶ崎 105-1	0224-62-1656
日本梱包運輸倉庫(株) 角田営業所	佐倉字萱場 181-1	0224-62-4308
ヤマト運輸(株) 角田センター	梶賀字一里壇北 270-2	0570-200-000
(有)富樫運輸 角田配送センター	神次郎字遠日 48-1	0224-68-3321

資料3-12-6 ヘリコプター発着場所

発着地点	所在地	面積	夜間照明自家発電装置
角田中央公園	枝野字青木地内	(100m×150m) 15,000m ²	無
国土交通省仙台河川国道事務所 角田出張所	梶賀字高畑北地内	(20m×23m) 460m ²	無

資料3-13-1 防災ヘリコプター緊急運航要請書

(様式第1号)

防災ヘリコプター緊急運航要請書

第 報	時 分現在
1 要請機関名	連絡先・担当者
2 災害の種別	自然災害・事故・行方不明・火災・その他 ()
3 活動内容	偵察・広報・撮影・傷病者搬送・空中消火・救助 輸送 (品名数量)・その他 ()
4 発生場所	市町村 地内 (目標) (離着陸場所)
5 気象状況	天候 風向 風速 気温 視界 m 気象予警報 (警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職・氏名
7 現場との連絡手段	無線種別 携帯・
8 傷病者搬送の場合	
傷病者	氏名 (男・女) 歳 (年 月 日生)
症状	
受入病院	.
着陸場所	
搬送車両所属名	
同乗者	
9 必要器材	
10 その他必要な事項	

防災ヘリコプター管理事務所

TEL 0223-24-0741

FAX 0223-24-0872

資料3-14-1 避難指示等の実施者及び根拠法令

1 避難の指示等を行う者

実施者	根拠法令
市長	災害対策基本法第60条（市長村長の避難の指示等）
警察官	災害対策基本法第61条（警察官等の避難の指示） 警察官職務執行法第4条（避難等の措置）
災害派遣を命じられた部隊の自衛官 （その場に警察官がいない場合に限る。）	自衛隊法第94条（災害派遣時の権限）
知事	災害対策基本法第60条6項 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。 災害対策基本法第60条7項 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない
知事、その命を受けた県の職員 又は水防管理者	水防法第29条（立退きの指示） 水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
知事又はその命じた職員	地すべり等防止法第25条（立退の指示） 直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

2 警戒区域の設定権者

実施者	根拠法令
市長	災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）
警察官	災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	自衛隊法第94条（災害派遣時の権限） 災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等） 【その場に警察官がいない場合に限る。】
水防団長、水防団員又は 消防関係機関に属する者	水防法第21条（警戒区域）
消防吏員又は消防団員	消防法第28条 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。 消防法第36条

資料3-19-1 米穀の調達先

主な米穀販売業者

(令和3年3月31日現在)

名 称	所在地	電 話
大江商店(株)	角田字町 167	0224-63-2017
井上米穀店	角田字寺前 100	0224-62-1243
馬場米店	角田字町 119	0224-62-1210
(有)角田安全ガス	角田字町 282	0224-62-1143
河村米穀店	角田字南 62-10	0224-62-1211
太田米穀店	高倉字本町 3	0224-65-2008

資料3-19-2 その他副食品等の調達先

(令和7年9月1日現在)

連絡先	所在地	電 話
角田市商工会	角田字大坊 34-2	0224-62-1242
ヨークベニマル角田店	角田字町尻 428	0224-61-1149
ヤマザワ角田店	角田字中島下 519-1	0224-87-8810
フレスコキクチ角田店	角田字大町 35-7	0224-61-0750
A&COOP角田店	角田字田町 100-1	0224-63-4561

資料3-19-3 調達物資の集積場所

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概要	配分対象区域
角田市役所	角田字大坊 41	角田市長	0224-63-2111	鉄筋コンクリート 4階建	市内全域、角田、 桜、北郷、西根
角田市 総合体育館	枝野字青木 155-31	〃	0224-63-3771	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造2階建	枝野、藤尾、東根

資料3-19-4 炊き出しの実施予定場所

実施予定場所	対象区域	実施班の構成	備考
角田市学校給食センター	全域	班長 1名 班員 若干名	
角田市総合保健福祉センター	角田地区	同上	
角田市市民センター	角田地区	同上	
角田市スポーツ交流館	枝野、藤尾、東根地区	同上	
横倉自治センター	横倉地区	同上	
小田自治センター	小田地区	同上	
枝野自治センター	枝野地区	同上	
藤尾自治センター	藤尾地区	同上	
東根自治センター	東根地区	同上	
桜自治センター	桜地区	同上	
北郷自治センター	北郷地区	同上	
西根自治センター	西根地区	同上	

なお、実施予定場所が被災を受けて使用できない場合は、避難所等の屋外において炊き出しを実施する。

資料3-19-5 炊き出しの協力団体

団体名	事務局	電話番号
角田市女性防火クラブ連合会	防災安全課 (角田消防署)	0224-63-2123 0224-63-1011

資料3-19-6 目標とする給水量

災害発生からの日数	目標数量	主な給水方法
災害発生～3日まで	3L/人・日	給水車
4日～10日まで	20L/人・日	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日まで	100L/人・日	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日まで	被災前給水量	仮配管からの各個給水、共用栓

資料3-19-7 防災備蓄品

(令和7年9月30日現在)

番号	品名	合計数量
1	発電機	26
2	投光器	23
3	コードリール	20
4	ガソリン携行缶(10L)	21
5	ファンヒーター	55
6	カセットコンロ	23
7	防災畳	82
8	ブルーシート	99
9	毛布(枚)	3,761
10	メガホン	22
11	災害公衆電話	38
12	飲料水用ポリタンク	472
13	救急セット(20人用)	2
14	防災資機材ボックス	8
15	非常用簡易トイレ(マンホール)	42
16	非常用簡易トイレハウス健常者用	37
17	非常用簡易トイレハウス障害者	13
18	簡易トイレ(個)	153
19	簡易トイレ用薬剤	4,900
20	段ボールベッド	49
21	パーテーション	924
22	エアマット(枚)	1,453
23	アルミ折り畳み式マット(枚)	960
24	サーキュレーター	11
25	扇風機	30
26	コンプレッサー	18
27	トイレトペーパー	1,212
28	非接触体温計	48
29	接触体温計	40
30	消毒液(L)	30
31	フェイスガード(枚)	165
32	ゴム手袋(100/箱)	66
33	感染症対策セット	11
34	生理用品	860

資料3-21-1 死体搜索の実施要領

死体の搜索は、搜索班を編成して行う。

1 搜索班の編成

死体の搜索については、市職員、消防職団員等により搜索班を編成し実施する。この場合、必要に応じ角田警察署その他防災関係と連絡を密にし、作業の円滑を図る。

なお、死体の搜索に際しては、死体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係の医療機関と緊密な連絡をとること。

2 書面の作成

災害時において、死体の搜索を実施した場合、次の事項を明らかにしておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 死体発見者
- (3) 搜索年月日
- (4) 搜索地域
- (5) 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む）
- (6) 費用

資料3-21-2 遺体の一時保存予定地

(令和3年3月31日現在)

施設名	電話番号	所在地	施設概況
福応寺	0224-62-2027	鳩原字寺 44	木造平家
喜松院	0224-62-1771	藤田字寺岡 47	〃
西円寺	—	尾山字山根 12	〃
長泉寺	0224-62-1004	角田字長泉寺 69	〃
東禅寺	0224-62-2511	枝野字上沼尻 52	〃
徳蔵寺	0224-69-2614	坂津田字大久保 18	〃
自照院	0224-62-1357	佐倉字町裏一番 93	鉄筋コンクリート造 平家
称念寺	—	島田字大和橋 59	木造平家
定迎寺	0224-69-2228	平貫字鴉南 5	〃
称名寺	0224-62-2008	尾山字山根 6	〃
専福寺	0224-62-2404	角田字裏林 43	鉄筋コンクリート造 平家
高蔵寺	0224-65-2038	高倉字寺前 49	木造平家
竹林寺	—	毛萱字栃窪 7	〃
薬眞寺	—	角田字田町 27	〃
妙立寺	0224-68-2187	神次郎字寺 14	〃
藤田寺	—	藤田字峯 206	〃

書面の作成

災害時において、死体の処理、収容を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- 1 実施責任者
- 2 死亡年月日
- 3 死亡原因
- 4 死体発見場所及び日時
- 5 死亡者及び遺族の住所氏名
- 6 洗浄等の処理状況
- 7 一時収容場所及び収容時間
- 8 費用

資料3-21-3 火葬、埋葬の実施要領

1 実施基準

- (1) 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であると認められるとき。
- (2) 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難であると認められるとき。
- (3) 埋葬を行うべき遺族がないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であると認められるとき。
- (4) 社会の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等の入手ができないと認められるとき。

2 埋葬の程度は応急仮葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。

3 火葬場は次のとおり定めておくものとするが、埋葬予定場所については、一時保存所とするものとする。
また、斎苑が災害の被害により使用できない場合及び斎苑の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、近隣市町の斎苑に応援要請を行うものとする。

<火葬場>

名 称：仙南地域広域行政事務組合あぶくま斎苑

所 在 地：丸森町館矢間松掛字上 63 番 1

管 理 者：仙南地域広域行政事務組合理事長

電 話 番 号：72-6696

火葬炉設備：火葬炉 4 基

建 設 年 度：平成 10 年

4 書面の作成

災害時において、死体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 埋葬年月日
- (3) 死亡者の住所、貴名
- (4) 埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- (5) 埋葬品等の支給状況
- (6) 費用

5 費用

死体の捜索、収容及び埋葬に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

資料3-24-1 学校施設の代替予定施設

(令和7年5月1日現在)

学校名	児童生徒数 (人)	予定施設 (所在地)	備考
角田小学校	485	1 角田市市民センター (角田字牛館 10)	
角田中学校	436	2 角田小学校 (角田字牛館 41)	
横倉小学校	112	3 角田中学校 (角田字牛館 1-2)	
金津小学校	100	4 横倉小学校 (横倉字杉の堂 7)	
桜小学校	141	5 金津小学校 (尾山字荒町 125-1)	
北郷小学校	126	6 桜小学校 (佐倉字小山 78-1)	
北角田中学校	177	7 北郷小学校 (岡字阿弥陀入 11-2)	
		8 北角田中学校 (江尻字前原 50)	

※ 被災していない、他の学校等を活用する。

資料3-33-1 市内の主な建設業者

(令和7年4月1日現在)

番号	業者名	住所	電話番号	業種			
				土木一式	建築一式	電気	舗装
1	石川建設(株)	角田字牛館 181 番地	0224-63-3389	●	●		●
2	(株)大木組	角田字町 252 番地	0224-63-1057	●	●		
3	(株)大槻建設	角田字錦町 31 番地 1	0224-62-3224	●			
4	(株)加藤組	佐倉字上土浮 38 番地	0224-62-1109	●			●
5	(株)佐藤建設	江尻字江端 61 番地	0224-63-1321	●	●		●
6	(株)畑中工務店	角田字町田 88 番地	0224-63-1139	●	●		●
7	(株)保志工務店	藤田字寺岡 117 番地	0224-63-3556	●			
8	丸眞建設(株)	角田字町 164 番地	0224-62-2155	●			●
9	(有)大川口店	佐倉字佐倉町 50 番地	0224-62-1756	●			
10	(有)加藤土木	梶賀字東 187 番地 1	0224-62-4501	●			
11	(有)鈴木組	佐倉字諏訪脇北 100 番地	0224-87-6420	●			
12	(有)竹内組	島田字今泉 2 番地 1	0224-62-4821	●			
13	(株)井上組	角田字幸町 7 番地	0224-63-1267	●			●
14	(株)ウジエ道路工業	尾山字横町 63 番地 1	0224-63-5414	●			●
15	日広建設(株)	角田字錦町 14 番地 2	0224-63-2511	●			●
16	(有)赤坂舗装建設	尾山字香取原 25 番地	0224-62-0186	●			●
17	窪田電気工事(株)	角田字旭町 32 番地の 3	0224-62-1963			●	
18	(有)斎藤建材	藤田字是入 15 番地	0224-62-0277	●			●
19	(有)久保内電気工業所	角田字栄町 121 番地	0224-62-2344			●	
20	(有)窪田建設	稲置字舛内 26 番地 1	0224-65-2287	●			
21	総合企画佐藤建築(株)	角田字扇町 9 番地 16	0224-63-4825		●		
22	(有)丸勝工業	君萱字山田 59 番地	0224-68-2528	●			
23	(株)とくら	小田字藤倉 3 番地 80	0224-62-5603	●			●
24	渡邊建設(株)	稲置字小針前 45 番地	0224-65-2191	●			
25	(有)大住建設	藤田字川前 28 番地 5	0224-63-1717	●			
26	(有)エス・ジェイ・メンテナンス	角田字野田前 34 番 1	0224-63-5126		●		
27	(株)ホシナ	梶賀字東 245 番地 1	0224-63-1448	●	●		
28	(有)丸子設備工業	梶賀字東北 16 番地 1	0224-63-2402	●			
29	(株)佐藤興業	岡字雑魚橋 71 番地 1	0224-57-0812	●			
30	(株)想建	角田字南 85 番地 14	0224-62-2013	●			●

第4章 災害復旧・復興対策に関する資料

資料4-2-1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給要件

災害弔慰金、災害障害見舞金の支給要件

災害弔慰金	対象災害	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> — 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 — 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 — 県内において災害救助法が適用された災害が1以上ある場合の災害 — 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 	
	支給額	①生計維持者が死亡の場合	500万円
		②その他の者が死亡の場合	250万円
	遺族の範囲	①配偶者、子、父母、孫、祖父母 ②死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹 (死亡したものの死亡当時そのものと同居し、又は生計を同じくしていたものに限る。)	
災害障害見舞金	対象災害	上記に同じ	
	支給額	①生計維持者	250万円
		②その他の者	125万円
	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢を肘関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢を膝関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの		

資料4-2-2 角田市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予の取扱基準

1 目的

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条の規定によって、角田市国民健康保険において一部負担金の減免及び徴収猶予を実施し、生活困難等の理由により一部負担金の支払が困難な被保険者の負担を軽減することを目的とする。

2 対象及び要件

一部負担金の支払の義務を有する世帯主が次の各号のいずれかに該当したことにより、その生活が一時的に困難となった場合において必要があると認められた被保険者の世帯を対象とする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等により農作物の不作その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) その他前3号に類する理由があったとき。

3 減免及び徴収猶予の手続

- (1) 一部負担金の減免及び徴収猶予を受けようとする者は、あらかじめ保険者（市長）に一部負担金の減免又は徴収猶予申請書を提出しなければならない。
- (2) 保険者は、前号の申請書を受理した場合は、申請者の世帯及び関係保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について調査を行い、必要に応じて当該世帯主に対し文書その他の物件の提出若しくは提示を求めることができる。

4 措置の要否の決定

- (1) 保険者は、当該世帯の「生活基準費」、「実収入月額」及び「一部負担金所要額」を算定し、次の算式により措置の要否を決定する。
ア 実収入月額－基準生活費＜一部負担金所要額
イ 実収入月額－基準生活費≥一部負担金所要額
アの場合は措置を要し、イの場合は措置を要しない。（ただし、徴収猶予の場合を除く。）
- (2) 基準生活費の額は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める当該基準による。

5 措置の方法及び種類

- (1) 一部負担金の減免割合の算定
一部負担金の減額及び免除の割合は、次の算式により算定するものとし、端数を生じた場合は切り上げる。
ア 実収入月額－基準生活費＝医療費充当額
イ 一部負担金所要額－医療費充当額＝一部負担金減免額
ウ 一部負担金減免額÷一部負担金所要額＝一部負担金減免割合
- (2) 前号の算式によりがたい場合でなお一部負担金の支払が困難であると認められる者については、一部負担金の徴収を猶予することができる。
- (3) 前2号の措置を受けた者に対する一部負担金は、保険者において減額し、その支払を免除し、又は保険医療機関等に対する支払に代えて、直接に徴収するものとする。

- (4) 前号の措置の期間は、原則として減額及び免除については3箇月、徴収の猶予については6箇月以内の範囲で保険者が定める。なお、当該疾病の期間が3箇月以上にわたるものとあらかじめ見込まれるものについては、第1次的に生活保護法の適用を受けるよう指導するものとする。

6 一部負担金の減免及び徴収猶予証明書

- (1) 保険者は、法第44条第1項の規定により一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の決定を行った場合は速やかに証明書を申請者に交付するものとし、その旨を申請者に通知するものとする。
- (2) 一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の措置を受けた者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、前号の証明書を被保険者証にそえて、当該保険医療機関等に提出しなければならない。

7 減免又は徴収猶予の取消し

- (1) 保険者は、虚偽の申請その他不正の行為により一部負担金の減額及び免除の措置を受けた者があった場合において、これを発見したときは、直ちにその措置を取り消すことができる。

この場合、保険者は直ちに減額及び免除の措置を取り消した旨を当該世帯主及び関係保険医療機関等に通知するとともに減額及び免除により支払を免かれた一部負担金を当該世帯主から直ちに徴収するものとする。

- (2) 保険者は一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次のア、イのいずれかに該当する場合においては、その措置を変更し、又は取り消し、当該一部負担金の全部又は一部を即時にこれを徴収することができる。

ア 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため徴収猶予を行う必要がなくなつたと認められるとき。

イ 一部負担金の納入を不当に免がれようとする行為があつたと認められるとき。

附 則

この基準は、平成15年11月1日から適用する。

資料4-7-1 激甚災害及び局地激甚災害の指定基準

1 激甚災害の指定基準

適用条件及び適用措置	指定基準
<p>法第2章（第3条） （第4条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 事業費査定見込額 \gt 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額\times0.5%</p> <p>（B基準） 事業費査定見込額 \gt 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額\times0.2%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 都道府県負担事業の事業費査定見込額 \gt 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額\times25%</p> <p>2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 \gt 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額\times5%</p>
<p>法第5条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 事業費査定見込額\gt 当該年度の全国農業所得推定額\times0.5%</p> <p>（B基準） 事業費査定見込額\gt 当該年度の全国農業所得推定額\times0.15%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 一の都道府県内の事業費査定見込額 \gt 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額\times4%</p> <p>2 一の都道府県内の事業費査定見込額\gt10億円</p>
<p>法第6条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p>	<p>次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。</p> <p>1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>2 農業被害見込額\gt 当該年度の全国農業所得推定額\times1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額\gt 農業被害見込額</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額\leq5,000万円と認められる場合を除く）には適用</p> <p>(1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額\gt 当該年度の全国漁業所得推定額\times0.5%</p> <p>(2) 当該災害に係る漁業被害見込額\gt 当該年度の全国漁業所得推定額\times1.5%により、法第8条の措置が適用される災害</p>

適用条件及び適用措置	指定基準
<p>法第8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実状に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 >当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p>
<p>法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) >当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×5%</p> <p>(B基準) 林業被害見込額 >当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の 当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×60%</p> <p>2 一の都道府県内の林業被害見込額 >当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1%</p>
<p>法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。)×0.2%</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額 >当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 >当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</p> <p>2 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>

適用条件及び適用措置	指定基準
<p>法第 16 条 （公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、</p> <p>法第 17 条 （私立学校施設災害復旧事業の補助）、</p> <p>法第 19 条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>法第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される激甚災害。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>法第 22 条 （罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A 基準） 被災地全域滅失住宅戸数＞被災地全域で概ね 4,000 戸以上</p> <p>（B 基準） 次の 1、2 のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数＞被災地全域で概ね 2,000 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>（1）一市町村の区域内で 200 戸以上 （2）一市町村の区域内の住戸戸数の 10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数＞被災地全域で概ね 1,200 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>（1）一市町村の区域内で 400 戸以上 （2）一市町村の区域内の住戸戸数の 20%以上</p>
<p>法第 24 条 （小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第 5 条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</p>

2 局地激甚災害指定基準

適用条件及び適用措置	指定基準
<p>法第2章(第3条)(第4条)(公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>1 (1) 当該市町村が負担する査定事業額 \gt当該市町村の当該年度の標準税収入額\times50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(2) 当該市町村の当該年度の標準税収入額\leq50億円 かつ、当該市町村が負担する査定事業額\gt2億5千万円 である市町村 当該市町村が負担する査定事業額 \gt当該市町村の当該年度の標準税収入額\times20%</p> <p>(3) 50億円$<$当該市町村の当該年度の標準税収入額\leq100億円である市町村 当該市町村が負担する査定事業額\gt当該市町村の当該年度の標準税収入額\times20% $+$(当該市町村の当該年度の標準税収入額$-$50億円)\times60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費の合算額$<$約1億円未満である場合を除く。</p> <p>2 1の事業費査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなる と見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所数$<$約10のものを除く。)</p>
<p>法第5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>1 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt当該市町村の当該年度の農業所得推定額\times10% (災害復旧事業に要する経費$<$1千万円のものを除く) ただし、当該経費の合算額$<$約5千万円未満である場合を除く。</p> <p>2 1の農地等災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに 該当することとなる と見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所数$<$約10のものを除く。)</p>

適用条件及び適用措置	指定基準
<p>法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>1 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 >当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費<1千万円のものを除く） ただし、当該経費の合算額<約5千万円である場合を除く。</p> <p>2 2の農地等災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数<10のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額>当該市町村内の農業被害額 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額 >当該市町村の当該年度の漁業所得推定額×10% （漁船等の被害額<1千万円のものを除く） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額の合算額<5千万円である場合を除く。</p>
<p>法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るものに限る） >当該市町村の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5 （林業被害見込額<当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×約0.05%のもの を除く） かつ、次の要件のいずれかに該当する災害</p> <p>1 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は</p> <p>2 その他の災害にあつては、 要復旧見込面積 >当該市町村の当該年度の私有林面積（人工林に係るもの）×25%</p>
<p>法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）</p>	<p>中小企業関連被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%（被害額<1千万円のもの を除く） ただし、当該被害額の合算額<5千万円である場合を除く。</p>
<p>法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p>	<p>法第2章（第3条及び第4条）又は法第5条の措置が適用される場合。</p>

※ 法＝「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」